

第 2 6 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 21 年 11 月 27 日 開 会
平成 21 年 12 月 3 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 2 6 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（11月27日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	4
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	5
○ 町長提出議案提案理由の説明	5
○ 議案第 1 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0
○ 議案第 1 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
○ 請願第 2 号及び陳情第 6 号の上程、委員会付託	1 8
○ 散会の宣告	1 8

第 2 号（11月30日）

○ 議事日程	1 9
○ 本日の会議に付した事件	1 9
○ 出席議員	1 9
○ 欠席議員	2 0
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 0
○ 職務のため出席した者の職氏名	2 0
○ 開議の宣告	2 1

○ 発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決	2 1
○ 一般質問	2 2
工 藤 幸 子 君	2 2
沼 畑 俊 一 君	2 9
松 本 陽 一 君	3 6
立 花 寛 子 君	4 0
○ 散会の宣告	5 2

第 3 号 (12月 1 日)

○ 議事日程	5 5
○ 本日の会議に付した事件	5 5
○ 出席議員	5 5
○ 欠席議員	5 5
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
○ 職務のため出席した者の職氏名	5 6
○ 開議の宣告	5 7
○ 一般質問	5 7
川守田 稔 君	5 7
根 市 勲 君	6 2
工 藤 久 夫 君	6 8
○ 散会の宣告	8 0

第 4 号 (12月 3 日)

○ 議事日程	8 1
○ 本日の会議に付した事件	8 2
○ 出席議員	8 2
○ 欠席議員	8 2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 2

○職務のため出席した者の職氏名	8 3
○開議の宣告	8 4
○報告第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○報告第 1 8 号の上程、説明、質疑	8 8
○議案第 1 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○議案第 1 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○議案第 1 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○議案第 1 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
○議案第 1 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
○議案第 1 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第 1 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 1 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 1 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 1 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第 1 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 1 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第 1 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 1 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○請願第 2 号及び陳情第 6 号の委員長報告	1 2 7
○請願第 2 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○陳情第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 9
○常任委員会報告	1 3 0
○閉会中の継続調査の件	1 3 0
○日程の追加	1 3 1
○町長提出議案追加提案理由の説明	1 3 1
○議案第 1 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第 1 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第 1 3 2 号の上程、質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第 1 3 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 3 7
○閉会の宣告	1 3 7

○署名議員	1 4 1
-------------	-------

第26回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成21年11月27日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第114号 南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第115号 南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 請願第2号 バーデパークのボイラー更新に関する請願書
- 第 8 陳情第6号 地引地区ほ場整備に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住民生活課長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第26回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時11分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る11月20日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第26回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告2件、条例制定7件、平成21年度補正予算9件でございます。そのほかの案件といたしましては、請願1件、陳情1件、常任委員会報告、閉会中の継続調査の件がございます。一般質問は7名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、請願書、陳情書につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日11月27日から12月3日までの7日間といたしました。

なお、11月28日、29日は休日のため、12月2日は議案熟考のため休会といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番工藤久夫君、15番坂本正紀君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日11月27日から12月3日までにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11月27日から12月3日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、11月28日、29日は休日のため、12月2日は議案熟考のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より平成21年度随時監査及び平成21年度定期監査の結果について、報告がありましたので、その写しを併せて配布しております。

.....

町長提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 今期定例会の上程は町長提出議案16件、報告2件、請願1件、陳情1件、常任委員会報告及び閉会中の継続調査の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ご挨拶と提案理由のご説明を申し上げます。

本日、第26回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、師走を目前に控え、何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、開会できますことに、衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、本議会は、今年最後の定例会となりますので、提出案件の説明をさせていただく前に、南部町における今年1年の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

アメリカの不良債権問題に端を発した世界的経済危機の荒波のなか、平成21年は、1月1日の上水道の断水事故で幕を開けました。幸い大きな混乱には至らなかったものの、自然災害や火災のみならず、施設・設備の不備・劣化等から発生する被害に対する対応や日頃からの心構えなどの重要性を改めて認識させられました。

また、1月には、合併時からの懸案の一つでもありました、町の花木鳥を制定することができました。町民の皆様からは、公募という形で参画をいただきながら「ぼたん」「赤松」「うぐいす」という恒久的な町のシンボルが制定できましたことを大変喜ばしく思っております。

3月には、国の経済危機対策として実施された定額給付金の受付・支払い事務を開始し、併せ

て町商工会による、プレミアム商品券の販売も行われました。定額給付金につきましては、10月中に申請及び支払の手続がすべて終了し、総額で3億3,500万円もの給付金が町内各世帯に配られ、厳しい経済状況の中、町民の皆様の生活支援に役立ったものと思われます。

4月からは、初めての試みとして、神奈川県横浜市との職員の人事交流を実施いたしました。人材育成という観点を重視し、相互に人材を派遣し合い、職員の能力や見識を高め、ひいては組織全体の力を高めることを目的とし、横浜市から派遣された職員は南部町の独自施策である達者村事業を担当、南部町から派遣された職員は、横浜市における外国人観光客誘致や旅行商品の開発を手がけており、有意義な人事交流であることから、来年度以降も引き続き実施して参りたいと考えております。

5月には、仮称、南部町医療健康センター建設委員会を設置し、センター建設へ向けた施設の機能及び建設予定地についての検討を進めていただきました。7月に頂戴いたしました答申を基に、調査を実施したところでありますが、今後は、議員各位並びに関係者の皆様のご意見等をさらに伺いながら、仮称、医療健康センター建設に向け事業を推進して参りたいと思います。

8月には、整備を進めておりました学校給食センターが完成いたしました。ハサップ方式による衛生管理、ドライ方式による調理など、最新の設備により、栄養面や地産地消のほか環境にも配慮し、毎日2,000食もの給食を温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいままの状態で、町内の子どもたちへ届けております。

9月には、第24回定例会でいただいた議決に基づき、当町と八戸市との間において、定住自立圏形成協定を締結いたしました。協定書には、当町が先導していくグリーン・ツーリズムの推進や、八戸圏域をカバーするドクターカーの導入など16項目の事業が記されており、今後は、この協定に基づいた共生ビジョンを策定し、準備が整った事業から順次取り組んでいくこととしております。

10月には、台風18号が日本に上陸、各地に大きな被害をもたらしながら北上し、町では、警戒対策本部を速やかに設置し、警戒にあたりました。この台風により、ケガや家屋の一部倒壊、農作物などへの被害はあったものの、甚大な被害は免れることができ、ほっとしたところでありました。

町の基幹産業であります農業の一年間では、春先、霜・ひょうによる被害やその後の高温障害によるサクランボの不作があった一方、ウメは高値で取り引きされました。また、夏はヤマセの影響による低温、日照不足による果樹や水稻の生育の遅れが懸念されましたが、その後持ち直し、いずれも平年並みの作柄と伺っており、安堵している次第であります。しかし、リンゴの主力品

種であるふじにつる割れなどの品質低下が見受けられるほか、価格の低迷も気になるところであります。自然災害に強く、さらに作物ごとの価格の乱高下にも耐え得る、安定的な農業経営の確立を目指し、施設栽培の促進や新たな品種の導入、多角的な作物栽培への転換など、今後の町農業の振興にとっての課題が一層浮き彫りとなった１年であったと思います。

町の年中行事、イベントにつきましては、それぞれに創意と工夫を凝らし、内容の充実に努めて実施してまいりました。特に、８年ぶりに２日間の開催となったジャックドまつりは、天候にも恵まれ、来場者からは大変好評をいただきました。また、南部サマーフェスティバルや名川秋まつりも例年以上の来場者となり、大いに盛り上がったものと感じております。

しかし、秋以降は、春先から懸念されておりました新型インフルエンザが、いよいよ南部町でも発生し、町内小中学校で学校閉鎖や学級閉鎖の措置が執られたほか、縦断駅伝競走大会及び小中学校作品展といった町の主要な行事を中止したところであります。

11月からは、予防ワクチンの接種が開始されましたが、これから冬にかけて更なる蔓延が危惧されるところであり、状況を注視しながら必要な対応をとっていく必要があると感じております。

さて、平成16年10月に開村いたしました達者村事業につきましては、おかげさまで持ちまして満５年を迎えることができました。現在、ＲＡＢ青森放送様のご協力により、ＰＲテレビ番組「南部町発！達者村ＳＨＯＷ」が放映されているほか、来る11月29日には、達者村開村５周年記念行事が実施されます。開村当時は、先進事例なども無く、わずかＡ４版の紙４枚からのスタートでありましたが、５周年を迎えるに当たり、これまでご支援を賜りました関係各位に対し、心から感謝を申し上げますと共に、今後も引き続き、町民が達者で暮らすことができる南部町実現のため、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

今年も、残すところあと一月あまりとなりました。議員各位並びに町民の皆様におかれましては、この１年が健康で平穏でありますよう切に願う次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件について、順にご説明を申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第17号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。平成21年度一般会計補正予算（第４号）として、新型インフルエンザワクチンの予防接種に関し、低所得者世帯等の負担軽減のため、国の補助事業により予防接種費用の全額を助成し、併せて町単独事業として優先接種対象者の負担軽減のため予防接種費用の一部を助成するための費用として、合わせて3,046万5,000円を追加し、予算の総額を103億7,031万9,000円としたもので、この予防接種が11月から実施されることから、平成21年10月21日付けで専決処分したものであり、

地方自治法の規定に基づき、これを報告させていただくと共に承認を求めるものでございます。

次に、報告第18号、専決処分した事項の報告についてであります。去る8月14日に、名川チェリリン村を利用いただいた秋田県の男性が、施設の整備不備により右手指を負傷した事故に関し、相手方と和解を成立させること、及び損害賠償の額を決定することについて、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第1号に該当することから、平成21年11月2日付けで専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

続きまして、議案第114号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第115号、南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県人事委員会の勧告に基づき、職員に支給する給与に関し、給料表を改定すること、今年12月以降に支給する期末勤勉手当の支給割合を引き下げること、自宅住居職員に対する住居手当を廃止することなどの改正を行うもので、これに併せて、本職、副町長及び教育長に支給する期末手当についても職員の例に倣い支給割合の引き下げを行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第116号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今年8月から開始された高額介護合算療養費の支給事務に関し、高額介護合算療養費を本来支給額から控除するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第117号から議案第119号までの指定管理者の指定につきましては、公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

議案第117号では、健康福祉課が所管しております1施設について、議案第118号では、農林課が所管しております4施設について、議案第119号では、商工観光課が所管しております2施設について、それぞれ適任と認められる指定管理者に管理を委託するもので、期間はいずれも平成22年4月から平成25年3月までの3年間とするものであります。

次に、議案第120号、財産の取得についてであります。消防団員の安全を確保するため、火災現場で着用する防火服及び銀長靴を購入する契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第121号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,079万7,000円を追加し、予算の総額を109億1,111万6,000円とするものであります。

年度途中の補正としては、5億4,000万円を超える異例の大型補正予算となりましたが、これは、国の経済危機対策による安全・安心な学校づくり交付金を活用し、町内小中学校施設の耐震

化工事を平成22年度から今年度へ前倒ししたことなどによるものであります。

その補正の主な内容についてであります。まず、2款、総務費の公共施設整備基金費に、将来建設が予定されている、仮称、医療健康センターの施設建設及び用地取得へ向けた財源を確保するため、積立金として1億円を計上いたしました。

3款、民生費には、民間の介護施設等におけるスプリンクラーの整備のため、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金として1,567万5,000円を追加し、その財源として同額を国庫支出金に計上いたしました。

8款、土木費には、将来的な住宅の耐震化を目的に、基礎資料を作成するため、住宅耐震改修計画作成業務委託料として1,170万円を追加し、その財源として同額を国庫支出金に計上いたしました。

9款、消防費には、全国瞬時警報システム導入に係る費用として、設計委託料及び工事請負費に合わせて669万円を追加し、この財源として同額を県支出金に計上いたしました。

10款、教育費には、先ほど申し上げました、町内小中学校耐震改修事業としまして、剣吉小学校については校舎及び体育館、福田小学校、南部小学校及び福地中学校については体育館の改修経費として、設計監理委託料及び工事請負費に合わせて3億6,890万4,000円を追加し、この財源として国庫支出金1億9,256万6,000円及び地方債1億2,330万円を計上いたしました。この工事の実施によりまして、町内の小中学校は、すべて耐震化が完了することとなります。

一般会計でのこれらの補正要因以外では、議案第114号及び議案第115号の給与改定に関連する条例に基づき、人件費の調整を行っております。

次に、議案第122号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてであります。給与改定に伴う人件費の調整等を行ったことにより、合計で127万1,000円を減額し、予算の総額を2億1,595万6,000円とするもので、財源となる一般会計繰入金を減額しております。

次に、議案第123号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入の5款、後期高齢者医療制度を円滑に進めるための前期高齢者交付金が確定したことにより、1億1,813万3,000円を増額し、歳出では、3款の後期高齢者支援金及び9款の財政調整基金へそれぞれ所要額を追加し、併せて給与改定に伴う人件費の調整を行ったことにより、合計で1億1,393万7,000円を追加し、予算の総額を31億2,038万8,000円とするものであります。

次に、議案第124号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。介護予防サービス給付費等の増加に伴い、歳出の2款、保険給付費に2,395万円を追加

したほか、給与改定に伴う人件費の調整を行ったことにより、合計で2,255万2,000円を追加し、予算の総額を21億9,735万5,000円とするものであります。

次に、議案第125号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。給与改定に伴い人件費の減額を行い、需用費に組み替えしたもので、予算の総額に変更はございません。

次に、議案第126号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。給与改定に伴い人件費の減額を行い、財源である一般会計繰入金を同じく減額し、予算の総額を8億2,588万3,000円とするものであります。

次に、議案第127号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。給与改定に伴い人件費の減額を行い、財源である一般会計繰入金を同じく減額し、予算の総額を2億268万7,000円とするものであります。

次に、議案第128号、南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてであります。給与改定に伴い人件費の減額を行い、財政調整基金積立金に組み替えしたもので、予算の総額に変更はございません。

次に、議案第129号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてであります。人件費について、給与改定に伴う減額及び人事異動に伴う増額を行ったことほか、施設運営にかかる所要の補正を行ったことにより、合計で596万5,000円を追加し、予算の総額を4億732万1,000円とするもので、この財源として一般会計繰入金を計上しております。

以上、提案いたしました議案の概要について説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細に説明いたしますので、慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、契約案件並びに財産区管理委員会及び人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただき予定しておりますので、付け加えさせていただき提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、議案第114号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第114号についてご説明いたします。

町長、副町長、教育長に支給する期末手当について、一般職の職員の給与改正に準じ支給割合を引き下げるものであります。

次のページをお開き願います。第1条は、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正であり、第3条は、南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正です。

12月に支給する町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合について、「100分の165」を「100分の155」とし、「100分の10」を減ずるものです。

次に、第2条及び第4条の改正についてであります。6月に支給する町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合は、「100分の160」を「100分の145」とし、「100分の15」を減ずるものです。

なお、特別職の職員には一般職の職員に支給する勤勉手当はないことから、期末手当のみの支給に関する改正でありますので、申し添えます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定、これは6月支給の期末手当のことであります。平成22年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 特に、町長の給料についての質問であります。日頃から大変さまざまな行事をこなされお忙しいこととは思いますが、月額76万3,000円の一部を取り崩して一般財源に充てるという考えをみずからくだすという考えはなかったのでしょうか。職員の場合、給料月額の引き下げ、期末手当の引き下げ等、特に将来の年金にも響く給料月額引き下げと比較しても、期末手当の引き下げだけでは納得できないものがあります。

給料の月額を引き下げる考えはなかったのでしょうか。質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えを申し上げます。

町長の給料についてのご質問であります。これは相当前以前のことにさかのぼりますけども、職員が右肩上がりで昇給といいますか給料改定で上がってきている時に、特別職のほうは確かずっと据え置かれてきております。逆に今、今度は下がる時に町長を下げていきますと、その辺の誤差といいますか、そういうのが生じると思いますので、当面は改正を考えてございません。以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） なぜ、この問題が問題になるかといいますと、大変忙しく町長が働いているのは町民の皆様も存じておくことでありますが、月額76万云々というやはりこの金額を引き下げて、他の仕事に振り分けるとかそういう考えをもし出していただけののであれば、皆さん苦しい中で頑張っておられる。その励みになると思いますが、町長自身は、この点をどのように考えておりますのか、みずからのお答えをお願いしたいと思います。

他の町村とか、また、テレビなどでもさまざまな問題でこの給料月額が問題になっておることをどのように考えておりますのか、その2点でみずからのお答えをお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 我々はしっかりと器量に見合う仕事をしていくのがまず、第一であると思ってございます。

今それぞれの自治体の状況があるわけでございまして、私は、前にも同じような質問をいただいた時に、非常に今互いに給料を下げていく、そういう合戦をしている。それが果たしていいのかという部分は感じております。それぞれがしっかりとまず一番大事なものは、町民の皆様から見てもその分しっかりと仕事をしていると、そういうことをするべきであろうと思ってございます。

さまざまな現在の状況下というのは、それなりに把握はしているつもりでございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第114号は原案どおり可決されました。

議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第115号、南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第115号についてご説明いたします。

青森県人事委員会からの報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定並びに住居手当の支給範囲の改定をするものであります。

次のページをお開き願います。第1条の改正についてご説明いたします。

旧条例の第9条の2は、住居手当についてであり所有にかかる住宅手当月額3,000円を廃止するものです。

第18条第2項は、期末手当の支給割合についてであり、12月支給分は「100分の155」を「100分

の145」とし、「100分の10」を減ずるものです。

下段の別表1、これは給料表の改正であり、13ページから17ページまでは行政職の給料表で、最高で800円の引き下げとなります。

17ページから20ページまでは、医療職給料表(2)看護師、保健師以外の検査技師等の職員で、最高で700円の引き下げとなります。

20ページから24ページまでは、医療職給料表(3)であります。看護師、保健師分で最高で700円の引き下げとなります。

各給料表とも若年層につきましては、据え置きとなります。

次に、25ページをお開き願います。上段のほうであります。第2条の改正についてご説明いたします。第18条第2項は期末手当の支給割合についてであり、6月支給分は「100分の140」を「100分の125」とし、「100分の15」を減ずるものです。

第20条第2項は、勤勉手当の支給割合であり、6月支給分、12月支給分とも「100分の72.5」を「100分の70」とし、「100分の2.5」を減ずるものです。

中段より少し上の位置であります。第3条の改正についてご説明いたします。

平成18年の給料改正前の給料の支給を受けている職員は、その月額に「100分の99.76」を乗じていた額が、その職員の支給額となるものです。

附則であります。第1項施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、6月に支給する期末手当の支給割合及び勤勉手当の改正については、平成22年4月1日から施行する。

第2項、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置ですが、給料の減額対象については、12月に支給する期末手当から毎月支給する給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の合計額に「100分の0.24」を乗じていた額に、4月から11月までの8カ月分を乗じていた差額を差し引かれるということであり、さかのぼって差し引くということであり、

6月の期末手当、勤勉手当も同様に「100分の0.24」を乗じていた額を差し引かれるということであり、

以上であります。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀君。

○ 2 番(夏堀文孝君) 13 ページになりますけれども、第 1 条の 3 で医療職給料表の同項中「100 分の 145」とあるのは「100 分の 155」とするとありますが、医療職給料というのは、引き上げになるということでしょうか。

○議長(小笠原義弘君) 総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) お答え申し上げます。

今の部分については、医療職の(1)に当たります医師の関係でございますが、医師につきましてはそのまま据え置いて、前の数字とすることとあります。

同様に、給料表の(1)の医師につきましては、人事院勧告でも給料の改定を行わないこととしてございます。

以上であります。

○議長(小笠原義弘君) 立花君。

○12 番(立花寛子君) 人事院勧告についてなんですが、人事院勧告はどのようなものであり、どのような影響を周囲に与えると考えておられるでしょうか。

また、人事院勧告は勧告として当町独自の考えのもと、下げ幅を少なくするなど、独自の項目は含まれているのか、この 2 点をお伺いいたします。

○議長(小笠原義弘君) 総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

人事院勧告の制度でございますが、人事院勧告は人事院、国では人事院、県では人事委員会という独自の団体を設置し、通常の民間の給料状況等を調査してそれを公務員の給料に反映させるという制度でございます。

それで、我が町といたしましては、国と県の勧告内容はほとんど同じであります、県のほうが近くにあるということとありますので、県の勧告を受けてそれに準じ改正を行うものであります、2 点目の質問につきましても、独自に行うのかということとありますが、そうなりますと例えば、町独自で人事委員を設置しますと人事委員は 3 名の委員を設置する、事務局を設置する。

さらに、その内容につきましては、役所の類似した関係の職を参考にするということでもありますので、この地区には、そういうのは相当数ないと参考にすることが大変難しいと思いますので、独自の考え方は入れてございませんが、県の勧告を参考として行っております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 職員の皆さんは、合併して大変さまざまな問題でご苦労されながら仕事をされておられます時に、月額給料自体の金額が引き下がるということは、将来の年金など、やはり生活設計に支障をきたすのではないかと思いますし、また、公務員が引き下がるとまた民間の給料にもそれが悪く影響されるということで、大変厳しい循環が回ると思っておりますが、この給料の月額の引き下げ幅を少なくするか、据え置くということは当町の場合はまったく考えられないことなのではないでしょうか。大変厳しい勧告ではないでしょうか。どうお考えになりますか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 給料の引き下げについてのご質問ですが、大変ご発言はありますがたいことです。ただ、民間のほうは大変苦勞なさっている、それに民間の状況を反映させるとするのは、公務員の給料システムでありますので、逆に考えますと、私のほうだけ下げないで民間が下がっていった時に、「逆に私たちがこんなに苦勞している時に、公務員だけが高い地位にいていいのか。」という考え方も出てくると思いますので、皆さんから理解をいただくには、やはり民間の状況を置きながら、私たちの給料を決めていくというのが本筋ではないかと考えておりますので、以上であります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

公務員労働者も労働者です。したがって、賃金は労働力の価格であるという原則と、労働基本法（団結権、団体交渉権、ストライキ権）を保障する立場がつかぬかねばなりません。同時に、主権者である国民全体への奉仕者として、安心して意欲を持って公務労働に専念できる条件が保障されなければなりません。しかし、人事院勧告制度は、公務員労働者のこれらの権利を抑圧し、中立機関の装いをした人事院の勧告制度を利用して、政府の低賃金政策を公務員労働者に押しつける役割を果たしています。

人勧制度に基づく最近の勧告は、民間準拠方式によって民間労働者の賃金を基準にして作成されています。その勧告も、民間賃金が正確に反映されず、政治的に低く抑えられているのが実態です。さらに、次年度の春闘闘争の一つの基準として作用し、勧告と民間賃金とが悪循環することによって、全労働者の賃上げを抑制する役割を果たしています。勧告に示される標準生計費や初任給は、現行の地域最低賃金、失業対策賃金、生活保護基準などと密接に連動しています。さらに、恩給、年金生活者など、国民の生活に重大な影響を与えます。

このように人勧制度が低賃金構造の重要な柱の一つとして、国民生活を規制する威力となっています。賃金は、家族を含めて健康で文化的な生活を営めるものでなければならぬとの立場から、勧告における生計費の重視を強く要求していかなければなりません。しかし、賃金の最も重要な要素である生計費がまったく無視されているのが現状です。こういう現状のもと、さらなる引き下げでは生活はますます苦しくなるばかりか、民間賃金の抑制につながるばかりです。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第115号は原案どおり可決されました。

請願第2号及び陳情第6号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、請願第2号及び日程第8、陳情第6号を一括議題といたします。

本日までに受領した請願1件及び陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

なお、産業建設常任委員会は本日、本会議終了後開催いたします。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、11月28日、29日は休日のため休会とし、11月30日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時01分）

第26回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成21年11月30日（月）午前10時開議

第 1 発議第3号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第 2 一般質問

10番 工 藤 幸 子

- 1．由緒ある歴史文化の町づくりについて
- 2．冬期間の安全・安心の町の除雪について

3番 沼 畑 俊 一

- 1．達者村による農家民泊と特産品について
- 2．県道櫛引上名久井三戸線の整備について

5番 松 本 陽 一

- 1．農地の集積と農業の担い手の育成について

12番 立 花 寛 子

- 1．2010年度に引き上げ予定の後期高齢者医療制度について
- 2．国保会計に一般財源を充当することについて
- 3．ストックヤード整備について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	7番	川 井 健 雄 君
8番	中 村 善 一 君	9番	佐々木 勝 見 君
10番	工 藤 幸 子 君	11番	馬 場 又 彦 君

12番 立花寛子君
 15番 坂本正紀君
 17番 佐々木元作君
 19番 西塚芳弥君

13番 川守田稔君
 16番 小笠原義弘君
 18番 東寿一君
 20番 佐々木由治君

欠席議員（２名）

6番 河門前正彦君

14番 工藤久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画調整課長	奥瀬敬君	財政課長	小萩沢孝一君
税務課長	八木田良吉君	住民生活課長	中野雅司君
健康福祉課長	有谷隆君	環境衛生課長	小野寺直和君
農林課長	岩舘茂好君	農村交流推進課長	小笠原覚君
商工観光課長	大久保均君	建設課長	西野耕太郎君
会計管理者	坂本與志美君	名川病院事務長	坂本好孝君
老健なんぶ事務長	神山不二彦君	市場長	佐々木博美君
教育長	角濱清輝君	学務課長	庭田卓夫君
社会教育課長	工藤重行君	農業委員会事務局長	坂本勝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	立花和則	主幹	板垣悦子
主事	秋葉真悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第26回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、発議第3号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案は、会議規則第39条の規定により、提出者の説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、提出者の説明、質疑を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第２、一般質問を行います。

質問の回数は３回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて６０分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間５分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

１０番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（１０番 工藤幸子君 登壇）

○１０番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告しておりました２点について町長にお伺いいたします。

まず１点目でございますが、由緒ある歴史文化の町づくりについて。

南部町は、聖寿寺館跡が国史跡指定を受けて、優に５年になりますが、整備の進展状況はどうなっているのか。

歴史について少し話をしてみたいと思います。まずは、８００年の歴史を誇るここ南部町はその昔、奥州住谷野といい、蝦夷の住む地として都の人々に恐ろしい地であると語られておりましたが、坂上田村麿により平定され、藤原全盛期を迎えていよいよ馬産の地として脚光を浴び、藤原氏はその黄金文化の中で、数々の仏像、京の仏師、運慶たちに彫らせ、その代償として、糠部住谷野牧の駿馬を多数贈り、また、その中世、戦国時代、源頼朝の奥州攻めで、平泉が滅び、戦功をあげた甲斐源氏加賀美遠光の三男南部三郎光行に、１国にも匹敵する岩手県閉伊郡、久慈郡の岩手の北の地域から、西は鹿角の津軽に接近し、北は陸奥湾、東は太平洋に面する広大な領土、糠部郡を拝領いたしました。そして、１１９１年、建久２年、家臣７３名と共に船６そうに分乗して、由比浜を出航、１２月２８日に八戸に到着、馬淵川をのぼって相内の地に到着、入部しました。相内の観音堂で一夜を明かした後、糠部郡地頭として初代藩主となり、翌建久３年には平良ヶ崎城を築城、１２２５年、聖寿寺館を創建。次々と牧場の管理館をつくり、駿馬ブランド名馬を世に送り、光行公は名馬の生産の事業家でもありました。

源平合戦では、東国源氏の得意とする騎馬戦で活躍した名馬や、平泉で育った義経や兄頼朝の旗揚げにも秀衡より数頭の住谷野産の駿馬を贈り、また、九郎義経の愛馬青海波や池月、太夫黒の活躍等により、一の谷やひよどり越えの逆落として奇襲に成功、壇ノ浦での平家の壊滅も宇治川の白馬獲得の先陣も住谷野牧の名馬でありました。その後、藤原氏が滅び去り、平泉は廃墟と化しましたが、住谷野牧はこのときの戦功により、南部三郎光行の支配地となりますが、一戸から九戸の牧をつくり、馬産に拍車をかけ、住谷野牧の名を欲しいままにしたと言われております。

1539年、晴政時代、家臣赤沼備中の放火により、聖寿寺館を全焼する。1550年には、田子城、川守田城、三戸城、剣吉城、名久井城、八戸根城、七戸城、九戸城など、城館を築城し、1582年田子信直が三戸南部家26代当主となりますが、三戸城には35年間三戸城山の城館で過ごし、1597年3月から26代藩主信直、27代藩主利直が総奉行として不来方、つまり盛岡へ築城開始するが、1599年、信直死去のため、利直が27代当主となり、1617年には、盛岡城下へ三戸の町人を一部移動させ、また、根城南部から八戸氏を遠野へ移封する。そして、1632年利直死去で重直が28代当主となりますが、盛岡城主初代の重直は、盛岡市の北山の臨済宗妙心寺派菩提寺大光山聖寿禅寺の岡祖泰お導師様のもとで眠っておりますが、南部藩つわものたちは、800年の歴史の中で、領土を守り、戦場へ赴き、勝どきを上げ、駿馬と心をつににして、戦火の中をものともせず戦い抜き、世のため、人のため、主君のためと果てたのであります。

800年を過ぎた今でも、静かにこの南部の地で眠っているのであります。越前の戦国大名であった福井県福井市城朝倉氏の本拠「戦国都市」と言われる国指定史跡「一乗谷」に匹敵すると言われている我が南部の広大な城塞都市、名久井岳の眼下に広がる南部氏史跡の整備は、進展はどうなっているのか、期待どおりで進展しているのでしょうか。

先祖と生きる町には、安心があり、笑顔があります。それは、そこを訪れる人にとっても最高の魅力です。互いに仲よくなれるからです。人と自然、人と歴史の愛の共生がその場所にとって人と人の第一の魅力「安心」を形づくりします。そして、その場所を訪れ、歩く楽しさがあります。道が人間の肩幅に合っていて、安心があります。自動車に適した道幅で、広く真っすぐな道路には機能性、経済性、効率性一点張りの近代が横たわっています。その合理性が今、未来を力強くあけていけないでいる。このことへの反発と反省が人々に「振り返れば未来」の気持ちを強めていると言われております。

歴史的な町には、先祖とともにいる安心とともに人間の息づかいがあり「暮らしと命」の知恵と楽しさが詰まっています。それを地元の人も史跡を訪れる人も歩きつつ味わう「徒歩の時代」が「21世紀」であると思います。

近未来の観光都市のようにはいかないまでも、「住んでよし、訪れてよしの町づくり」で、北奥羽の史跡、観光地としての町繁栄のため、また、町民の幸せのためにぜひ心を込め、力を入れて整備を進めていただきたいと思うものであります。

さらに、町全体が史跡であるのに、このままではもったいないとさえ言われている中、町発展のためにも、どのように町長は考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、２点目でございますが、冬期間の安全安心の町の除雪についてでございます。

これからの地域社会は、ハード中心からむしろ生活に資するサービスや、生活環境に合ったサービスをどう提供していくかではないでしょうか。都市はさまざまな土地や国からの人が集まり、そしてまた、世界に散っていきます。しかし、限られた町村は、枠の中の土地や言葉を地域語として統一、同じ法律を行き渡らせ、町民意識を一つにし、村の盆踊りや秋祭りを通して、土に根ざした共同体を強制力とともに、長い間保持してきたのと同じ構成原理に基づいております。つまり、閉ざされた存在でいると思います。

今の世相、不安がいっぱいな時代だからこそ「安心」が生活する町の第一の魅力です。機能や環境、安心がある町です。住民にいつも笑顔がある町は、環境や安心がいっぱいある町だからと思います。人と自然が和み合い、元気と安らぎを与え合っているからだと思います。

そこで、この町も雪がちらつく時期になりました。間もなく道路にも雪が積もり、身動きのできないときもあると思います。特に、通学する子供たちは、道路わきに積み上げられた雪の山を見上げ、走り去る車の渋滞の様子を見ていても、なかなか切れ目がないときは、意を決して積み上げられた雪の山に登ります。すぐわきを車が通るのをうらめしそうに見ながらです。せめて、通学エリアの安全確保が必要です。道路わきに積み上げられた雪を除く、安全な手だてはないのでしょうか。少子高齢社会になりました。町長にご答弁をお願いする次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

その前に、きょうは杉沢中学校の３年生の皆さんが議会勉強ということで来ております。先ほど開会前に私も来られるということをお聞きしまして、事前にわかっていたらもう少し傍聴の中学生の皆さんにもわかりやすい説明をしたいなと、こう思っておりますが、できるだけ皆さんにも

わかりやすい内容で答弁をしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

先ほど、工藤幸子議員から私ども南部町のまさに南部藩の歴史、ご説明をいただきました。1191年に南部三郎光行公が相内の地に入った。そしてまたその翌年には平良ヶ崎城を建立ということで、800余年の歳月が今日までたっている中で、私ども南部町とそしてまた山梨県南部町の交流を深めながら、先般、私も1日国がえ事業ということで、山梨県南部町に行って、講演をさせていただきました。800年以上前から山梨県南部町の皆さんと交流がある私どもの南部町、小学校5年生、6年生は、毎年交互に山梨県南部町に出かけ、そしてまた、5年生は6年生になったときに私どもの南部町に山梨県から来て、交流を深めると。非常に有意義な交流もさせていただいているわけでございます。そういう歴史を大事にしながらいかなければならない。そういう思いでございます。

まず、史跡の国指定後の進展状況についてのご質問でございますが、平成16年9月30日付で、聖寿寺館跡が国指定史跡となっております。翌年、平成17年12月に聖寿寺館跡を適切に保存、管理するための施策を明らかにするために、国、県、町、3者によりまして、聖寿寺館跡保存管理計画書を策定しております。その構想とするところは、聖寿寺館跡を単に現状保存することにとどまらず、積極的に文化財としての価値を高め、町民がより親しみ、活用できる史跡公園として整備を進めようとするものでございます。

それに基づきまして、平成17年度から国庫補助事業を活用しまして、聖寿寺館跡本体の土地公有化事業に着手し、平成20年度までに3名の方々からご協力をいただき、7筆で1万761平方メートルを買い上げることができました。公有化予定面積でございますけれども、7万1,184平方メートルの約現在15%に当たります。

そして発掘調査でございますが、平成5年から国指定を受けるまでの11年間で約5,000平方メートルを調査し、指定後の平成19年度から21年度、今年度まででございますが、約2,000平方メートル、合計で約7,000平方メートルを発掘調査しております。

指定後、平成19年度から21年度までの発掘調査でございますが、当時殿様が住んでいた主殿クラスの建物跡を探ることが目標であります。大小7棟の掘立柱建物跡や陶磁器類、釘等の金属製品、また古銭などが発掘されてございます。

歴史建築の専門家が見聞した結果によりますと、農業による破壊があり、当時のままの完全な柱跡が発掘されていないため、建物として復元できないということではありますが、東西7間、南北5間の大型の建物など、主殿クラスとは言えないまでも、南部氏本宗家の聖寿寺館跡がいかに壮大であったかなど、南部氏の経済力、文化力の高さが少しずつでも解明されつつあることは確

かでございます。

平成19年度から再開しました聖寿寺館跡の発掘調査、また、文献調査等も含め、それらの調査成果をもとに整備基本計画策定委員会を立ち上げ、国指定史跡・聖寿寺館跡の整備基本計画を策定していきたいと考えてございます。

今教育委員会のほうではそういう内容で進めていきたいと。やはり800年もある歴史、きょうは中学生の方々、杉沢中でございますので、福地地区でございますけれども、合併をしまして我々の地域旧南部地区の歴史、非常に深い歴史を持っております。そしてまた名久井地区におきましては、白華山法光寺、これまた750年という歴史を持っているお寺もございます。ぜひ、こういう歴史の、そしてまた当時の文化、そういう部分を中学生の皆さんも勉強していただいて、しっかりとまた皆さんが大人になったときに、その歴史文化というのを大事にしながら継承していただければなと。そのために、我々もしっかりとした取り組みが必要であると、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、除雪、または歩道の確保等についてのご質問でございますが、最初に、議員の皆さんもご存じなわけでございますが、国道という道路は国が管理をします。ですから、国の予算で整備をする。除雪にしろ、歩道の整備にしろ、道路の拡幅にしろ、国道は国がします。県道という道路については、県が管理をして、整備を進め、除雪をします。町道、その他の道路等につきましては、町が管理をし、整備を進めて、除雪をします。それぞれ管理が違うわけございまして、当然予算がかかわるわけございまして、しかし、除雪、歩道の確保というのは、しっかりと、いわゆる子供から高齢者まで、安全確保を図っていかなければならないと。きょうは中学生もおりましたので、改めて国道、県道、町道、その他の道路等について若干先に説明をさせていただきましたが、町では毎年除雪事業計画を作成し、その計画に基づいて除雪を実施しております。降雪状況、気象情報等を勘案しながら、道路はおおむね10センチ、歩道はおおむね15センチで作業を開始してございます。

今、建設課のほうからちょっとメモをいただいたんですが、町道の総延長は南部町は約600キロメートルです。そのうち、除雪延長は約半分、307キロメートルの町内全体で除雪をしてございます。それぞれの皆さんが自分のところが一番早く来てほしいと。これはだれしも思うわけでございます。我々もその時間をいかに短縮をしながら300キロメートルという部分を1日ないし2日で行わなければならない。また、そういうことを行っているということをまずご了解をいただきまして、歩道の除雪につきましては、業者委託のほか、住民の協力による歩行者区間確保のための小型除雪機を町内会等へ貸与し、実施している状況でございます。中には、まだ県道につ

きまして歩道が整備されていない地域もございます。私どももここにつきましては、県道が主でございますので、県のほうに常に状況を説明し、そして歩行者の安全確保を図っていかなければならないということをお願いをしているところでございます。中にはどうしても、家屋がたくさん建っている場所、ここについてなかなか進めないというのも現状でございます。これはなぜかといいますと、やはり家屋の移転費というのは相当なお金がかかるわけでございまして、家屋がない道路と家屋がある道路について、予算が全く違う、何十倍も違ってくるわけでございます。そういう部分で、なかなか家屋が関係する部分には時間がかかるということもあります。

しかしながら、私どもも先ほども申し上げました。できるだけ早くそういう道路も毎年お願いをしながら、特に危険性の高い場所については、早期改良工事が実現できるように今後も県のほうに働きかけをし、しっかりと予算を計上してもらえるように取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

また、再質問等につきまして、細部につきましては、担当課長等から詳しく答弁をしていきたいと、こう思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） ご答弁ありがとうございました。

今46代の南部藩の当主さんがおりますけれども、まだまだその殿様のいる館ということばかりじゃなくて、やはり先ほども申し上げましたように、町内全域に史跡がちらばっているわけですが、なかなか標柱が立って精いっぱいということで聖寿寺館の中はいいんですけれども、外の城といいますか、囲いの部分が非常に貧弱で、むしろ隣近所に建っている一般のお家のほうが非常に立派だという、そんな感じで、あのお霊屋はなかなか拝観しないようですので、恐らくあれは外を見てもう帰ってしまっているんじゃないかなと、そのように思っています。ですから、やはりここは利康公のお霊屋だという雰囲気をもう少し表面から見てもわかるようなものをかもし出してほしいなと思っています。その前を通っている道路は、裸坂のほうの道路はいいんですけれども、小向橋のほうに向かう道路がまだ未整備のようで、そんなちぐはぐなそういう状況もありますし、それから、先ほど申しましたように、46代、45代の殿様がただ来町して、安信公の宝篋印塔を参拝なさっているんですけれども、その足場も山なので仕方がないんじゃないですかというような、そういう道路になっております。長靴を持ってきているからとは思いますが、道路も非常に未整備で、宝篋印塔の囲いもあって、なかなか手をつけなくて、昔のまま

のほうがいいといいながらも、少し申し上げますと、木の葉っぱを二、三枚落として、あとはもう自然のままのほうがいいというような、そういう何とも言えないこの整備の状況でございますので、先ほども言ったように、広大なここは殿様の土地で、城塞都市と言われるぐらいの広大な土地ですので、その辺を全部見て、まだまだ落としがあると思いますし、期待をしていると思うんですね。

ですから、もう少し歴史家とも相談したり、その委員会を立ち上げということもあるようだけれども、何とかというのは、盛岡紫波郡のほうですと、３年後ぐらいには助成金がどんどん入ってきて、それはその町内の姿勢によってそういうふうに活発に助成金が入ってくるのかなと思うぐらいいろいろな状況が目映って、紫波町なんかはそういう状況です。紫波町よりもさらにこちらの南部藩の土地は先ほども言いましたようにいろいろな意味で価値ある土地でございますので、どうぞ町発展のためにも、もう少し歴史文化を尊びくださって、ぜひよろしくお願いしたいと思うわけでございます。

それから、除雪ですけれども、国道は国道の範囲、県道は県道の範囲、町道は町道の範囲とおっしゃいますけれども、それはそのおのあの道路の管轄の国、県にこういう状態なのでとむしろお家がいっぱい建っているところが危険がいっぱいあるわけですので、その辺をどういうふうにして子供たち、あるいはお年寄りを守ろうかという、そういう発想のもとで県や国に提言してほしいなと、このように思っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほど私は、きょうは中学生の皆さんも来ているので、国道、県道、町道、その他の農道という部分をまず勉強を兼ねながら中学生にもわかっていただけるように説明、答弁したつもりでございます。その中で、私どもは国道に関して、やはり国道については管理なわけです。県道については県が管理していくべきものでございます。当然、私どもは毎回、国、県に対してその要望をしておりますので、今後も引き続き強く要望して、早く実現できるように取り組みをしていきたいという先ほどの答弁でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 工藤幸子議員のほうから小向橋のほうの道路、町道になりますけれども、整備がされていないのではないかとということで、今の聖寿寺館跡の史跡の関係からということだと思っておりますけれども、まず一つは、今現在議員も知っていると思っておりますけれども、北本村南古館線の改良工事に入っております。今年度用地買収に今後入っていくわけなんですけれども、これは旧平良ヶ崎城址跡、旧南部中の場所を進んでいくわけなんですけれども、ここを今来年度、史跡ですので、調査に入るということになります。その後、徐々にまず最初は国道から今の五戸に行きます県道に1回整備して、その後、今整備されているわけなんですけれども、聖寿寺のところから次にさらに小向のほうに今後計画を進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 具体的にご答弁をいただきましたので、ぜひそれにのっとって早期に姿が見えるようにしていただきたいと、このように思っております。ご答弁ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

3番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

（3番 沼畑俊一君 登壇）

○3番（沼畑俊一君） おはようございます。それでは、達者村活動と県道整備について、順次質問をさせていただきます。

達者村は、平成16年に旧名川町で産声をあげ、以来平成18年の町村合併により、その活動範囲を福地、南部地区と広げながら今日に至っております。今また、テレビで達者村の番組が放映されており、ますますパワーアップしている感のある達者村ですが、バーチャルから実現へいろいろな面で町発展のための役割を果たしてきたと思います。そのおかげで、修学旅行生の受け入れなど、各種事業の対応に努力されてきた関係者に深く敬意をあらわすものであります。

きょうは達者村における農家民泊と特産品について質問をいたします。

一つ目、農家民泊は年々盛んになり、平成20年には受け入れ会員が35、利用者が2,019人となっているそうですが、1人当たりの料金及び受け入れ農家にはどれぐらいの収入、メリットがあ

るのか、また、短期、あるいは長期の民泊の実績はどうか、21年度の状況はどうかお伺いをいたします。

当初、長期滞在、定住を目指してパソナとのインターンプロジェクトをやったわけですが、それが終わり、今後どのような方法をお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、特産品についてであります。各種団体で、構成される達者村特産品認証制度で認証し、各商店、施設などで販売をしているそうですが、その販売実績はどのようになっているのでしょうか。

直売施設などが各地で建設され、競争が激化していると思いますが、せっかくなつくた特産品を生かすために、各地区にある直売施設で達者村特産品コーナー等を設けて販売するとか、1カ所で作る体験をさせるとか、試食させるとかして、展示販売ができればいいのではないのでしょうか。そのような施設が必要だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、県道櫛引上名久井三戸線、赤石地区の整備計画についてですが、森越地区が整備されると聞いていますが、赤石地区では、道幅が狭く朝夕の通勤時には大きい車が来ると、とまったり、バックしなければならないような状況であります。さらに、多目的バスが運行されるようになって、これから冬を迎え、凍結などで交通事故が心配されます。以前から地元では、県、町へ願いをしてきました。早急に整備されることが必要であります。整備計画はどのようになっているのでしょうかお伺いをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、グリーン・ツーリズムに関する農家民泊についてでございますけれども、農家民泊1人当たりの料金は、1泊の場合は7,000円でございます。2泊以上する場合は1泊6,000円と格安に設定をしております。

現在、農業体験修学旅行などの受け入れにつきましては、八戸市の一部、南郷区でございますが、八戸市と三戸町、田子町、階上町、南部町で構成する三八地方農業観光振興協議会で広域連携し、進めているところでございますが、今年度の実績につきましては、広域分と南部町単独分を合わせまして2,429名、11月10日現在でございますが、前年比でいきますと410名、20.3%の増

となっております。このうち、南部町、当町の実績でございますが1,535人、前年比328人、27.2%の増でございます。金額は1,497万7,000円、約1,500万円でございます。受け入れ主体の達者村ホームステイ連絡協議会の会員、現在36名でございますけれども、平均では41万6,000円余りとなっております。

次に、交流人口をふやすための方法としてのご質問でございます。当時農業インターンプロジェクト事業を行っていたわけですが、現在、取り組んでおるのは、農業体験学習の分野では、当町に農業体験修学旅行で訪れてくださいました関東・関西の中学校や高校の文化祭、またはバザー、卒業式などに参加し、相手校の校長先生や、また保護者の方々と懇談し、次年度以降の来町を働きかけをしてございます。大体毎年14校、15校の修学旅行が訪れているわけですが、当然、毎年全校に行けるわけではございません。毎年各校を決めながら、直接受け入れをしている農家の方々も行って、PRもしているところでございます。

また、昨年度から始まりました小学生の体験学習「子ども農山漁村交流プロジェクト」におきましては、県や東北農政局を通じまして、新規校の開拓に努めているところでございます。

また、そのほかにも通年農業観光の分野では、首都圏の主な旅行会社等を回り、各種ツアーのコースに加えていただけるように要請活動も行っているところでございます。

交流人口をふやしていくためには、このほか一番大きな力がまたマスコミなどを通じたPR、そしてまたホームページ、パンフレット等による情報発信が重要でございますので、引き続き町としてもしっかりと広くPRしていくことが大事であると、こう考えてございます。

農業インターンプロジェクトについてでございますけれども、これはパソナと一緒にあって、また県と一緒にあって取り組んできた事業でございます。平成17年度から4年間実施してまいりましたが、県のほうから事業に対する補助金が終了したということもあり、20年度で取り組みを終えてございます。農家の方々にご協力いただき、農業に関心のある首都圏の若い人たちに知識や技術を指導し、その後、当町でできるだけ農業に従事してほしいということで行ってきたわけでございますけれども、予算的なものも一つの要因に当然なりました。それに対する費用対効果というのも当然考えながら取り組んできたわけですが、なかなか半年間の研修を終えて、残ってくださる研修生がいなかったというのも事実でございます。その要因としては、やはり初めて農業を研修し、農業で生活をすぐ立てていくというのはやはり非常に難しい部分がありまして、1人の方は1年間野菜を植えて行いました。

私もその青年と話しをしたときに、「冬場の収入がどうしてもないために、厳しい」と、そういうお話をしておりました。今後やはり、この事業をまた進めていく上で、研修後の体制をどの

ように持っていけるか。そしてまた、やはり一気に農業に専門的に従事というのは難しい部分も今回事業で感じましたので、やはり今後農業法人等々が設立したときに、その農業法人で働きながら自分でも農業をしていくと。こういう部分がその青年と話をしていたときに一つの目標、理想になるのかなというお話しも聞きました。

また、他の研修生からもそういうことも聞きましたので、そういう部分も含めながら、今後また、パソナさんとは事業が終わったので、すべて断ち切るということではなくて、パソナの山本専務さんとも「今後もそういう機会ができれば、また一緒にやっていきましょう」ということでお話しをさせていただいております。

次に、達者村認証産品でございますが、現在、42団体、個人も含めてでございますが、42団体によりまして、農産加工品や手工芸品など、73品目が認証されてございます。個々のお店や認証適格者、認証が許可されたものでございますが、所属する農産物産地直売所などで販売をしてございます。ほとんどの方々がそれぞれの産直さんとか、また地元でなくても他の産直施設等で加入して販売しているという方々がまずほとんど。そしてまた、地域の商店の方々の商品がほとんどでございますけれども、1カ所で展示し、購入できるようにできないかという要望は以前にもいただいてございました。それに伴いまして、町としてもそれぞれの直売施設に働きかけをいたしました。ただ、産直施設の場合にネックになったのが、会員以外の方の農産物の加工品を売ることはどうしてもできないんだと、こういうお話しがほとんどの産直施設の方々でございまして、これは気持ち的にはわからないわけでもございませぬ。当時恐らくそれぞれの産直施設を立ち上げるときに、それぞれ苦労をし、会員を集めて何とかオープンできたという、そういうこともあるでしょうけれども、私どももそういう部分を逆にそれぞれの施設で販売していただければ、逆に皆さんのところの施設にも効果が出るのではないかとということでお話しはさせていただきました。ただ、私どもが思っている以上に、それぞれの施設の方々の思いというのもギャップがございまして、現在はまだそれが実現できていない状況でございます。

ただ、チェリウスのほうにおきましては、何品目か取り扱いをし、PR、また販売をしているわけでございますが、商品の中には季節の限定品や、また冷蔵施設が必要だとか、いろいろございますので、一部納入してもいいという部分について行っているところでございます。

また、町には第三セクター、バーデハウスもあるわけでございますので、スペースの問題、またその中にも産直さんもありますし、そういう部分でどの程度その場所でも販売できるかという部分を今後また詰めてまいりたいと思っております。

新たに新しい施設をつくってというご意見でございましたが、非常に私どもも何とか経費、予

算を考えたときに既存の施設を活用できるところがないのか、そういう部分をまず第一に考えながら、やはり新規建設となると、相当の予算になりますし、ただ、どういうふうなやり方がいいのか、建てるときはいろいろな事業を使ったりして建てることのできるんですが、一番はまず維持管理というのは毎年かかっていく経費になりますので、認証産品を持っている方々もある程度の負担をするという、そういう考えがあるのかどうか、そういう部分も確認をしながら、そういう中で整備できるようになっていけばいいなとは思っております。ただ、少しお時間をいただいて、取り組み、検討をさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、道路の件でございます。赤石地区の県道櫛引上名久井三戸線の県道でございます。この地域につきましては、私ども合併しまして、現地も見てございまして、地域からもバイパス化の改良工事の要望をいただいております。それに伴いまして、去年は私と、また議長代理として佐々木副議長、また町内会の役員の皆さんと県民局地域整備部に行きまして、強く要望をしてきたところでございます。ただ、今、福田・森越間が調査に入りまして、県のほうも優先順位はそちらのほうの整備をまず完了したいというお話してございました。私どももかねてから、福田・森越の間の道路については通行量もかなり多い道路でございますので、早い完成に向けてお願いをしてきたわけでございますが、今大体のめどが立ちましたので、それをまず早く完了してもらおう。これを働きかけて、そして剣吉工区、あの踏切の部分でございますが、これも50年以上前からの課題だったわけでございます。一つの踏切に6本の道路が交差しているという、事故等も発生するわけです。これもお願いをしてきていたわけですが、今、国道104号線、そしてまた県道、両方今調査に入りまして、地権者の方々に用地買収等についての説明まで来ました。そちらのほうも早くやりたいと聞いておりますので、そちらのめどをつけながら、ただ、赤石バイパスというのもしかねてから強い要望があったわけでございます。

そしてまた今日まで若干おくれていた部分というのは、沼畑議員もご存じのように、地権者の方々の賛同がいただけないという部分で、なかなか実現していなかったわけでございますが、ただ、先般その方々も同意をするということで伺っておりますので、この地域の方々全員が今賛成して、要望していますよということも県のほうには報告をしてございます。少しどうしても億単位の道路整備になってくるわけでございますので、時間をいただかなければなりませんけれども、しっかりと私ども粘り強く、早く町民の皆さんの要望にこたえられるように、努力してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） ご答弁ありがとうございます。

再質問ですけれども、やはり民泊、あるいはいろいろな他地区との交流、そういうことはやっぱり経済、あるいは文化、他地区のいろいろなよい面を取り入れる、それから例えば高校生の嗜好、食べ物とか、それから流行、そういうのを吸収できる、そういう一面もあると思います。その一方で、やっぱり受け入れ農家さんにしてみれば、いろいろ食事、あるいは風呂とか、いろいろな問題、悩みも一方ではあるわけです。そういう問題点等を解決して、幾らでも受け入れ農家をふやしていくというふうなことをしなければならぬと思いますけれども、そういう意見交換といえますか、そういう場を持っているのか、その辺をまず1点お聞きします。

それから、特産品についてでありますけれども、やはりたくさん認証されているわけですが、地域の特産として流通にのるような、そういう特産品をやはり育てていかなければならないというふうにまず考えますけれども、その辺、どういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、販売の拠点といえますか、そういう施設のことですけれども、やはり各産直施設等が大変活発な活動でいろいろの工夫をして、いろいろなイベント等をして、かなり一番先にまずチェリーセンターというふうなことで、県内きっての販売等を誇っていたわけですが、やはり次々と新しい考えを持っていかないと、これから太刀打ちできなくなるおそれもあるのではないかなというふうに考えます。そういう意味で、特産品を販売する施設、あわせて農産物の販売施設というふうなことをやれば、本当はいいなというふうに私も考えますけれども、その辺についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（小笠原覚君） ご質問にお答えいたします。

ホームステイ連絡協議会で現在のところほぼ冬期間ですけれども、食事、風呂の問題、やっぱりいろいろと受け入れをする場合に品質の向上を目指さなければならぬということで、2回ないし3回の研修を行っております。接客も含めまして、いろいろと講師を招いたり、県のご指導もいただいたり、そういうことで研修をさせていただいております。食事ですとか、風呂ですとか、衛生上の問題だとか、さまざまございますけれども、常に今全国では非常に多くの市町村がこういう交流事業に取り組んでおります。そういう中で、やっぱり勝ち残っていかなければなら

ないということがございますので、これからも引き続き農家さんたちのご協力をいただきながら、研さんを積んで品質向上を目指したいというふうに思っております。

それから、認証產品のお話しがございました。先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、認証產品の中には非常に生産の数量が少ないものが多くございます。農家さんがつくっておるものが非常に多いものですから、数量のロットが非常に少ないというふうなこともございまして、なかなか流通にのるようなものと。私どもも非常にブレイクしてもらえるといいなということで、この認証の制度をつくりましたけれども、まだまだそこには至っていないような状況でございますけれども、ぜひこれからいろいろ商店の方も認証をいただいている方が結構おりますので、努力していただいて、いいものをつくっていただいて、流通にのるようなものを目指していきたいというふうに思っております。

販売の拠点でございますけれども、これもまた町長の答弁の中にもありました。望ましいのは1カ所で販売できればよろしいわけですが、各産直、平成20年度の実績では、町内4カ所の産地直売施設では4億8,000万円を超えてございます。認証產品もその売上には多少なりとも貢献はしているというふうに思いますけれども、将来的な課題であるというふうに認識してございます。今後も認証產品の審査会ですとか、村づくり委員会でも議論してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 認証產品をつくって、非常に私は取り組みとしてはいい取り組みを関係者の方々もしてくださっているなど、こう思っておりますので、今拠点施設を建設という部分もまず検討はしてまいりますけれども、今非常に、先ほどは担当課長も言いました商品のほうが流通分野まで行けるという数量でもないのも事実でございます。今インターネット販売が今非常に注目されているわけでございます。そういう部分で、一つの認証產品として、一つの枠をつくって、そういう中で達者村認証產品を販売していくと。こういう部分というのは、そんなに時間をかけなくてもやっていけるのかなと思っておりますので、そういう部分をちょっと担当課のほうにまた指示をしながら、少しでもPR、そしてまた販売につなげるように努力はしてまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） それでは、最後をお願いしたいと思います。

やはりこれだけ経済が低迷、あるいは農家も大変困っているそういう中で、地域で産業をおこすといえますか、生産し、加工し、販売する。そういうことがこれから求められてくるのではないかなというふうに考えます。今後、各団体といろいろ要望等を聞いて、そういう動きを取り入れて、できるだけ地域が潤うようなそういう地域の中で循環ができるような事業をぜひともおこなっていただきたいなというふうに思います。

また、県道の件ですけれども、引き続き県のほうへお願いをして、できるだけ実現するように働きかけることをお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で沼畑俊一君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時11分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時23分）

○議長（小笠原義弘君） 5番、松本陽一君の質問を許します。松本陽一君。

（5番 松本陽一君 登壇）

○5番（松本陽一君） おはようございます。それでは、さきに通告しておりました農地の集積と農業の担い手の育成について質問いたします。

南部町は、果樹、野菜、水稻を主体としたおいしい、そして安心安全な農産物を生産する農業を中心にした町ですが、この農業生産力というのは、農地と農業労働力と農業技術が三位一体となって発揮されてこそ可能であると思います。長年にわたる化学肥料と農薬の連用によって、地力が低下したり、あるいは少しの冷害にも耐える力を失っているのではないのでしょうか。以前、農林中金の調査で、有機質を投入している水田は、冷害にも強いことが立証されており、農業生産力を根本から崩し始めているのではないだろうか。これからの農政は、皆さんもご存じのとお

り、目標は国内食料自給率のアップと。国際競争力にも耐え得る農業経営の確立が必要であるということとは認めるところであります。

我が町では、高齢化が進み、農業後継者が少なく、経営を縮小したり、農家離れによる遊休農地や耕作放棄地がふえ、農家の減少に歯どめがかからず、今後は耕作放棄地から隣の隣地農地への病虫害や雑草木等の被害から周囲の農用地の確保のために、管理保全等が必要になってくるのではないかと考えてございます。町の総合振興計画の中にも、農業の担い手などの育成、農地集積及び耕作放棄地発生防止の推進が取り上げられておりますが、土地利用型農業確立のため、遊休農地の利用集積の対策、農業の担い手対策、耕作放棄地発生防止対策の３点について、現在どのような取り組みをされているのか、また、今後どのような取り組みをお考えなのかお尋ねいたします。

また、農地の減少を抑えるための農地制度の見直しがされると聞いております。その見直し制度について農業委員会にもお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、農林課サイドのほうからの答弁になりますけれども、農地の集積についてのご質問でございますが、農地の集積には、農地法第３条の規定による貸借と安心して農地を貸せる仕組みや、効率的かつ安定的な農業経営を育成する仕組みを制度化した農業経営基盤強化促進法による貸借があり、現在は両制度による貸借を進めているところでございます。農業経営基盤促進法は効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確にし、その目標に向けて計画的に規模拡大や生産方式の改善、経営管理の合理化などを進めていこうとする農業経営者に対し、農用地の利用集積や、税制、または金融上の特典などの支援を講ずることとしてございます。

次に、農業委員会のほうの農地法に関する制度の件でございますけれども、遊休農地耕作放棄地の防止対策について農地法の一部を改正する法律が第171回国会で成立し、平成21年６月24日に公布され、12月中旬には施行されることになってございます。この改正法でございますが、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等により、その確保を図るとともに、農地の賃借に係る規制の見直し、農地の面的な利

用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進することを目指してございます。

具体的には、農地を利用・確保するために、１点目としまして、一定の要件を満たすことで、農業生産法人以外の法人や農作業常時従事者以外の個人も農地の借り受けができるようになるなど、農地が貸しやすく、借りやすくなる点でございます。

２点目は、すべての遊休農地を対象に、農業委員会が年１回、農地の利用状況を調査し、指導・勧告を行うようにしてございます。

３点目でございますが、町・農協等が農地所有者から委託を受けて、代理で担い手に貸し付けなどを行う事業が新設される予定でございます。

４点目でございますが、優良農地を確保するために、農地転用の厳格化、違反転用に対する罰則が強化されるというふうになってございます。

５点目でございますが、許可が不要であった公共施設等の公共転用も許可の対象になるなど、農地転用許可の対象が拡大されることになります。

６点目でございますが、相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要になってまいります。以上、６点が改正法の主な概要でございます。

農業委員会では、平成19年度、20年度の２カ年で農地の農業上の利用の促進を図ることを目的として、町内の農地の全体調査を実施いたしました。その結果、耕作されていないと思われる農地が所有者数で674人、面積では210ヘクタールあることがわかりました。以上のことから、遊休農地、耕作放棄地の解消を図るために、去る11月26日、27日、南部分庁舎で農地を売りたい、または貸したい、転用したいなどの農地の利活用相談会を実施いたしました。また、明日からでございますが、12月１日、２日、名川分庁舎、そして３日、４日は福地公民館でも農地の利活用相談会を実施することにしてございます。

今回の改正法で農地を貸しやすく借りやすくすることが可能となることから、農業者の意見、要望を取り入れながら、遊休農地の解消、農地利用集積の円滑化などを図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと、こう考えております。なお、農業基盤経営基盤強化促進法に基づく農地の賃貸借契約につきましては、議員ご承知のとおりだと思いますが、契約年数期間が満了に伴い終了することになりますので、小作権は発生しないということになります。以上までが制度改正等の部分でございます。

次に、担い手育成の取り組みについてでございますが、町では、担い手育成の取り組みとして南部町総合振興計画に基づき、認定農業者及び生産組織等の育成に努めているところでございます。

認定農業者につきましては、南部町認定農業者連絡協議会を組織し、研修会や講習会などの事業を実施しており、事業の取り組みに対しての支援を行ってございます。

また、町では、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想を策定しており、これに基づいた認定農業者数は10月末現在で227名となっております。

なお、平成20年度の基盤強化促進法による貸借広告数の実績でございますが、161筆、約55ヘクタールで、うち認定農業者へは75筆、約23ヘクタールの利用集積となっております。

農地の集積につきましても今後とも効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者への優先的な集積が中心になってくると考えてございます。

また、高齢化、農業従事者、後継者がなかなか育たないということで、非常に我々も将来の農業を考えたときに心配しているところでございまして、合併してから新規就農者支援事業ということで、町単独で行ってございます。恐らく他の町村にはない事業でございます。毎年新規、また中途従事者等につきましても、月々の支援を行っているところでございまして、十数名の方々が活用し、今農業を続けているところでございます。ここにつきましては、今後もやはり新規就農者を確保していくため、また、若い人たちが少しでもそういう事業があるのであれば、農業にもかかわっていききたいというふうになっていただけるように、町としてもこれはしっかりと続けていきたいなと、こう思っております。いろいろ管理保全等々も含めながら、課題がいっぱいあるわけでございます。特にまた本当にこの5年後、10年後と考えたときに、さらに大きな問題になってくるだろうと、こう思っておりますので、私どもも関係者からいろいろご意見を伺いながら、そしてその先が少しでも不安にならないような整備というものは進めていかなければならないと、こう思っております。当然予算という部分があるわけでございますが、何とかそういう部分も工面できるように逆に節約できる部分というものを節約をしながら、そういう事業にもしっかりと力を入れられるように取り組んでまいりたいと、こう思っております。

再質問等につきましては、またそれぞれ担当部署のほうから答弁をしていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。松本君。

○5番（松本陽一君） るる説明ありがとうございました。

また、提案ですけれども、一つ、これはプライバシーのこともあるとは思いますが、いわゆる今までの遊休農地等につきましては、認定農業者等への紹介というふうなことですけれど

も、やはり集積といっても、散在すると非常に効率が悪いというふうなのがあるわけです。ですから、貸す人、借りる人というのは、やはり自分の隣地であれば、拡張、拡大というふうなことで考えられるわけですが、飛び地というふうなことになるとう非常に不効率的な機械の運搬だけしていなければならないというようなことになります。そういうふうな場合に、希望のある方々、認定農業者じゃなくても、そういうふうな農地を耕したいというふうな人がいる場合に、そういうふうな方々へのPR面というんですか、そういうふうなものがプライバシーもあるとは思いますが、最低限のところこういうふうな方々この地域にありますよというふうなことができないものかなと。それはそれなりに認定農業者じゃなくても、遊休地を有効利用できる。不動産というのではなくて、流動資産というふうなことで考えてもらって、活用してもらえれば、隣が遊休地、あるいは放棄地になっているというのは非常に目障りですし、環境的に余りよくない。あるいは、先ほど話ししましたように病虫害の発生等で、なかなか隣からは言いにくいというふうなものもあるというふうには聞いていますけれども、防除してくださいなり、あるいは抜根してくださいというふうなことを、町のほうでの仲介になってやってもらえれば、そういうふうなものが幾らでもよくなるのではないかなというふうな考えていますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で松本陽一君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時38分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。12月定例議会に当たり一般質問を行います。

2010年度に引き上げ予定の後期高齢者医療制度についての質問です。

「医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにした。」この言葉に導入のねらいが端的に示されています。生活が苦しくても保険料の全額免除はなく、生活保護受給者以外の全員に保険料が課せられます。保険料額は、後期高齢者の医療費と人口の増加に連動して2年ごとに上がります。高齢化が進む限り、際限なく保険料が値上がりすることになる仕組みです。重い負担を課して医療費を抑制するだけでなく、後期高齢者は、受ける医療も差別、制限されています。入院では、90日を超えると医療機関に支払われる入院料が大幅に減額された上に、治療や検査なども入院料に含まれてしまい、治療してもその分の診療報酬は医療機関に1円も支払われない仕組みが導入されました。これらの差別医療は、全国各地の医師会がボイコットを表明するなど、国民の強い反発に遭い、自公政権は一部凍結や是正、本格導入断念を表明せざるを得ませんでした。高齢者の医療費抑制の制度が廃止されない限り、差別医療の根は絶えません。

民主党は、8月の総選挙で、「年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める」と廃止を公約しました。それが、政権につくと、態度が後退、4年以内に新制度に移行するから、廃止に変わりはないと、国民の期待に背を向けています。後期高齢者医療制度は、1日でも長く続く限り、それだけ被害が広がります。保険料は2年ごとに際限なく上昇します。来年4月には全国平均で12%上がると述べています。新政権がいう軽減措置を講じても平均的な厚生年金を受け取る単身世帯で、年約1万円、夫婦世帯で1万2,000円超の引き上げになるとの試算もあります。

当町でも来年4月保険料の引き上げが計画されていると思いますが、どの程度になるのでしょうか。後期高齢者の医療費と人口の増加から考え、ある程度の数字は考えられていると思いますので、お願いします。

次に、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる内容になっていない後期高齢者医療制度は、一刻も早く廃止し、老人保健制度に戻すことが混乱を生じさせない最もよい方法ではないかと考えております。昨年6月に民主・共産・社民・国民新党の4野党が共同し、参院で成立させた廃止法案は、ことし4月にはもとの老人保健制度に戻す内容でした。このとおり進めていただくことが一番よいのではないのでしょうか。この点について、町長はどのような考えをお持ちでしょうか。答弁願います。

国保会計に一般財源を使うことは法律違反なのかということを質問します。9月定例議会において、国保会計の決算議会の質疑中、国保会計に一般財源を使うことは法律違反であるとの発言がありました。これまでも予算、決算議会はもとより、一般質問においても国保税引き下げに一

般財源を投入、基金の取り崩し、県からの財政支援など、あらゆる手段を使って、国保税を引き下げさせるため、何度も質問し、発言をしまいいりました。しかし、これまで一度も法律違反であるとの答弁はありませんでした。なぜ、今度ばかりは法律違反との答弁があったのでしょうか。どのような根拠で、法律に違反しているということなのでしょう。詳しく説明願います。

次の質問に移ります。国保税に関する質問です。

ことし4月末の数字です。国保全世帯数3,937世帯、国保税収納率89.02%、国保税滞納世帯数219世帯、短期保険証交付数102世帯、資格証明書交付数163世帯、当町の健康福祉課の調べです。これだけの方が国保税の件で苦しめられております。資格証明書の発行数に心が痛まないのでしょうか。生活困窮者からの保険証の取り上げは、国保法の本来の趣旨に反することは明らかです。自治体の裁量で改善できるわけですから、速やかな保険証発行を求めます。現在の国保税が住民の支払能力を超えていることは、多くの自治体当局も認めざるを得なくなっています。滞納者や無保険者が急増し、何のための国保かと深刻に問われているのが現状ではないのでしょうか。当局におかれましても、深刻な社会問題として受けとめられていると思います。

そこで、一般財源の投入、基金の取り崩し、県からの財政支援など、あらゆる手段を使って、国保税の引き下げを行う考えがとおりか質問するものであります。

ストックヤード整備について質問します。

10月5日の第118回三戸地区塵芥処理事務組合議会におきまして、次のように説明しております。「平成20年度から24年度までの5カ年を計画期間とした三戸地域循環型社会形成推進地域計画が、昨年4月1日に環境大臣から承認され、構成町とともに取り組んでおります」と話し、本計画では当組合が実施することとして、1番目に、栗木沢の旧焼却施設を解体し、ストックヤードを整備すること。2番目に、ごみ処理手数料の適正化を検討し、ごみの搬出削減に努めること。その他、説明が続きますが、省略し、1番目につきましては「交付金を伴う旧施設解体整備事業として昨年度から着手して、今年度は廃焼却炉を解体基本設計等業務を委託しております」と言っています。

ここで確認しておきたいことは、ストックヤード整備と旧焼却施設の解体は同時に進む事業であるということです。私自身、旧焼却施設の解体は進めるべきだと考えてはおりました。しかしながら、それと引きかえに、違う施設に建てかえ、旧焼却炉の解体費用も含めて4億円以上の予算を注ぎ込むことは切り離して考えることではないのでしょうか。効率的な交付金を活用して、旧焼却炉の解体を進めたいという考えから、三戸地域循環型社会形成推進交付金制度を使うと言っています。このことが果たして効率的な交付金制度活用につながるのでしょうか。栗木

沢にあります旧焼却炉で危険な箇所は煙突ではないかと言っています。ここだけは解体して、その他の部分はまだ使えるということです、そのままにして、ごみ置き場に使うなり、工夫できるのではないのでしょうか。旧焼却炉を解体した同じ場所に4億円以上の予算を注ぎ込み、ごみ置き場をつくる。しかもごみを処理するときは、時間や車を使い、とりに行かなければならない。こんな非効率的なやり方はないのではないのでしょうか。特に、危険な箇所は処理し、一般財源で処置し、三戸地域循環型社会形成推進交付金制度を見直すよう提案する考えはないのでしょうか。

答弁願います。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の後期高齢者医療制度について、2010年に引き上げられる保険料についてのご質問でございますが、厚生労働省から示されました平成22年度及び平成23年度の保険料率の算定に係る数値等についてを参考に、青森県後期高齢者医療広域連合において、算定の基礎数値の精査をしている段階であり、現時点では試算結果等まだ示されてございません。その中で、現時点において国が示した全国単位の数値及び当広域連合の概算数値によりますと、被保険者数の伸び率は全国単位では平成22年度は7.6%、平成23年度は11.7%に対し、当広域連合では、平成22年度7.7%、平成23年度では11.9%となっております。

医療費の伸び率では、全国単位では、平成22年度は21.1%、平成23年度は28.0%に対し、当広域連合では、平成22年度23.5%、平成23年度は32.3%、全国単位より高くなってございます。

高齢者負担率については、平成20年度、平成21年度は10.00%でありましたものが、平成22年度、23年度においては10.26%に増加すると示しており、当広域連合でも同様に見込む予定となっております。広域連合で行っておりますので、当町でというのではなく、青森県全体の広域連合での数値でございます。

今後のスケジュールであります、現在、概算数値を基に、概算の保険料率を広域連合において試算しておりますが、12月に国から平成22年度当初予算案を踏まえた新保険料率の算定に使用する確定数値が示される予定となっており、その数値を基に算定し、平成22年1月下旬を確定見込み時期としてございます。同1月に算定された新保険料率に係るパブリックコメント等を行

い、ご意見を参考にした上で、広域連合の2月定例会において条例改正の予定であります。3月に広報により周知する予定となっております。

次に、制度の廃止についてのご質問でございますが、厚生労働省において、後期高齢者医療制度廃止後の新制度を検討するため、高齢者医療制度改革会議を設置しております。4年以内に廃止して、高齢者のための新たな制度の構築を目指しており、具体的には、後期高齢者医療制度は廃止する。民主党のマニフェストで掲げている地域保険としての一元的運用の第一段階として高齢者のための新たな制度の構築をする。後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。市町村国保などの負担増に十分配慮する。高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。市町村国保の広域化につながる見直しを行うの6原則を掲げてございます。

後期高齢者医療制度の廃止後の制度については、今後、厚生労働省において検討されますが、現時点では不確定な要素がありますので、その動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

なお、議員からは老人保健制度に見直すべきだというお話しがございました。かつて、老人保健制度のときに立花議員からは、討論等でも「老人保健制度自体に反対しているので、反対します」という部分を常に言い続けてきたわけでございまして、今回は老人保健制度に戻すべきだというご意見でございました。どちらが本音の部分でどうなのかという部分がありますが、今私どものほうも後期高齢者制度、国のほうでも見直しを行っていくということでございますので、注視して取り組んでいきたいと、こう思っております。

次に、国保会計制度についてのご質問でございます。

まず1点目の一般財源を充当することの違法性についてのご質問でございますが、一般財源を充当すること自体は違法ということではございません。私も今回、質問をいただきまして、違法という部分を議事録等含めまして確認をいたしました。私自体も担当課長からそういう部分があったかないか確認をしろということで、ルール違反という言葉は使ってございますが、基本的には充当すること自体は違法ではございません。法定繰入金として認められております。国民健康保険法では、事業の財源は被保険者の負担する保険料と国庫負担金、都道府県補助金、市町村一般会計からの繰入金、被用者保険等の保険者が拠出する療養給付費交付金等により賄われております。また、国民健康保険は高齢化の進行や、長引く経済の低迷による低所得者、無職者の増加などの社会経済情勢の影響を受けやすく、給付の増加と保険料徴収率の低迷により、その財源基盤が脆弱であるという問題もあり、市町村においては財源の一部を法定繰入金として一般会計か

ら特別会計への繰り入れを行っております。法定繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、保険者支援制度繰入金、財政安定化支援制度繰入金、出産育児一時金、事務費は一般財源分となっております。法定外繰入金としては、地方単独事業分、事務費等超過分等になっており、特別な事情等もなく、一般財源を単に繰り入れ、補てんすることはできないこととなっております。

次に、一般財源充当による国保税の引き上げについてのご質問でございますが、市町村は、事業に要する費用から国庫負担金、都道府県補助金等を控除した額を保険料として確保しなければならないとされております。また、国民健康保険法第71条では、市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかった場合においては、国からの国庫負担金の額を減額することができるとされており、同様に、国民健康保険法附則第8条においても収入を不当に確保しなかった場合には、療養給付費交付金の額を減額することができるとされておりました。国保税の引き下げを行うために、一般財源を繰り入れするということは、「不当に確保しなかった場合」という部分に該当してくる部分がございます。それはできないものと思っております。そしてまた、経済上はこういう状況でございますので、収納率が低下している部分もございます。ただ、国民保険、これは皆保険でございます。やはり皆さんが支えていく税をしっかりと国保税を納めていただいている方があって、できる制度でございます。これが皆さんが払えない、そういうまた厳しい中で皆さんが工面して納めていただいているわけですが、制度自体が成り立たなくなっていくわけでございます。ですから、不公平が出ないためにもやはり会員の方々、加入者、被保険者はできるだけ納めていただいて、そしてまたより安心して保険制度を受けられる制度にしなければならないと、こう思っております。

次に、三戸塵芥処理事務組合のストックヤード整備についてのご質問でございますけれども、これは三戸地区塵芥処理事務組合が三戸地域循環型社会形成推進地域計画を策定し、旧焼却施設の解体とその跡地にリサイクルを目的としたストックヤード建設を循環型社会形成推進交付金制度により進めている事業でございます。事業費は、先ほど議員も述べておりますが4億3,300万円で、国の交付金は事業費の3分の1の1億4,433万円となり、交付金制度を活用することで構成団体、当然当町の財政負担も軽減される事業であると考えてございます。なお、ストックヤードにつきましては、回収した資源ごみを保管する場所として、当町といたしましても必要かつ有効な施設であると、こう思っております。私どもも逆にそれぞれの構成団体の負担が少なく済んで、そしてまた整備ができる方法を当組合でも考えて、今回そういう形で進められている事業であるというふうに理解してございますので、よろしく願いを申し上げ、なお、また再質問等につきましては、それぞれ担当課長のほうから答弁をしていきたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、一番目の後期高齢者のことについてなんですが、もう先ほどもお話ししましたように、老人の医療費等、人口の増加など、先ほどの数字も絡めるならば、ある程度の数字は出てもいいのではないのでしょうか。東京都のほうでは、単身者で約1万円などと試算が出ておりますが、全く出ないで2月に広域連合で可決されるということは、大事な部分が住民の皆さんに周知されないうちに決められるということは、とても承知できるものではありません。ざっとの数字でもいいですので、ここで指し示していただきたいと思います。

ところで、11月25日、青森県広域連合議会が開かれておりますが、この議会ではどのような内容が話されたのでしょうか。保険料の引き上げについての議題はなかったのでしょうか。また、その中で異議を唱えるなど、後期高齢者医療制度についての発言をする議員がなかったのか、議会の様子をお知らせください。

制度を廃止し、老人保健制度に戻すということについてであります。これは先ほども話しました4党で老人保健制度に戻すという参院での決議案が可決されている。これでもって老人保健制度に戻すということが決められていた。そのとおりにしていただけるならば、何も混乱がない。このことは国会でもきちんと話されていたことですので、私はこの老人保健制度に戻すということをサポートしてこの場で話しているのですが、予算、決算の態度上、ということなのかということでお話しさせていただきますと、この老人医療費が有料化された83年から実施されている制度ですが、日本共産党は、老人保健制度の導入と同時に有料化されたために法案には反対はしてきております。その後も国庫負担削減や患者負担増など、旧政権による制度の改悪に対して反対してきております。しかし、今度の後期高齢者医療制度を見るならば、もとの老人保健制度に戻すことが一番よいということで、これに戻すように多くの組織などでも運動しているわけでありまして。ですから、町長もそういうお気持ちがあるならば、国に対しても1日も早い後期高齢者医療制度の廃止を訴え、老人保健制度に戻すように働きかけていただきたいという気持ちで質問いたしました。それに対するお答えをいただきたいと思います。

国保についての質問ですが、違法ではないというふうにお認めになりましたので、一応これは決着をつけたいと思いますが、この問題の中心は、やはり福祉全般を受け持つ健康福祉課の長の考えを問いたしたいがために、その質問したわけでありまして、なぜ一般財源の投入などは法律違反であるという答えに至っていたのか、この点をやはりどういう考えのもとに法律違反で

あると、議場で話されたわけですので、その答えが出た道筋をこの場で本人の口から説明させていただきたいと思います。

ただ、町長は先ほど法定外と言いましたか、国保税引き下げのための一般財源からの投入は認められないとおっしゃったのか、その点をもう一度指摘しておきたいと思いますが、国保税引き下げのための一般財源の投入は現在行われており、八戸市や五戸町でも行われていますし、埼玉県ではほとんどの町村で行っていることです。ですから、国保税引き下げのための一般財源の投入もあり得ることです。私はこのことをもって、今までも国保税を引き下げてほしいと言ってきたつもりですし、国保基金もある程度積まれているならば、その取り崩しも訴えてきたわけでありますので、何ら認められない問題を何回も言ってきたつもりはありませんので、ここではっきりと指摘しておきたいと思います。

いまだに国保税引き下げのために一般財源を投入される考えはないのか。基金も取り崩す考えはないのかをお聞きしますとともに、資格証明書の皆さん方に対しては、どのような施策をなさるのか、保険証がなければ新型インフルエンザの話がある中で、大変な健康破壊、また、周囲の感染なども考えられるのですから、せめてそのときだけでも短期保険証などを交付する考えがないのか、あわせて訴えておきたいと思います。

ストックヤードの件についてであります、やはりこの今答弁されました内容は、ほとんどこの場だけの話しに終わっているのではないのでしょうか。多くの皆さんがこの計画をお知りになるならば、どういうふうに判断なさるのか、幾ら栗木沢の旧焼却炉を解体してほしいという要求があったとしても、最後は借金を負うことになるのですから、どのように考えるのか、もっと周知徹底させてから計画を進めてもいいのではないかと考えておりますし、議員自体にももう少し詳しい経過報告などもあっていいと思います。また、私は今回塵芥のほうの研修に参加させていただきましたが、やはり危険な旧焼却炉の処置には、煙突だけを取り払って、その他の施設を活用している組合もありましたので、やはり煙突は危険だということが多くの方々から指摘されていますので、そこだけを解体するにはどのぐらいの費用がかかるのか、もう少し解体費用なども含めて検討することを塵芥のほうに提案される考えはないのか質問したいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、広域連合議会の件でございますが、私は町村会長のときに副管理

者という立場で出ておりますが、現在、副管理者でもなくなっておりまして、広域議会等にも議員でもありませんので広域連合の内容については把握してございません。もし、その報告が担当課のほうに来ているのであればまた担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

それから、制度の見直しと老人保健制度に戻してはいかがかということでございますが、老人保健から後期高齢者制度に移るときも、いろいろな議論がありました。また、現在もいろいろな議論がなされているわけでございます。中には後期高齢者のやっぱり見直しするべきだという部分と、せっかく制度が動き始めて、またすぐに制度が廃止されるとなると、非常に混乱を招くということも町村会等の会議ではそういう意見も出ております。今、国のほうでそういう部分、総合的にいろいろな部分で影響を及ぼさないように見直しをしていくということを検討しているわけでございますので、しっかりと私どもはその動向に注視しながら、そしてまた安易にすぐまた老人保健制度、もとのままで果たしていいのか、内容を変えての老人保健制度、そういう部分に変えていったほうがいいのか、これはしっかりとまだ内容を詰めるべきだと、こう思っております。一番大事なのは、1年、2年で制度が変わる。そのことによって、逆に国民は困る部分があると、こう思いますので、しっかりとしながら、よりよい制度、見直しをしていく場合においても過去の老人保健制度、そして現在の後期高齢者医療制度、こういう部分も検証しながら仮に新制度をつくっていく場合には重要になってくるのではないかと考えてございます。

それと、一般財源からの繰入金の違法性については、先ほど申し上げました。違法性自体はありませんが、それぞれのルールがございまして。それによって国からの部分が減額をされる。そうすると、その減額をされた部分がまた町でそれを賄わなければならないことになります。ですから、結果的には同じような形になってくるのではないかと、私は思っておりますのと、基金の取り崩しにつきましては、若干今基金を持っております。合併したときに、3億の基金がございました。そのときに、それぞれの地区の国保税が違うということで、それぞれの地区に大きな影響が出ないように、取り崩しをして行ったわけです。2年間で3億円の基金がゼロになったわけです。我々もそういう事態のときはしっかりと、それは取り崩しをして対応していくべきだと思っておりますし、ただ、安易に引き下げのために崩してとなると、国保税が本当に経済状況等によっても収納率等が変化してまいります。また上げてもらわなければならない。しょっちゅうそれを繰り返さなければならない。逆にそういう混乱よりは、しっかりと必要なときにおいて国保税の基金というのは持っておかなければならないという、そういう指導にもなってございまして、今の状況で何とか被保険者の方々にもお願いをしてまいりたいと、こう思っております。

それから、違法という言葉の中で、私も議事録等も確認して、ルール違反という部分は担当課

長のほうも使っておりましたが、ここがもしそういう法定言葉を使っていたとしたら、先ほど申し上げました違法ではないと。ただ、そういう取り崩しに関してはいろいろな条件等がありますよと。他の市町村が行っているところがあると。これはどういう状況で、どこの部分にどういう形で繰り入れをしているのか。それに伴って、減額をされているのかどうか。こういう部分も調べてみなければちょっとわからない部分がございますのが、恐らく課長が言ったルール違反ではないかという部分は、基本的には加入した方々に納めていただいて、その中で国保特別会計を行っていくのが基本なんだと。そういう考えから答弁になったと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

それから、ストックヤード整備等につきましては、担当課長のほうから答弁をいたしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 立花議員のご質問にお答えします。

後期高齢者の新年度における保険料の概算ということでありますが、ある程度という言葉がございました。不確定な数字はここで述べることができないということを答弁にかえさせていただきます。

連合のほうからは12月の暫定試算、これらを示して、12月には町村の予算の大枠を確保してくださいというお願いは来ております。これをもちまして事務の担当のほうに指示し、概算の計算はできますが、今のところは計算させておりませんので、保険料に関する数値は申し述べることはできません。

それから、連合の議会があったけれども、内容はということですが、平成20年度の後期高齢者保険の決算の報告という形と、21年度の補正予算、それから若干の条例改正のそれこそ今議員が質問しました保険料の算定の時期等の議会でありました。

それから、法律違反ということについては、町長がお答えしたとおりでございます。ルール違反という言葉は、法律違反という意味で申し述べたわけではございません。ご理解ください。

それから、短期の保険証と資格証明書の交付ということですが、これに関しましては、収納率が悪いので、収納対策として施行された制度でございますので、これを活用するために、市町村では滞納者措置検討委員会を設置して、決定するというようになっておりますので、これに従っている次第であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） それでは、ストックヤードの件につきまして、議員が研修に行かれまして、煙突だけを壊して旧態をうまく使っているところがあるというお話していただきましたが、この旧焼却炉を壊すのに、先ほど事業費が4億幾らとございましたが、これの主なものは煙突、それから焼却炉の中にダイオキシンが入ってございます。これを消去するためにこのぐらい事業費が非常に膨らんでございますが、これがかかると。安易に煙突だけ壊して、他の施設に利用するとか、その中にダイオキシンがある中に人がいるということとはできないものと、そう思っております。ですから、20年度にはこのダイオキシンの量、レベルを測定いたしました。それが20年度から始まってございます。そして今年度はこの基本設計を立てまして、進めているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、国保の問題では何度も何度も出て、大変皆さん方も苦労されているとは思いますが、今本当に払い切れないだけの国保税が国保加入者の皆さんにかけられているがために、もう少し独自に国保加入者の軽減のために施策をしていただきたい。これが一番の願いであります。その中で、先ほどルール違反とか、法律違反でないとか、何とかという話がありましたが、私は確かに決算議会に法律違反などで行えない、たくさんの町民の職員の皆さん方が聞いている中で、「法律違反である」という発言があったことを聞き、職員の皆さんが大変何と考えるものなのか、そういう悪い意味で受け取っていただければ、大変これからの仕事上、住民の皆さんが大変な不利になる問題ですので、この法律違反であるということを発言したその考えがどこから出てきているのか、それをこの場で説明していただかなければ、納得のいくものではありません。それは住民の皆さんの国保引き下げの運動を抑制する。そういうふうに働くのではないかということなので、訂正を求めるものであります。

また、国保税の問題は、確かに1自治体だけの問題ではなくて、今までも何度も話していますが、国保に対する国からの国庫支出金の割合が減らされたために、国保加入者への負担が重くな

ってきているのは、一番の原因であります、さまざまな数字をかけて基金も２億円ぐらいになっているという、そういうところから考えますと、大変な負担をかけて、住民の皆さんは国保を払っている。そこを少しでも軽減してほしいということで、さまざまな例を申し上げ、一般財源も国保税引き下げのためには使えるのだから、行ってほしいということを何度も訴えている次第です。ぜひ、実行して、国保加入者の税率引き下げや、また短期保険証、資格証明書の皆さんからも収納率が悪ければ、またペナルティをかけられる大変な国の仕打ちがあるわけですけれども、やはり国保の金額の引き下げをして、相談に応じますよというような温かい対応をとって、相談に来ていただけるように、相談に来ないからというふうなことでなく、金額も含めて相談にのるので、収納率を上げるためにもやはり幾らかでも手続きしていただかなければ、本当にペナルティを課せられては大変ですので、十分に相談活動をしていただきたいと思います。

先ほどのダイオキシン対策とストックヤードの件ですが、まだまだ一度か二度聞いただけでは、やはり全容がわかりませんので、全協とか、また独自に説明会を開くなどして、住民の皆さんからも理解していただくような対策はとれないのでしょうか。幾ら補助金とか、交付金だからといっても、結局は借金も残るわけですので、効率的なやり方ができないのか、もう少し解体費用なども詳しく分析して、発表していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、国保の件でございますが、課長の答弁は私の答弁ということになりますので、私から答弁したいと思います。

違法という言葉が使われていたとすれば、先ほどお申し上げました違法ということではないと、最初の答弁で申し上げましたとおりであります。課長のほうから言葉が私はルール違反ではないかというふうな内容で私も資料を調べてみたんですが、ただ、またそれも違っていれば、失礼になりますので、今我々は、答弁は議員の皆さんから質問を受けて、その場で常に判断をしながら答弁をしていかなければならないわけでございます。その中で、基本的に国保税は国保会計の中で行っていくというのが基本でございますので、課長は答弁をしなければならない。基本的には国保会計はそういうことで行っていくべきだというのはまず基本筋でございますので、それがそういう文言になったらと、こう思っておりますので、そこは訂正する部分があれば、しっかりと訂正をしながら、違法ということではないということで、ご理解をいただきたいなと思います。

それから、資格証明書等については、私どもも常に医療で受けられないことがないように、かなり配慮して、担当課のほうで取り組んでおります。短期証明書を発行するにしても、恐らく短期証明書も出せないような状況でも何とかそういう部分を発行しながら、そしてまた、分割でも少しずつでもという部分をお願いをしながら、取り組みをしているつもりでございます。さらに、その部分については医療を受けられなくなるというのは非常にあってはならないことでございますので、ただ、そういう方々も少しずつでも納めていただいて、国保会計なりが成り立っていくんだと、こういうこともぜひご理解をお願い申し上げたいと思います。我々も相談上、そういう部分は町民の方々にしっかりと対応しながら取り組みはしてまいりたいと、こう思っております。

それから、ストックヤードでございますが、塵芥処理組合のほうでも説明をされていると思います。また、管理者のほうともこういう意見があったということをお伝えしながら、自治体に負担にならないように、そういう中でしっかりと整備が進められていき、安心できる環境にしていかなければならないと、こう思っておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） ダイオキシンのことでございますが、この施設をやらなければやらなくても、解体しなくてもよいという施設ではございません。これもダイオキシンの汚染されている建物でございますので、いつかはやらなければならない。その中で、三戸塵芥組合さんがこの交付金事業をもって、総合的にストックヤード建設とあわせてこの事業を実施したいということは大変構成町村、また当町にとっても大変いい財政的にも有効な事業だと、そう考えてございますので、ご理解を願いたいと、そう思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月1日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午後 1 時54分)

第26回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成21年12月1日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

13番 川守田 稔

1．南部町における将来にわたっての幼児・児童数の推移について

4番 根 市 勲

1．南部町の消防・防災行政について

14番 工 藤 久 夫

1．町内企業の動向と雇用状況への今後の町政の関わりについて

2．10月16日の臨時会で議論した建設業法と指名審査会について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（2名）

5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
----	-----------	----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第26回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

（午前10時01分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。私は、本定例会において、南部町の将来における児童数の推移の予測についてお伺いしたいと思います。

当町には幼稚園、保育所、児童館を初め、小学校、中学校、町で経営する県で経営する町の管轄となる学校があるわけですが、中期的な展望としてお伺いしたいのですが、過去5年前にはどのような状況だったのでしょうか。また、現在はどのような状況でしょうか。例えば、5年後、10年後を考えると、その児童数、幼児数というのはどのように推移していくのかということをどのように予想されているのかお伺いしたいと思います。

また、その予測に基づいて、例えば統廃合ですとか、運営方法の転換ということも考えなければならない状況が来ると思います。そのことについてどのような具体的な方法をお考えなのか、ご説明いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初に、保育所と児童館の管轄でございますので、健康福祉課の管轄になりますが、入所者の推移でございます。最初に保育所についてであります。町には保育所が3園ございます。入所者数でございますが、5年前の平成16年は325名、現在平成21年度でございますが280名、5年間の減が45名でございます。それから、5年後の平成26年でございますけれども247名ということの推移でございます。5年後のマイナスが33名という数値でございます。

次に、児童館であります。平成16年度においては5館ありましたが、現在は1館休館とし、4館となっております。入所者数でございますが、5年前の平成16年は77名、現在平成21年度は32名であり、45名の減となります。なお、5年後の平成26年度は15名程度が見込まれておりますので、17名程度の減というふうに推移をしてございます。

今後の推移につきましては、総合振興計画においても将来の町の人口の減少が予測されるころではありますので、それに伴い保育所・児童館の入所者数も減少していくものと考えてございます。

推移に基づく統廃合や運営方法についてお答え申し上げますが、児童館につきましては、平成21年1月と11月に保護者との懇談会を開催し、児童館の現状を説明しながら、統廃合に向けての協議をしているところでございます。

また、保育所につきましては、総合振興計画において「多様なニーズに的確に対応した保育園づくりを推進する」とあります。今後はこのようなニーズに対応するためにも、さまざまな角度から検討していかなければならないと考えてございます。

なお、1月と11月の保護者との懇談会においては「減によりまして統合をしたほうがいいのか、子供たちのために」という意見もありますし「やはり地域にまだ残してほしい」という、両方の意見が出ているという報告を受けてございます。それらも踏まえながら、しっかりと今後の方向性を見い出していかなければならないと考えてございます。

次に、学務課、教育委員会の管轄になります幼稚園と小中学校の推移でございますが、ここにつきましては、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

なお、推移に基づく統廃合でございますが、これも教育委員会のほうから答弁をいたしますが、当然小中学校においても減少していく傾向になってございます。ただ、私は小中学校においては、

それぞれの地域をまず尊重しながらいきたいと考えております。小規模校であります名川南小学校においては、今複式学級になってございます。ここにつきましては当時鳥谷小学校、鳥舌内小学校統廃合のときにも、地域の方々から意見がありました。二つ分かれた意見に記憶してございます。地域の年配者の方々は地域にやはり残してほしいと、こういう強い要望がありました。また、逆に若い保護者の方々からは、その当時もいずれ将来の人口を考えると、子供たちの人数を考えると、名久井小学校にそのときに統合したらいいのではないかと、そういう意見もございました。最終的には現在の名川南小学校という2校の統合で進めたわけですが、ここにつきましても、将来の推移、そしてまた地域の方々の意見、こういうものを聞きながら、しっかりと方向性を出していかなければならないと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） それでは、川守田稔議員にお答え申し上げます。

まず、幼稚園、小中学校の入学者の推移についてのご質問ですが、幼稚園、小学校、中学校への入園、入学者数について、平成21年5月1日現在のデータをもとに、5年前、現在、5年後、10年後についてお答えいたします。

最初に、幼稚園についてであります。町には私立を含め3園あり、3歳児から5歳児までの在籍幼児は、5年前は147名、現在は120名であり、5年後は103名、10年後は101名の推定となっております。

次に、小学校についてであります。町内8校の新入学児童数は、5年前は219名、現在は158名であり、5年後は121名、10年後は110名の推定となっております。

次に、中学校についてであります。町内4校の新入生徒数は、5年前は232名、現在は211名であり、5年後は189名、10年後は124名の推定でございます。

このように、幼稚園、小学校、中学校ともに少子化現象により、入園、入学者数は年々減っていくものと予測しているところであります。

次に、推移に基づく統廃合や運営方法についてのご質問についてお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、出生率減少のデータから、今後は幼稚園入園児、小学校入学児童の減少は避けられないのが現状でございます。幼児教育に関しては、南部町総合振興計画に「園

児の減少による幼稚園の統合や幼稚園・保育所の一元化、園児確保のためのバス送迎の実施や魅力ある環境整備を検討する。」とあります。

そこで、昨年度より、南部町立幼稚園教育のあり方を考える内部検討委員会を立ち上げ、今年9月に南部町立幼稚園のあり方を考える協議会を設立したところでございます。

協議の中で、現在幼稚園が直面している園児の減少を含め、幼稚園の現状を説明・紹介しながら、南部町の幼稚園教育がどのようにあるべきかなど、さまざまな問題を探りながら、協議していただいているところであります。今後の協議の推移を見守りながら、方向性を検討していきたいと考えているところでございます。

また、義務教育の小学校・中学校につきましては、同様に、入学児童・生徒の減少は現実問題となっており、先ほど町長が答弁申し上げましたように、南部町は現在、名川南小学校が複式学級となっております。今後においても複式の学級編成を余儀なくされる学校も出てくると推測しているところでございます。

ご承知のとおり、近年の社会情勢の変化による核家族化や少子化が進行している中で、県内、郡内においても最近、統廃合が進められている情報がありますが、南部町の児童・生徒が減少していく中で、学校教育をさまざまな方向から考えなければならない時期が来るのではないかと、このように考えているところでございます。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 大変よくわかりました。ありがとうございました。

一つ教育長にお伺いします。

幼稚園の幼児数ということになりますが、10年後101人という数字をお出しになったんですが、これはどういう予測の仕方で101人という数字が出るわけでしょうか。どういう計算をしましたか、そのところを。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 先ほど教育長からも申し上げましたが、101名については、名川幼稚園と南部幼稚園とそれにあかね幼稚園の分も含まれているんですけれども、幼稚園そのものが

自主的に入る入らないというのになりますので、その判断は非常に難しいので、現在の数字だけで計算をしました。それでいくと、名川幼稚園と南部幼稚園では、過去についても人数の増減の割合がちょっと違うので、それぞれまず計算をしまして、それを足したのが101人というふうになるんですが、幼稚園のほうでは、名川幼稚園でいきますと、過去5年間で計算すると平均2.8%の減少になっているというふうなことで、5年後では年間2.8%の減少率というふうなことで掛けていって、それ以降については推移は同じ数字を入れております。例えば名川幼稚園でいくと、21年度は61人になりますが、平成25年は今生まれている人たちがいますので、その推移でいっております。それから26年度以降については、今のような計算式を用いて計算して、実質的には平成30年度からは51人、31年度も51人というふうな計算になっていくというふうになっております。

それから、南部幼稚園は、過去5年間を見ると、多少増加している部分もあるんですが、出生率から今後の園児の増加は見込まれないだろうと。出生率が下がってきておりますので、仮に過去5年間で一番少なかった平成16年の数字を平成26年として推定しているというふうな計算ですが、計算式もいろいろありましたので、とにかく何かに基づいてやらないと推移が出てこないというふうなことで、こういうふうな計算の仕方をしております。

文科省とかで調査するのも5年ぐらい以降はもう推移はほとんど同じ数字が毎年続くような形になっているので、そんなふうなのを参考にしながら推移を計算したということです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） ありがとうございます。

私もよくわからなかったものですから、ですけれども、いじわるな質問になるのかも知れませんが、やっぱり根拠ある数字でちょっと検討していくべきだろうと。根拠ある数字で政策というのは進めるべきだろうというちょっとしたこだわりであります。ご理解ください。

また、統廃合ですとか、例えば民間委託ですとかというそういう形態の推移というのは、この後のまた別なところで論じられるべきことだろうとは思いますが、出生率が下がっている。結婚する人も余り多くないみたいな、そういう地方の状況を考えますと、これからどうなるんだろうというのがさっぱり私にはわかりません。わかりませんけれども、減るだろうというただ心配だけしかありません。具体的なビジョンが私にあるわけではありません。皆様のご努力を期待

して質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） おはようございます。自由民主党根市勲、よろしくお願いしまして、質問に入りたいと思います。

私は、さきに川守田議員も子供が少なくなっているという質問がございましたけれども、私は今回、安心して暮らせる町づくりはどうあるべきかという視点で、消防・防災行政について質問をしたいと思います。

今さら、私から言うまでもなく、南部町内の消防団活動はどの地域でも活発に行われ、多くの実績と地域の住民の安全・安心な暮らしのためになくてはならないものであると思い、関係者の方に感謝と敬意を表したいと思います。議員の中にも消防団の人がおりますけれども、いつもご苦労なさっていると思います。今までとは違い、これからは人口の減少・高齢化の進行に合致した体制の対応を考える時期に来ているのではないかと思います。4点ほどの質問をさせていただきます。

1点目は、個々の家庭に対して消火器・火災警報器の設置を目指す具体策はどのように考えているのか、また、現在の普及状況はどの程度なのか、お知らせいただければいいと思います。

昔からよく「備えあれば憂いなし」と言われます。どの家庭にも消火器・火災警報器が設置されていれば、万が一の初期の消火が近所の住民だけの協力で大事に至らずにおさめることができると思います。

東京ディズニーランドのある千葉県浦安市では、昭和40年代の初めから40年以上にわたって、個々の家庭に無償で消火器を設置して、大きな成果を上げているというお話を聞きました。町では、平成20年3月に策定された南部町総合振興計画の第3編の100ページから102ページを見ますと、施策の内容として（2）火災予防の推進という項目の中身を読みます。「火災を予防するため、防火管理指導の徹底を図ります。そして初期消火の徹底を図るため、消火器具、住宅用火災警報器の設置促進、取り扱いの指導等各種広報媒体を活用して幅広い予防活動を推進します。」とあります。町では、今までより一歩か二歩前向きに取り組みを進めるために、無償化、

一定の助成を考えるとときではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

次に、防災のベンチマークといいますか、成果指標の項目を見ますと、消防団員の確保を平成18年の644名から平成24年度には700名を目指すという目標になっておりますが、現在はどうなっているのでしょうか。

次に、3点目として、将来的には消防団の再編成や、また女性や消防団員のOBの方のご協力をいただきながら自主防災会活動の強化を具体化して推進する必要があると思いますが、町ではどのようにこの点をお考えでしょうか。

最後に、4点目として、地域防災の要として自主防災組織の育成を図りますという目標は、恐らく町内会単位での防災・防犯・交通安全体制の充実や、意識の高揚を図ることだと思いますが、具体的にどのような事業を考えているのか、また、参考にすべき事例や活動があれば、示していただきたいと思います。

この4点よろしく願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げます。

その前に、私も消防団員につきましては、火災を初めとする水害、災害等に常に出動して、活動しながら住民の安全、安心にご尽力いただいておりますことに感謝と敬意をまず表したいと思います。

まず、各家庭への消火器・住宅用火災警報器の設置についてのご質問でございますが、消防行政の基本は、火災予防、つまり火事を出さないということが最も重要なことでございます。しかしながら、万が一火災が発生した場合は、火災の早期の検知と初期消火により、その被害は最小限に食いとめることができるわけでございます。そのためには、議員ご案内のとおり、各家庭において消火器や火災報知器を設置することは大変重要なことであると認識してございます。住宅用火災報知器につきましては、新築住宅は平成18年6月から、そしてまた既存住宅については平成20年6月からその設置が義務づけられたところであります。一方、消火器については、各家庭での設置基準はなく、あくまで各世帯の任意での設置となっております。消火器及び火災報知器の設置状況に関しては町全体的な取りまとめた資料等はございませんが、火災予防週間中に消防署と消防団員が各世帯を巡回しながら、防火診断や火災報知器の設置について周知するなどの取

り組みを行っているところでございます。

また、町の事業としましてはひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、また、障害を持つ方々を対象に、緊急通報体制等整備事業を実施してございます。この事業の実施により火災警報器つきの緊急通報装置が78世帯に設置されております。このほか、八戸地域防災協会及び八戸消防本部から火災警報器、常備灯、消火器等の寄贈が66件あり、これらは町内の高齢者世帯等へ設置をさせていただいているところであります。

いずれにいたしましても、痛ましい火災により犠牲者を出さないため、今後とも広報誌や行政員会議等を通じながら、住宅用火災報知器の設置の重要性について住民の皆様へ呼びかけるとともに、消防署や消防団員の協力をいただきながら、あらゆる機会をとらえ、火災報知器の設置を進めてまいりたいと思っております。

今日までも町内会でまとめ買いをして、それを地区の消防団が無償で設置をして活用していると、そういう地域もございます。さまざまな部分で行政委員の方々、また消防団員等からもご協力をいただきながら、できれば100%設置ということで、取り組むことが一番だろうと思っておりますので、近づけることをしていかなければならないと思っております。

消火器等の無償提供でございますけれども、非常に財政も見なければなりません。世帯的には約7,000弱世帯があるわけでございまして、今日までもそれぞれの住宅において設置をしていると思いますので、ここは無償が適切なのかも含めながら、検討はさせていただきますが、きょうは「はい」という返事できないというのもご理解をいただきたいと、こう思います。

次に、消防団員確保の目標についてでございますけれども、消防団員数は平成18年当初では644名でございました。昨年度からは災害支援団員として、退団された団員から引き続き消防団に協力していただくこととしており、この災害支援団員47名と女性団員10名を含め、現在は682名となっておりますので、ここについては増加、増員が図られております。この団員数を総合振興計画においては、平成24年度までに700名を目標に団員の確保を図ってまいりたいとしております。その目標を達成するための方策といたしましては、消防施設、消防車両並びに装備品等の整備も進めていかなければならないと、こう思っておりまして、今順次進めているところでございます。参考的に消防施設につきましては、平成20年度において名川2分団（平）でございます。そしてまた南部5分団（沖田面）及び南部消防団本部の建設を行い、さらに今年度は宝くじ助成金を活用しまして、名川7分団（上中町）、南部6分団（赤石）、南部8分団（玉掛）、南部9分団（諏訪ノ平）、南部10分団（正寿寺）の改築を現在行っているところでございます。

なお、消防車両につきましては、平成20年度において名川7分団、今年度は南部2分団のポンプ車両を更新いたしました。

また、本定例会契約案件を提案させていただいておりますけれども、団員の安全確保のために防火衣、また銀長靴等を整備する契約締結も提案してございますので、ご議決をお願い申し上げたいと思います。

このように消防施設や装備の充実を図るほか、団員の勤務する事業所との協力体制の推進といたしまして、消防団員の勤務先への協力依頼や消防団員の活動に積極的に協力して下さる事業所を協力事業所として認定し、事業所内の団員が支障なく消防活動に出動できる環境を整えていただいております、これまで2事業所に認定書を交付しているところでございます。

なお、町職員にも地域防災体制の強化のために消防団員として入団するように指導しているところでございます。

今後とも引き続きハード、ソフト両面の整備充実を図りながら、700名の団員確保を目標に努めてまいりたいと思っております。

次に、消防団員の再編及び自主防災会活動の強化、また、女性や消防団員のOBの方々の役割についてのご質問でございますが、まず、消防団の再編成についてでございますが、合併後から団長会議、副団長会議で検討し、名川・南部・福地の消防団行事についても見直しや統合を図り、再編成に向けて検討を今重ねているところでございます。

今年度は、3地区各消防団幹部29名から消防団の再編成についてのアンケート調査も実施をいたしました。この調査結果などを踏まえて、今後の消防組織の再編に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自主防災会活動の強化でございますが、自分の身体は自分で守るということを基本に、町内会単位で複数の町内会の複合で自主防災会を組織してございます。当町の自主防災会でございますが、名川地区では広場、上川原、新開地の3地区、南部地区では門前、駅前町内会、これは8区、9区、10区、11区、小波田第1、第2の連合組織でございます2地区でございます。福地地区におきましては、あかね、あけぼの、杉沢、法師岡の4地区で組織をされてございます。

自主防災組織の育成及び強化につきましては、行政員会議や広報紙など、機会あるごとに地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に合った組織づくりを促しているところでございます。役割につきましては、状況に応じまして、地域の被害を最小限に食い止めるための初期消火活動、救出・救護、避難誘導などを行います。そのために自主防災会の組織の中で、事前に役割を決めていく対応をしてまいりたいと考えてございます。

また、災害発生の際に十分な対処活動が行なわれるように防災訓練や消防署での講習会を実施しているほか、防災知識を習得するための研修会へ参加いただいているところであります。

次に、自主防災会での女性の方や消防団OBの方の役割でございますが、組織内の約半数が女性でございますので、女性の方の役割というのは非常に大きな役割になってまいります。その中で、初期消火活動や避難誘導、けが人の応急処置、食糧調達、炊き出しなど、女性が担当できる部分を組織の中で担い、災害発生時に備えているところでございます。

OBについてでございますが、その専門知識や経験を生かし、リーダー的役割と危険が伴う消火活動や救助、救出活動などを行なっていただき、組織内の充実を図っているところでございます。

次に4点目の防災・防犯、また交通安全対策についてでございますけれども、町内会単位で組織している自主防災会については、町の防災訓練やそれぞれの組織で毎年消防署の協力のもと訓練を実施してございます。組織していない町内会においても、三戸消防署名川分署、福地分遣所の協力のもと、19年度から今年度までの3年間で延べ40の町内会で各町内会館や消防署において避難訓練や応急手当・通報訓練などの訓練や講習会を実施して災害時に備えてございます。

次に、防犯・交通体制の整備等意識の高揚のために取り組んでいる事例活動についてでございますけれども、町内会単位での防犯・交通安全の取り組み事例はございませんが、関係団体と連携を取り、全町的な取り組みで防犯対策の充実と交通安全を推進するため、町防犯協会、三戸地区交通安全協会3支部、交通安全母の会連合会の各団体に補助金を交付しながら、防犯・交通安全組織体制の強化を図ってございます。それぞれの団体において活動してございます。町内の防犯パトロール、またはイベント時の警備、農作物の盗難防止、またこれから行われるであろう年末特別警戒のパトロール、などなどを行っているところでございます。

交通安全のほうにつきましては、いろいろな春、秋の交通安全週間において合同のパレード、決起大会なども行っております。そのほかにもいろいろな交通安全に関する活動を行なっているところでございます。母の会におきましても町内の大きなイベント等にも参画をしていただいて、啓発活動を行ってございます。また、国道沿いにおきましては、「ブドウ作戦」や「事故“ナシ”作戦」などの活動もしてございます。

年々高齢化が進み、高齢者にかかわる事件、交通事故にしても火災等にしても多発しているわけでございますが、町では交通事故につきましては、おかげさまをもちまして、安協南部支部と福地支部においては交通死亡事故ゼロ1,000日を達成してございまして、名川支部においても500日を達成して、現在継続中でございます。

最後に、参考的に緊急時に援助が必要となるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者等要援護者の方々の状況把握については、今年度から全地区を対象に行っており、対象となった要援護者のフォロー体制といたしまして、642世帯を対象に「見守り・緊急支援組織」として地域福祉推進員500名を登録してございます。さらに、緊急時には、要援護者台帳を登録している支援要請登録者459世帯534名について地域福祉推進員、民生委員及び消防団員が台帳に基づき安否確認をする体制も整えてございます。要援護者の新たな対象者につきましては、民生児童委員、行政員等からの情報に基づき家庭訪問し、毎週開催されるケア会議において検討を行っております。緊急時はもとより、ふだんから体制づくりを行い、住みなれた地域の中で安心して暮らせるよう要援護者台帳の整備と体制構築に努めているところでございます。町としましても、すべての町民が安心、安全、そしてまた快適に暮らせる町づくりを目指し、今後とも全町的な取り組みの中で、町内会の皆さん方からもご参加、ご協力をいただき、事件、事故のない明るい住みよい南部町づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜り、さまざまな活動を今後も展開してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） どうもありがとうございました。

町では、消火器の警報器の設置について考えていないという今町長のお答え。優先度の高い世帯だけでも助成を考えてもらえれば本当にありがたいと思うんですが、その辺をよろしく願いして、また、次に、ベンチマークの住宅用火災警報器、町内全体7,425世帯の設置を目指すがあります。平成24年度までの目標のようですが、具体的にどのように進める予定でしょうか。

また、常備消防署から離れた集落で万が一火災になり、大きな被害が発生した場合に一番恐れることは、先ほどから何度もお話しに出てくる少子高齢化のあれにも入っていますから、子供とか、年寄りしかいない。さあ、行かねばまいねといったとき、消防団員の若い人が消防自動車を動かせない、そういうふうなあれが、年寄りとか、そういう女性とか、そういう場合にどのような対応ができるかということだと思われれます。その辺、よろしく願いして、また、地域の安全安心の暮らしをお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

(14番 工藤久夫君 登壇)

○14番(工藤久夫君) 12月の定例会最後ですから、ちょっと時間長く発言させていただきます。

私は、今定例会で大きく2点の質問させていただきますが、その前に、間もなく合併して満4年を迎えることですから、南部町のこの4年間のことや最近の世の中のことについて思うことを語ってみたいと思います。

合併してのこの4年間、世相はよい方向へ向かっているのかと言えば、残念ながら悪い方向へどんどん進んでいるように思います。特に、南部町の基幹産業である農業を取り巻く環境の厳しさ、悪化、それから町内の企業の動向、雇用の状況などは今までで一番ひどい状況にあると思います。

特に、旧福地村時代に、八戸地域が新産業都市に指定されて、三菱製紙に次いで2番目の誘致企業として、旧地引中学校跡地に設立された東和蓄電器株式会社の工場も何回か名前も変わりましたが、富士通メディアデバイス株式会社に最後になりましたが、ことし約45年の歴史を閉じました。ピーク時はパートタイマーも含めて約1,000名近くの雇用を支えていた工場は、多摩川精機の工場として現在の雇用は100名から150名ぐらいでしょうか。いずれにしても大幅な雇用が失われました。

また、旧南部町の誘致企業として国道4号線沿いの剣吉山の近くにあるパイル製造工場も来年春で閉鎖になり、約30名の社員は関東の工場への転勤が退職を余儀なくされる状況にあるとお聞きしております。

今思い返して考えることは、こうなる前に行政として何らかの手伝いや存続のための手伝いができなかったかなという悔しい思いをいたしております。

そこで、何らかの雇用を創出する方策はないかという視点から、私どもは今年9月下旬に葛巻町の風力発電設備やバイオマスエネルギー活用施設の見学に行ってきました。葛巻町の鈴木町長さんからは詳しい説明をいただきましたが、わずか10年ぐらい前までは年間の観光客の入れ込み数は五、六万人だったのが、今や自然エネルギーを生かした町ということで、50万人以上の人々が年間訪れ、特産のワインも生産が間に合わないほど売れているというお話を伺いました。

ゴルフ場や温泉がなくてもクリーンエネルギーの町ということで、これだけの集客ができること。人口は8,000人ぐらい、牛の頭数は約1万という町でも頑張ればこのようにできるということを学んで帰ってきました。

それでは、この南部町でこれから若者が夢を持てる地域にするために、何をすべきか、どこにヒントがあるか、自分なりに思うことを大きく2点取り上げて、町政の方向として検討していただけないかという思いをして話したいと思います。

一つは、2003年2月に、社団法人経済同友会から提案された森林再生とバイオマスエネルギー利用促進のための21世紀グリーンプランに示された要旨から読み取れる今後町で長期的課題が見えてきているように思いますから、少し時間がかかりますが、このプランを読んでもみます。

森林再生とバイオマスエネルギー利用促進のための21世紀グリーンプラン。持続可能な社会の構築は、人類が直面する21世紀最大の課題であるが、中でも人類の生存に不可欠である森林は、その特徴とも言える存在である。ところが、我が国森林は人工林を中心に荒廃が進展しており、生物多様性の保全・水土保持等の森林本来の機能が大きく損なわれるとともに、再生可能資源である木材・バイオマスエネルギー利用が滞っている。

人工林の荒廃は林業近代化のおくれ、戦後の行き過ぎた人工林化が主因である。森林の再生は可能であるが、そのためには、皆伐、再造林を繰り返す単層林中心の森林経営を抜本的に見直す必要がある。この方式では、森林のさまざまな機能を十分に引き出すことができず、林業の採算性向上を図ることも不可能である。

21世紀型森林経営への抜本的な改革としては、樹種、樹齢の異なる複層林の非皆伐、循環的施業への移行が中心的課題となる。これには、相当長期にわたる綿密な計画とその着実な実行を要する。

また、複層林施業を支えるためには、近代林業システムを確立する必要がある。我が国のように森林所有形態が小規模な場合、所有者に対する啓蒙や専門的アドバイスを通して、小規模所有をまとめ、合理的な森林整備を行う担い手が不可欠である。本来なら森林組合がその機能を担うべきであるが、現実には森林組合はそうした役割を果たしていない。まず、森林組合を改革し、その業務を森林所有者に対するコンサルタントビジネスに特化させなければならない。それに加え、専門的な人材（フォレスター、林業技能者）の育成、林業研究機関、路網、森林データベースの整備など、近代林業サポート体制を築き上げることが急務である。

なお、急峻な地形や奥地など、最終的に林業不適地と見られるところは天然林に戻す。

以上を踏まえ、森林再生とバイオマスエネルギー利用促進のための21世紀グリーンプランを提案する。30年計画です。

まず、第一段階は、最初の10年では皆伐を停止した上、公的資金で人工林の間伐を行う。同時に森林組合の改革に着手し、それと並行して近代林業サポート体制を構築する。また、間伐材を

バイオマスエネルギー利用に振り向けるよう助成措置を導入する。第二段階は、次の10年間は補助金なしで全人工林の間伐を行うとともに、複層林化へ向け、植えかえ作業を開始する。最後の10年間の第三段階では、複層林への移行作業を本格化させる。また、森林資源のカスケード利用、バイオマスエネルギー利用についてもこれを徹底的に推進する。

本プランを実現するためには、第一段階で約2兆5,000億円から3兆円、第二、第三段階でも相応の公的資金が必要になる。これを国家予算全体の中に正しく位置づけなければならない。そのためには、本プランは我が国が持続可能な社会の実現へ向けて、21世紀中に展開すべく基幹的プログラムの一つであること。本プランへの支出は社会的コストではなく、持続可能社会という将来価値実現のための投資と認識されるべき性格のものであることについて、国民的理解を高める努力が大切である。

本プランに国民の総意を結集することができれば、今世紀中に複層林化は完了し、我が国森林は持続可能な社会の象徴として輝き続けることとなろうと。

こうすることで、そういう提言を踏まえて、現実的な今動きがいろいろ出てきているわけですが、その一つが福井県の敦賀火力発電所、あるいは茨城県の常陸那珂火力発電所、山口県の新小野田発電所や三隅発電所などのプレスリリースを見ますと、いずれも年間数万トン単位で林地残材やバイオマス石炭混焼発電実証事業に既に取り組み始めております。

このような電力各社の動きに呼応して、日本郵船のサイトを見ますと、本年7月5日付で、カナダ、ブリティッシュコロンビア州の北部プリンスルパート港から年間6万トンの木質ペレットを関西電力舞鶴発電所に運ぶ5年間の契約を締結したとの記事がリリースされております。

鳩山総理は国連の演説で、CO₂25%削減という案を打ち出しました。2020年までに1990年比25%の削減、2005年比30%という数字を宣言したわけであります。この目標をクリアするためには、今後10年間ですさまじい努力をしなければ達成できないと思います。日本の人工林の面積は約10万平方キロメートル、南部町の山林の面積は約70平方キロメートルだと思います。三八地域全体で約1,000平方キロメートル、10万町歩の山林があると思われます。これを経済同友会提言のような複層林施業の近代的な林業システムを確立するためには、今の5倍から10倍の人材と人材育成のための教育環境の整備が必要になってくると思います。

三八地区だけで恐らくこの地域の森林の再生に取り組むことにより、数千人規模の雇用が生まれるでしょうし、政府も国際公約のようなものですから、かなりの覚悟で財政面でも援助を考えてくるものと思います。この点のこの町の取り組みについて、ぜひ他の地域よりも一歩でも二歩でも早く取り組むことを提言したいと思います。

2点目として、南部町への観光客の集客という視点で発言させていただきます。

2日前の日曜日11月29日の日経新聞34ページに、韓国の寺院に宿泊、研修体験と称して、テンプルステイの記事が載っておりました。韓国寺院の大半を統括する仏教団体「大韓仏教曹溪宗」によると、本格的なステイを開始したのは2004年、36カ所で実施し、韓国人年間約3万3,000人、外国人約3,000人で始まったものが、昨年2008年には、87カ所の寺院に拡大し、韓国人は2.8倍の約9万2,000人、外国人も含めると約3倍の11万2,000人に急増しているそうです。

ステイを担当する韓国仏教文化事業団のチョウ・ボベ氏は、「心の悩みや職場のストレスを持つ人に加え、金融危機以後は経済問題を抱える人がいやしにくる」と指摘しているそうです。

近年は貧富の格差拡大や失業問題などが深刻化、凶悪犯罪もふえた。このため、将来に不安を抱える二十、三十代の女性の参加者もふえ、キリスト教徒も目立つと言われております。

テンプルステイは、布教にもつながり、1泊日本円で2,000円から5,500円ぐらいでの宿泊費収入は、寺側にも魅力的であること。また、企業の研修や受験生や失業者を対象としたイベントや企画、参加者が減る冬は、雪山トレッキングやそり体験を行事に加えるなど、毎週通うステイマニアもふえていると言われております。

なぜ、この記事を取り上げたかといいますと、今八戸市の美術館で「郷土の偉人西有穆山展～没後百周年を迎えて」という展示が12月20日まで行われております。たまたま3日後の12月4日は、西有穆山禅師の没後百年に当たります。西有穆山師は、八戸の湊の笹本家に生まれ、幼少のときに、「極楽と地獄」の絵をお寺で見せていただき、お母さんが多くの子供を育てるため、たくさんの罪を犯したこと、そのために母は地獄へ行かなければならないだろうということを聞かされ、極楽に行くためには子供の自分が仏の道へ進むしかないとして幼少のときに江戸へ出て修行を重ねて多くの弟子を育て、石川県の門前町から曹洞宗の本山である総持寺を横浜の鶴見へ移して、約10カ寺の住職を務めました。一時は名久井岳の法光寺の住職も務めていたと聞いております。曹洞宗の名刹である法光寺を核にしたテンプルステイと先般バーデハウスで開催された定住自立圏形成促進議員連盟の勉強会で、講師にお呼びした総務省の乾課長補佐さんから学んだ「都市から地方への移住、交流の促進」「地域おこし協力隊の創設」「集落対策の推進」「集落支援員」の育成などへの積極的な取り組みを目指してはいかがでしょうか。

次に、2点目の質問として、去る10月16日の臨時議会で議論した建設業法と指名審査会の件について、これに関連した3点の質問をいたします。

一つは、指名に当たって経営事項審査結果通知書を判断の基準にしたかどうか。

(2)として指名した10社の監理技術者及び主任技術者に関する資料を開示していただきたい。

3点目として、10月16日の臨時議会での説明で県に問い合わせたら問題がないという回答だったということで、議事を再開しましたが、県のどの部署のどなたの具体的な判断なのか、説明していただきたいと思います。

私はなぜこのような質問をするかといいますと、町長は常々「キャッチボール対話」という言葉を使います。私も対話は町政にとって大変重要だと思います。そして、最も重要なキャッチボール対話ががこの町議会ではないかと思っております。私は2年前の9月まで議長をさせていただきました。その後2年前の10月からは1議員として定例議会では毎回質問をしております。しかし、残念なことに、一般質問とは何のためにあるのか、議会の存在意義はどうかという認識がいまだに足りない部分があるのではないのでしょうか。1週間から2週間前に通告してある一般質問にもかかわらず、大半の質問に対して、事前の打ち合わせも事前の協議も、どんな答えを期待して質問しているか、相談ありません。

これは町長初め、ここにおられる課長さん方理事者の意識をもう少し、いやもう少しどころではなく、大きく変えてもらわなければならないことだと思います。町長、副町長、教育長初め、管理職は町民全体から見れば、エリートの集団だと思います。しかし、ここにいるエリートの皆さんは、町民の末端まで目を開いて、耳を傾けているのでしょうか。私たち議員にも言えることですが、自分より偉い人とか、先輩には頭を下げて、一般の町民には気を使わないというか、自分を常に律して行動をするようにしないと、役場の信頼は失ってしまうと思います。

よく住民の方から私たちもいろいろな相談事を持ち込まれます。そのときに、役場の担当課へ問い合わせの電話をするわけですが、多くの係の方からは「ちょっと待ってください」と言って、何分もあってから、「今、係がいません」とか、「担当がいないので後で電話してください」というような返事が返ってくる場合があります。私は問い合わせのことはすぐ返事ができるかどうかや、自分がはっきり答えられるかどうかはすぐわかることだと思います。しばらく待たされたあげくに「後で電話してくれ」とか、「係がいないとか」「担当がいらない」という言葉ほど気分の悪いことはありません。

私はこの建設業法の件も役場の今までの指名入札方法に多くの問題を抱えていると思うから質問しております。まずいところがあるから質問しているわけです。議会は裁判所ではありません。役場の担当も人間ですから、間違いも手違いもあると思います。もっと素直に答弁していただくことを希望して、私の質問を終わります。

以上。

○議長（小笠原義弘君） 理事者側の答弁のほうは午後の部に回したいと思います。

ここで午後 1 時半まで休憩いたします。

（午前11時11分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時32分）

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、近年森林計画、そしてまたバイオマスエネルギー等について大変今世界各国、CO₂の削減ということで取り組みをしているわけでございます。また、政権が変わりまして、鳩山首相も25%の削減を目指しているという中で、それぞれの地域によって立地条件、また産業構造等の違いがあるわけでございます。我々の地域にとってどういう部分が活用できるのかどうかという部分もしっかり地域と照らし合わせながらこれは検討していかなければならないと、こう思っております。また、新政府においてもCO₂削減事業にかかわる恐らくいろいろな事業が今後展開されてくるのかなと思っております。まだ具体的に事業等が出ておりませんので、なんでもござますけれども、どういう事業が出てきて、我々の地域にとってどういうことがまた可能なのかどうかという部分は今後南部町にとりましても、大きなまた課題であり、活用方法を考えていかなければならないだろうと、こう思っておりますので、またご指導、ご助言等をいただければありがたいと思っております。

特にまた葛巻町さん等については、畜産が盛んということで、畜産とバイオマス関係というのは非常に取り組みやすい部分はあるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げました地域性という部分があることもたしかであろうと思っておりますので、しっかりと我々の地域でどういう部分でCO₂削減にかかわることができるかという部分を検討してまいりたいと、こう思っております。

そして、次の前に、福地工業団地含め、大きな富士通メディアデバイスさん等々が移転したわけでございます。そういう中で、我々も企業のほうともいろいろな部分で町としてできるものは何かという部分を一緒に勉強したり、取り組みもしてまいりました。ただ、最終的に私どもがい

ろいろな部分でお話しをさせていただいても、もう段階的に企業のほうもそういう判断ではないんだということで、最終的にお話しをいただきました。そしてまた、我々も第二工場を含めながら、何とか誘致を図ってまいりたいという活動を職員のほうも続けてきました。多摩川精機さん初め、合併時に来ていただいて、またその後、富士通デバイスさんの跡地も購入していただいて、その事業を継続もしていただいております。先般も多摩川精機の社長さんがおみえになっていただきまして「今後も福地工業団地を中心として少し考えている」ということでお話しをいただいております。今後、そういう部分も含めて、私どもの住民の雇用につながるように、さらに努力をしてまいりたいと、こう思いますし、また、多摩川精機さんの関連会社であります株式会社ミナミさん、そしてまた百目木工業さんも進出をいただいております。移転した部分もありますが、若干2社、3社なり来ていただいているところもありますので、さらにしっかりとしたPR活動が続けながら、1社でも多く来ていただけるように努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、指名審査会等のご質問でございますが、この後、審査会のほうからと担当課長のほうからも答弁いたしたいと思いますが、我々自治体もしっかりと間違った判断をしてはならない。そういう中で、法を遵守していかなければならないわけございまして、そういう部分も間違わないように、先般は、いろいろな関係機関のほうにご連絡させていただいて、ご助言をいただいて、そういう中で、最終的にはその判断の中で町が判断しているわけでございます。そういう中で、先般判断をさせていただいたということで、我々も間違った判断を自治体としてしないために、いろいろな関係機関のほうからのご助言、そういう法との照らし合わせ等を行っておりますので、その中で、間違っているということがあれば、これはしっかりと直していかなければなりませんし、そういう部分、本当に我々も地方自治体でございますので、やはり法の遵守、そしてまた規則等というものをしっかりと照らし合わせてやっていくのが筋だと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 赤石副町長。

○副町長（赤石武城君） それでは、指名審査会についてのお答えを申し上げます。

まず、指名審査会での基準判断についてのご質問ですが、当町では経営規模等評価結果通知書及び総合評価通知書による総合評定値を参考にして、南部町建設業者工事施工能力審査規則により、隔年に1回定期の審査、また中間年に追加の審査を行い、それぞれ土木建設業者、建築建設

業者、舗装建設業者、その他の建設業者ごとにランクを定めております。

その内容は、公表しておりませんが、随時閲覧していただければ、自社が南部町のランクで何級の何位にランクされているのかお答えすることができます。

以上のことより、審査会では、南部町建設業者選定規定によって、上記のランクによる設計、いわゆる事業担当よりの設計説明内容に応じた指名業者の選定を行っており、審査会委員の同意を得て各社に指名通知書を送付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 次に、指名した10社の監理技術者及び主任技術者の雇用形態の書類を資料として開示してほしいということでございますが、監理技術者等に関する書類の開示についてのご質問でございますが、建設工事の施工、技術上の管理を行う主任技術者、または監理技術者を工事現場に置かなければならないことは、建設業法に定められてございますが、今般のバーデハウスの改修工事につきましては、建築工事で5,000万円を超えてございますので、専任の技術者を置くということになりますので、営業所と現場にそれぞれ専任の技術者がいなければならないと。ですから、2人以上の技術者が専任でいる業者でなければならないということでございます。

雇用形態についてのご質問でございますが、今回10社に対しての主任技術者または監理技術者についての雇用形態を証明する書類と申しますと、監理技術者資格者証、あるいは雇用形態を示す雇用保険証等の書類ということになるわけでございますが、これらは確認を求めています、写しを保管してございますが、一応公文書の取り扱いというふうになるものでございます。

内容につきましては、今回個人情報に当たると解されますので、この場では公開はできないと。この保険証等については公表はこの場ではできないと言うことでご了解いただきたいと思います。

次に、県では問題ないという回答でしたという説明で進めたということで、県のどの部署で判断したかということでございますが、私たち市町村の立場で、入札や契約等で不明点や問題点が発生した場合は、指導して下さる機関の中には青森県の県土整備部管理課建設業振興グループという部署で一応指導をいただいております。今回はこのグループの総括主幹さんに問い合わせいたしまして、照会していただきました。町の方針と今回の工事に関しまして、一般建設業者も

入れて指名したということについて、ちょっと内容を説明して、確認しましたところ、法的には抵触するものではないという指導をいただきましたので、そのような町としてもそのように判断して、前回答弁したものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 私がさっき聞いたものの中に、お答えをいただいていない部分もありますので、それはちゃんと答えてほしいなと思います。

それから、この指名の件でいきますと、悪くとれば、くさいものにはすべてふたをして、個人情報、あれだこれだって表に出さない。つまり、指名審査会というのが全く密室の中で協議されているものだ。そういうふうには解釈せざるを得ないわけですね。つまり悪いことをしても、議会にも出せないということは、追及のしようがない。そういう閉鎖的な部分を直さないと、実際事実なのかどうかというのがわからないじゃないですか。私は個人情報よりもそっちのほうが優先されるべきものだと思うんですけども、それよりも個人情報だあれだこれだって言って、規定にのっとっているというような言い逃れでね。公表しないというのは、非常に問題だと思いますよ。本来は後ろめたいものがなければすべて公開するべきなんです。そこをまず言いたい。

それから、さっきの質問の中で言った役場の電話とかいろいろな窓口の対応について、非常に何というんですか、町民に対して目線が見下したような態度だとか、非常にたらい回しにするという苦情があるんですよ。その辺をやっぱり担当の課長とか、それぞれ管理職もいるわけですから、なるべく問い合わせがあったら待たせないで答える。わからなかったら、勉強不足でこっちで調べて連絡しますとか、電話番号をお知らせくださいとか、そういうのが行政サービスだと思うんです。今課が十何ぼあるから、当然課長も十何人いるわけです。そういう中であって、やっぱり職員のどこかがたがが緩んでいるんじゃないかなと思うときがあるんですよ。それは、町民から問い合わせがあったときに、「私は係でないから」とか、「調べて返事します」とか、それだと、プロの仕事じゃない。「申しわけない、わかりません。もう少し勉強してやります」とかという、一歩引いた町民に対するサービス業だという感覚をちゃんと持ってほしいんです。その辺、何というか合併して組織が大きくなったから、町民は自分らよりも下だという、どこか気持ちにおごりがあるからそう答えるのではないかなと思うときがあるんです。その辺を接遇といいますか、びしっと再度何か集まりがあった都度職員のほうに対して注意してほしい。そのように

思いますね。

さっきのテンブルステイの話をしてしまいましたが、考えてみると、この東北6県の中でも法光寺というお寺に関して言えば、かなり歴史もあるし、それなりの評価もあるお寺だと思うんです。だから、そういうある資源を有効に使って、それを町外からの誘客、集客に努めるという、そういう気持ちがまだまだ足りないんじゃないかな。うまくやればまだまだ観光客が来るし、滞在客もふえるんじゃないかなと。達者村というのは、確かに結構な行事なわけですけども、それとかみあわせた相乗効果を出すという視点が何かこう足りないんじゃないですか。はっきり言えば、葛巻みたいなのと言えば失礼ですけども、ああいう条件が悪いところでも10倍に集客をふやしている。そういう点のどこかいいところを取り入れて、ここへまだまだ潜在的に来たいと思う県内、あるいは県外からのお客さんをうまく引きずりこんで、ここの地域の産業の活性化に結びつける。そういう考えがぜひ必要だと思います。

それと、森林資源を使ったバイオマスエネルギーの活用というのは、今近々、法的に多分来年度からは具体的に予算化されてくると思うんですけども、いわゆるCO₂削減25%、2005年比30%ダウンということは、つくる側の効率を上げることと、使う側のむだな使い方を減らすということで、両方で減らしても下げられるかどうかわからない部分があるんですけども、いずれにしても、大量に石炭を使って発電している火力発電所とか、セメント工場とか、あるいは製鉄メーカーとか、そういう会社にあっては、最低3%以上バイオマスエネルギーを取り入れなさいという法律が義務化される予定です。それに伴って、バイオマスエネルギーといいますか、地域の間伐材だとか、森林資源を使って市場価格と合わない差額の部分は公的に環境税のほうから補てんすると。そういう法案も既にできておるわけです。5年、10年先には、どこでもこれがやらなければならないような方向にあるわけです。ですから、私は先を見て、そういう関連の産業をここでいち早く立ち上げる場合は、行政としてもできるだけバックアップすべきだろうし、雇用をそこで幾らでも確保しなければならない。

また、南部工業高校というのがなくなって、名久井農業高校と一緒にするわけでもないでしょうけれども、そういう地元の高校の教育にもそういうのを繁栄させて、いわゆる森林の技術者といいますか、そういう今の環境問題に対応した技術者、資格者を養成する。そういう活動もこれから必要になってくるだろうと思います。それをうまくやることによって、この地域だけで数千人の雇用が見込める。それをいち早く取り入れたところが、これから多分伸びていくことになると思います。そういう視点で、そういう企業が立ち上がった場合、あるいはこれからそういう事業をやろうというプランがあった場合に、行政としてどういう対応をする予定ですかということ

を聞きたくて、質問しているわけです。そうしないと、ここには若い者、あるいは新たにＵターンなり、Ｉターンなりしてくる定住者というか、移住する人がなくなるだろうと。そういう視点で質問しているわけです。

ですから、そういう話があった場合は、できるだけ行政として、バックアップをしてほしいと。そういう思いで質問をしたわけです。その辺の考えをお答え願えればと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろなアドバイスをいただきまして、ありがとうございました。

まず、森林再生等を含めながら、バイオマスエネルギー等につきましては、そういう企業等々が計画なり、また相談等があれば、私どもも町としても決して悪くないことだと思っておりますので、そこは一緒に検討していきたいと思っております。

また、そのときにはどういう企業さんで、どういう計画でという部分は当然検証させていただきながら、私どもの地域なり、町とやはり同じような考え、思いでという部分が確認されれば、そういう部分は非常に雇用にもつながっていく部分があるでしょうし、必要ではないかなというふうに思っております。

それから、職員の接遇等でございますが、ここにつきましては、もう私も工藤議員のおっしゃるとおりでありまして、同じことを合併後から恐らく課長か、前にも同じようなご質問がありまして、お答えをしました。再三にわたり言い続けております。電話等についても同じことを私も話しております。私は民間にいたときに、電話のとり方だけで１週間研修をさせられた時代がありました。それだけ人が見えないという部分の電話というのはそれ以上に対応が大事であるということだと私は思っております。職員もすべてが専門職ではありませんし、同じ課においても担当外であれば、細部の部分はわからないというのは当然あるわけでございまして、そういう中において担当職員が出張でいない、そういう場合には必ず後でこっちから電話をしないと。こういう指導を徹底しているつもりなんです、ご質問いただきました中にはなかなかできない職員もあってのことだと思います。そういう部分もさらに徹底をしながら、また職員の接遇等については、両副町長たちもしっかりと内部の職員の指導的な立場でもありますので、今後、副町長とも相談をしながら、そういうことのないように、取り組みをして、今職員の中においても職員の勤務評定というのも行ってきております。当然私はそういう朝のあいさつから、対応の仕方がなっているかどうか、そういうのも評定の中にしっかりと見てほしいというふうに課長たちにも

指示をしてございます。いろいろな部分で指示しているつもりでございますが、現実的にまだそういうのはなっていないということであれば、まだまだ私の力不足でもございます。今後さらに徹底をしながら、町民から職員も本当に頑張っていると思われる仕事をしてまいりたいと、こう思っております。

それから、韓国で行っているテンブルステイ等々、また法光寺さんの活用をしたらいかがというご提案もいただきました。以前、法光寺さんも宿坊を行っていた時代もございました。なかなか準備等が大変だということで、今現在行っていないわけでございますが、私も、町外、県外、いろいろな方々がおみえになったときに、南部800年の歴史もそうですけれども、法光寺さんも750数年という歴史のあるお寺でございまして、ご案内すると、「なぜここをもっとPRしないんですか」と、よく言われます。訪れた方がもっと貧弱なお寺なのかなというイメージでやはり来られると思うんですが、行ってみたらそうじゃないということを感じて、私どもにおっしゃっていただいていると思っておりました。そういう部分も農家民泊、グリーン・ツーリズムも進めているわけでございますが、何分お寺さんのほうの現在の状況というのでも聞かなければなりませんけれども、そういう部分も含めて、非常にまず観光としても私はあそこは非常にメーンの観光地でもあると思っておりますので、こういう話があったということも、また法光寺さんのほうにもお話しをさせていただきたいなと思います。

今後、我々もしっかりと町民の皆さんから信頼される仕事、また指名審査会においても、誤解のないように今日までも本当にオープンでやってきているつもりでございます。しっかりと今後もそういう部分は十分気をつけながら、そしてまた地域の雇用している企業の皆さんもともに発展できるように、そういう部分も常に考えながら、透明性を図りながら取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく、またさらなるご指導、ご助言等をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 私も幾らかお寺というか、法光寺さんにも、あるいは西有穆山という偉い和尚さんのことを勉強する機会がありまして、たまたま先日東京へ行きましたら、八戸の小中野に常現寺さんというお寺さんがございます。そこの高山住職さんの友達だという浅草の浅草寺の住職さんといういろいろ話しをする機会があったんですが、その方は、西有穆山禅師のことを勉強したくて、時々八戸に来るんだそうです。それで、「八戸の人だったらみんな知っているでしょ

うね」と言うから、「いや、大半知らないと思いますよ」と言ったら、曹洞宗というのは現在日本で一番お寺が多い宗派なんだそうですけれども、浄土真宗というのが東本願寺派と西本願寺派合わせてまとまっていれば若干曹洞宗よりも寺の数は多いそうですけれども、まとまっていないものだから、曹洞宗が一番多いんだと。なぜ、曹洞宗という宗派がいっぱいお寺があるかというと、西有穆山という禅師が非常に人柄もよかったのか、勉強熱心だったのか、いっぱい弟子を育てたんだと。全国に弟子がいるんだと。「その八戸の美術館に行きましたか」というから、「私行っていません」と言ったら、「ぜひ見て勉強してくださいと。そうすれば、あなたももっともって曹洞宗のことが好きになりますよ」と言われたんですよ。わざわざ東京の方に言われたものですから、議会が終わったら行ってみようという思いでこういう話しをしています。

ただ、恐らく日本も韓国と同じで、今いろいろな精神面で不安定な、そういう意味で20代、30代、40代の働き盛りの人方が疲れたときにいやしにこれから行くだろうと。そういう思いで、泊まるのはそのお寺でなくてもいいでしょうけれども、お寺で座禅を組むだとか、お寺を一つの心のよりどころにすると。そういう時代が目の前に来ているかなという思いで、質問させていただきました。だから、私も地元の隠れた観光資源を何とか今以上に生かすことをここにいる皆さんと努力していけば、まだまだここは集客力があるんじゃないかという思いで質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月2日は議案熟考のため休会とし、12月3日は午前10時より本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時01分）

第26回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成21年12月3日（木）午前10時開議

- 第 1 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第10号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 第 2 報告第18号 専決処分した事項の報告について
専決第11号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 3 議案第116号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第117号 指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター）
- 第 5 議案第118号 指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他3施設）
- 第 6 議案第119号 指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）
- 第 7 議案第120号 財産の取得について（消防団員用防火服・銀長靴）
- 第 8 議案第121号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第122号 平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第123号 平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第124号 平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第125号 平成21年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第126号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第127号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第128号 平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第129号 平成21年度南部町介護老人施設特別会計補正予算（第2号）
- 第17 請願第2号 バーデパークのボイラー更新に関する請願書
- 第18 陳情第6号 地引地区ほ場整備に関する陳情書
- 第19 常任委員会報告
- 第20 閉会中の継続調査の件
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第130号 財産の取得について（福地・南部地区小学校コンピューター機器）

- 追加第 3 議案第131号 財産の取得について（南部町立中学校コンピューター機器）
- 追加第 4 議案第132号 南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について
- 追加第 5 議案第133号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
20番	佐々木 由 治 君		

欠席議員（1名）

19番 西 塚 芳 弥 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 館 茂 好 君	農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君

会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第26回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第17号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第10号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） それでは、報告第17号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

処分理由ですが、インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業に伴い、平成21年度南部町一般会計予算案を補正する必要性が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

次のページをお開きください。専決処分第10号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第4号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,046万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億7,031万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。最初に歳出でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、9目新型インフルエンザ対策費の20節扶助費でございますが、新型インフルエンザ予防接種費として3,046万5,000円を追加計上したものでございます。内訳としましては、国及び県が補助を行う補助金に伴う住民税非課税世帯分として6,150円掛ける3,298人分、また、そのほかに町単独補助分として妊婦さん、基礎疾患を有する方々、1歳未満の保護者、1歳から高校3年生相当までに該

当する3,916人の方々に対して2,600円を町単独で補助するための経費として合計で3,046万5,000円を計上したものでございます。

前のページをお願いいたします。これに充当する歳入といたしまして、地方交付税、普通交付税でございますが、一般財源分として1,525万4,000円、国庫補助金が1,014万1,000円、県補助金が507万円でございます。この国及び県の補助金につきましては、住民税非課税世帯分に対しての補助金でございます。補助割合は国が2分の1、県が4分の1で、残り町は4分の1でございます。これは非課税世帯に対してでございます。残りの約1,018万4,000円は先ほどの町単独分で補助する方々へ充当するため普通交付税として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 町単独での軽減が取りつけられたことは、大変うれしいことであります。そうではありますが、接種した全住民が対象になっている町に、近くでは三戸町、田子町、階上町など、10町1村があります。これからでも接種した住民に軽減措置する考えはおありでしょうか。

また、この新型インフルエンザに対しては本当であれば、国が全責任を負い、国の予算で無料にすることが本旨ではないかと思いますが、国の責任で無料にするよう働きかける考えはおありでしょうか。

また、今、労働条件が大変厳しくて、非正規雇用などの労働条件で働いている人方も多い中で、仕事を休めない親も多く出ていると思いますが、福島県が検討している保育所の代替職員確保の助成など、こういうことを国や県でも行っていただきたいと考えておりますが、働きかける考えはおありでしょうか。

以上、この点について質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷 隆君） ご質問にお答えします。

町単独の助成の範囲というご質問でございますが、国で定めた優先順位者、これらに対しての

助成を主に考えておりました。一応医療従事者等は助成から外しております。それから、65歳以上の方々は季節性のインフルエンザで助成制度が実施されておりますので、65歳以上の方々も外したということで、一応国の定めた優先順位者、これらに対して2,600円の助成を決めたということであります。

近隣町村の情勢を確認したところ、当町が定めるのが早かったものですから、他の町村では検討中ということでした。その後、全町民とかという形でやったわけですが、その町々の財政状況によるものと判断しております。

それから、国の予算とか、国の責任で接種しなければならないのではないかとありますが、国はワクチンを配分しているということであります。ワクチンの接種料等も国が定めた金額となっております。1回目は3,600円、2回目は2,250円ということになります。

それから、保育所の保母の代替ということで、当初本当の新型インフルエンザが発症した時期のパンデミックという言葉で、大混乱が起こった場合、従事者がなくなった場合は保母等の代替等も町では危機管理しなければならないということでありましたが、今現在は保育所のほうも休園しないでずっと続けております。働くお母さん方には迷惑をかけていない状況でありますので、今のところ代替の助成ということで国等に要請する状況ではないと思っております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 新型インフルエンザはパンデミックになるだろうというような予想もある中でのワクチン接種なんですけど、本来であれば、やはり国がこういうところにも予算を出すのが筋ではないかなと思いますので、今回限りではないと思いますので、国に対する働きかけもこれから必要ではないかなと考えております。

ところで、保育所での新型インフルエンザに対しての休園にするとか、行事を中止するとかのいわゆる基準というか、マニュアルがなかった状態での出来事だと思うんですが、ある園では、行事を中止し、ある園では行事を続行したとか、そういうようなことで、お母さん方の園に対するインフルエンザの対策での判断のありようでいろいろな話が飛びかっているんですが、統一した行事に対する中止する、続行するというような基準はどちらのほうで、どういう形でお決めているのか、こういう状況が何度もありますと、その管理者の方も父母の皆さん方との関係で大変気まずいような、そういうことが起こり得ると思いますので、これからはどのような対

策なり、条件をつくっていくものなのか、その辺はどのようになさっておられるでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） ワクチンの助成等につきましては、今年で終わるということはないと思っておりますので、国への助成の働きかけは町としても行うべきと思っております。

それから、保育所、保育園におけるマニュアルということですが、保育園の運営に関しましては、厚生労働省で示した保育の基本的な原則がございますので、行事等の中止に関しては園長の判断ではあるといいますが、子供の保育を保育園が行い、働くお母さん方への支援を第一義に考えなければならないと思っておりますので、行事等をやることによって休園と、お母さん方にご迷惑をかけるという状況になると判断した場合は休園するということで、園長のほうにも指示はしておりました。

それから、保護者の理解ということですが、インフルエンザが発症しましたよという情報は保護者の方々に常に流しております。それを判断して保護者が自分の子供を休園にさせるか、それでも仕事の関係で保育園に預けるのか、それは保護者の判断ということで、情報等は流していると。

それから、行事等の中止に関しての理解というのは、保護者の父母の会でも十分理解しているものと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今、保育所なり、幼稚園なりの問題で、いろいろ新型インフルエンザに対してこれからも出てくると思いますので、十分双方の理解の上に混乱のないようにしていただきたいと思いますし、どうしても働いているお母さん方は休めない条件もあると思いますので、園に対して、こういう場合はどういうふうにしたらいいのか、アンケートなどもとりながら、十分に保護者の皆さんの理解を得ながら進めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、報告第17号は原案どおり承認されました。

報告第18号の上程、説明、質疑

○議長(小笠原義弘君) 日程第2、報告第18号、専決処分した事項の報告について、専決第11号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) 報告第18号について説明いたします。

損害賠償の額を定めることと和解することについて。

南部町長が専決できる軽易な事項の指定について第1号の規定に該当するので、専決処分したものであります。

次のページをお開き願います。平成21年11月2日に専決第11号として処分を行っております。

次のページ、9ページをお願いします。平成21年8月14日に、名川チェリリン村におきまして発生した事故に伴う、これは右手指でございますけれども、けがをしたということで、この損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定するものであります。相手方ではありますが、秋田県大館市の37歳の男性です。和解の内容です。相手方に対し、最初支払ってありました2,750円のほかに4万4,230円、これは合わせて4万6,980円になりますが、損

害賠償金としてお支払いするという示談をさせていただきます。なお、相手方に支払いした損害賠償金につきましては、町が加入している総合賠償補償保険に該当するということから、その保険からお金をいただいておりますので、町の費用負担がないということで、これを申し添えます。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 事故の内容とか、けがを負う原因になったものに対する処置とか、もう少し詳しく説明お願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） それでは、事故の内容等を説明いたします。

この資料にもありますけれども、ことしの8月14日、午後10時ごろですけれども、チェリリン村のツリーハウスというキャンプ場の中にありますけれども、そこに宿泊したお客さんが、夜の10時ごろ、窓を閉めようとしたら、その窓が一気に落ちて、その窓に手の指を挟んで負傷したということです。本来であれば、この施設に窓に全部ストッパーがついておりまして、その一気に落ちないような状態になっておりますけど、その施設だけのストッパーが効きにくい状況になっていたということで、そのストッパーが効かなかったということでもあります。

その事故がありまして、チェリリン村の臨時職員及び商工観光課の職員がそこに夜に出向きまして、その方を南部病院に搬送しまして応急処置しております。指は皮がちょっとむけたという程度でしたが、本人が仕事の関係上、指を使う仕事をして業務をしているということで、その休業補償、それらを求めてきました。次の日も警察を立ち合わせ、三戸警察署も一緒に現場に行きまして、いろいろと現場検証をしながら、うちの職員2人立会いまして、いろいろと現地を調査しております。それで、早急にそのストッパーを修理するというので、そのハウスにつきましては、それから直すまでは使用させないというふうな措置をとっております。

その方は南部病院で治療しまして、次の日帰りまして、自分の住まいであります大館市のほうの医院のほうに行きまして、2日ぐらい通院しまして完治しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） これからもないことを願うばかりなのですが、管理と補修工事など、ぜひ目配りをしていただき、このような事故が起こらないようにしていただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第18号を終わります。

議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、議案第116号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） それでは、議案第116号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、健康保険法第115条の2及びその他の医療保健各法並びに関係政省令の規定により、新たに開始された高額介護合算療養費の支給事務に関し、高額介護合算療養費は本来支給額から控除されるため、条例の改正を行うものであります。

この条例に関しましては、9月の定例議会に提案しまして、改正した条例となっております。その後、条例の内容を精査したところ、本来控除されるものであるということで、次のように改正します。

29ページをごらんください。南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改める。第5条第2項中「及び第85条」を削り、「高額療養費等」を「高額療養費」に改める。この条例

は、平成21年8月1日から施行する。となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号は原案どおり可決されました。

議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、議案第117号、指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第117号、指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター）。

提案理由でございますが、南部町の公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、健康福祉課所管の施設について、指定管理者を指定するものであります。

31ページをごらんください。施設の名称でございますが、南部町名川ドライフラワーセンター。

施設の設置場所は南部町大字下名久井字剣吉前川原 1 - 1 に所在します。指定管理者となる団体の名称及び事務所の位置、アートセンターめいぶる、事務所の位置は南部町大字下名久井字剣吉前川原 1 - 1。指定管理の期間としましては、平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで 3 年間とするものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号は原案どおり可決されました。

議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第 5、議案第118号、指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他 3 施設）を議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 議案第118号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

南部町の公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の 2 第 6 項の

規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、南部町の公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、農林課所管の施設について指定管理者を指定するものでございます。なお、提案いたしました産地直売施設につきましては、施設の運営を行うために、地域において新たな組織を結成しており、地元生産者と消費者の交流の場としての機能など、目的を持って建てられた施設であり、また、加工センターにつきましては、町の特産品の加工、研究、開発するための施設として、町内婦人グループが使用しております。施設の性格、機能等を検討した結果、指定管理者の選定は一般公募によらない方法といたしました。

次のページをお開き願います。施設の名称及び指定管理者となる団体の名称を申し上げます。名川チェリーセンターにつきましては名川チェリーセンター101人会、なんぶふるさと物産館は南部七草会、南部町農畜産物加工処理施設そばの里けやぐはながわ百笑苦楽部、南部町特用林産物加工センターは達者村特産品協議会をそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。なお、指定期間は4施設とも平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 32ページをお開き願います。

議案第118号の提出年月日でありますが、21年3月2日となっておりますけれども、大変申しわけございません。11月27日と訂正くださるようお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 基本的なことをちょっと伺いたいんですけれども、この四つの施設を四つの団体に3年間委託するという案件だと思うんですけれども、一つは、今までも指定管理者制度でこの団体をお願いしていたのかどうかということと、具体的には金銭の支出というのはどういう分担でこれの、例えばトイレとか、水代とか、電気代とかさまざま維持管理にかかるわけなんですけれども、そういう金銭的なものはいずれも同じようなルールでやられているのかどうかと。

もう一つは、例えばこの施設がいっぱい売れて、ちょっと手狭だとか、「もっと広げてほしい」

とか、もっと「メンバーに私も入りたい」とか、そういった場合に、町はどういう関与をするのか。例えば、委託している団体でみんな決めてやってくださいというルールなのか、あるいはもっともっと広げていきたいとか何とかというと、町のほうでも「じゃあもっと用地を広げましょう」とか、あるいは「会員ももっとふやしましょう」とか、そういう場合にどういうふうな対応をするという観点でこれを委託するのか、その辺をもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、金銭の関係でございますけれども、管理委託するに当たりまして、建物を設置したときに町が負担しておりますので、納付金という形でもって名川チェリーセンターからは売上金の0.6%をいただいております。それから、ふるさと物産館につきましては25万円をいただいております。そばの里けやぐにつきましては9万円でございます。加工センターにつきましてはゼロとなっております。

それから、経費、維持管理費につきましては、指定管理の基本協定の中にご覧いただけますけれども、指定管理者が払うものというしましては、まず軽微なものということで、維持管理費、例えば電気料、水道料、電話料、それから燃料代、こういったものを負担することとなっております。ただし、大破ということで、工事を伴うものとか、大きなものについては町の施設でございますので、これは町が負担するという内容となっております。

それから、手狭で拡張したいとか、そういった要望があった際には、財政のほうの関係もございますので、それは管理者と協議をいたしまして、検討いたしまして、補助金等を使うとか、そういった形で拡張すると。そういったことも行ってございます。去年はジャックドセンターの売り場拡張を行っておりますし、今年度はチェリーセンターにつきまして舗装工事をこれから実施するというところでございます。

それから、会議等につきましては、後継者不足ということもございまして、そういった要望があれば、町の広報等に掲載して、会員の募集について呼びかけなどを行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 4施設あるわけですがけれども、条件的に非常に広く場所をとっているところ、あと狭くとっているところ、それから運営内容も差があるところ、そういうふうなものもさまざまあるんですけれども、例えば場所のトラブルがあるとか、それから税金の関係とか、それから101人会となっていますけれども、この101人が現状も101人であるのか、何かトラブルがあって脱会しているのか、その辺を町でも管理をしている関係で把握しているのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

名川チェリーセンター101人会というのは、会員は100名を目標としている会でございます、101人というのはそれを超えて飛躍ある会にしようということで101人会にしたということをお聞きしてございます。それで、101人会につきまして今会員は現在95人おります。

それから、ふるさと物産館の七草会のほうにつきましては会員が42名、そばの里けやぐにつきましては24名ということで、お互い協力しながら今管理運営を行っているわけでございます。消費者からの苦情というのは若干ありますけれども、それは会員の中でいろいろ検討して処理してございます。特に今そういったものはございませんけれども、場所的に不便な部分は、例えば、けやぐの部分につきましては、冬場の道路が凍って客の出入りが少ないとか、そういったことはございますけれども、それ以外につきましては今のところございません。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えします。

税の関係でございますけれども、まずは法人化されていますと、法人税が発生します。あとは個人については報酬等をもらっていれば、給与支払報告書が出て、それで住民税に反映されると、そういう形になっています。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号は原案どおり可決されました。

議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第119号、指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 34ページをお願いいたします。

議案第119号、指定管理者の指定につきまして、（南部町健康増進センター他1施設）。

提案理由であります。南部町の公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、商工観光課所管の施設について指定管理者を指定するものであります。

次のページをお願いいたします。指定管理者を指定する場所でありますけれども、まず、公の施設の名称でありますけれども、南部町健康増進センター、これにつきましてはバーデハウスふくち屋外プール、アイスアリーナが含まれます。指定管理者の団体であります。財団法人南部町健康増進公社。次の南部町総合交流ターミナルでありますけれども、これにつきましてはアヴァンセふくち、農産物及び特産物の販売所が当てはまるものであります。同じく指定管理者とな

る団体であります、財団法人南部町健康増進公社。指定期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間としております。

これにつきましては、公募によらずに執行部により財団法人南部町健康増進公社を候補者として選定した理由であります、この施設は温泉利用型健康増進施設として厚生労働大臣より認定を受けている施設であり、今後存続するためには、健康運動指導師、温泉利用指導者の配置及び温泉療法医の資格のある医者との連携が必要であり、よって、指定管理者に応募する可能性がある団体及び事業所は県内になく、競争原理が働く状況にないために、財団法人南部町健康増進公社を候補者として選定したものであります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号は原案どおり可決されました。

.....

議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、議案第120号、財産の取得について（消防団員用防火服・銀長靴）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 議案第120号でございます。

36ページでございます。財産の取得について。南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、消防団員用の防火服及び銀長靴の購入契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。物品の表示でございますが、品名、消防団員用防火服・銀長靴。納入場所、南部町役場。売買代金1,644万3,000円。契約の相手方、南部町大字剣吉字上平5、有限会社幾久屋建材、代表取締役、久慈明彦でございます。今回は消防団員用の防火服・銀長靴290着及び290足でございます。

指名通知は7社にしてございまして、開札結果について読み上げたいと思います。開札結果でございますけれども、幾久屋建材1,566万円、八戸鉄工所1,638万5,000円、荒沢商会1,600万8,000円、三栄防火機材1,609万5,000円、互光産業1,595万円、サトー防災1,626万9,000円、佐々木隆蔵商店1,647万2,000円と。落札した幾久屋建材の落札率は90%でございました。今回の指名につきましては、三八地区の消防防火用品の指名願いが出ている7社で指名入札したものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号は原案どおり可決されました。

.....

議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第8、議案第121号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 議案第121号でございます。38ページでございます。平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,079万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億1,111万6,000円を追加するものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、50ページをお開きください。なお、今回の一般会計の補正につきましては、町長提案理由でもご説明申し上げたとおり、人事院勧告に基づきまして、給与改定を行ったため、各款の全般にわたり給料手当等を補正してございます。

まず最初に、2款の総務費、1項総務管理費、6目の企画費でございますが、19節負担金補助及び交付金に、定住自立圏構想に關しての医療体制整備の一環として、ドクターカーの整備を行うための当町分の負担金として13万6,000円を計上いたしております。次に、7目交通安全対策費でございますが、カーブミラーの修繕、ガードレールの設置などに97万2,000円、8目の防犯対策費に防犯灯の修繕、電気料などに207万2,000円を追加するものでございます。次に、15目公共施設整備基金費でございますが、建設が予定されている（仮称）医療健康センターの施設建設及び用地取得へ向けた財源を確保するため1億円を積み立てるものでございます。

52ページをお開きください。統計調査費でございますが、2010年2月1日現在で実施する農林業センサス実施に当たって、調査員の人数等が確定したため、調査員報酬や消耗品など合わせて171万3,000円を追加計上したものでございます。

次に、53ページでございますが、3款民生費、1項社会福祉費、2目住民生活費の28節国民健康保険特別会計への繰出金419万6,000円の減額でございますが、国保保険基盤安定負担金などや

人件費などの事務費の確定に伴い減額するものでございます。次に、4目老人福祉費であります。19節地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金1,567万5,000円ですが、スプリングラーの設置について、新たに小規模特別養護老人ホームも該当になったことから追加補正いたすものでございます。また、28節繰出金327万4,000円は介護給付分の追加分として介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。次に、5目老人福祉施設の28節繰出金596万5,000円であります。看護師の増員分や需用費分として介護老人保健施設特別会計へ繰り出すものでございます。次に、6目障害者福祉費ですが、重度医療費審査手数料、医師意見書作成手数料、職親事業の委託料、自立支援の新体制へ移行する事業所への事業費などを追加したほか、過年度分の障害福祉サービス介護給付費国庫負担金が確定したことに伴い、返還が生じたため、23節の償還金利子及び割引料に568万7,000円を追加し、障害者福祉費の総額に664万円を追加するものでございます。

次のページをお開きください。54ページでございます。児童福祉費の2目保育所費でございます。町内保育所及び町外の広域入所児童数が増加したことに伴い、町保育所の臨時職員賃金354万7,000円、広域入所運営などの委託料に2,113万1,000円をそれぞれ追加計上したものでございます。

56ページをお開きください。56ページ下段の農林水産業費の10目農業施設費であります。チェリーセンター駐車場改修工事の舗装面積がふえたことに伴い、工事費353万2,000円を追加するものでございます。

58ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、1項道路橋りょう維持費であります。側溝修繕及び河川の補修工事分などを合わせて345万円を追加したほか、次のページの59ページであります。同じく土木費の住宅費1目の住宅管理費に修繕料として123万5,000円を追加、2目の住宅建設費、13節委託料に町内の建築物を改修する際の基礎資料を作成するための住宅耐震改修計画作成業務として1,170万円を追加したもので、財源としては全額が国庫補助金で賄われるものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、3目防災費であります。全国瞬時警報システムの導入を図るための経費669万円を追加したもので、全額が県補助金で賄われるものでございます。

次のページをお開きください。60ページでございます。10款の教育費、1項教育総務費でございます。町内小中学校の耐震改修事業といたしまして、耐震診断に基づきまして、剣吉小学校、福田小学校、南部小学校、福地中学校の校舎及び屋内体育館などの改修経費といたしまして、設計監理委託料に1,910万円、改修工事費として3億4,980万4,000円を追加し、財源といたしましては国庫補助金2億4,542万4,000円及び義務教育施設整備事業債1億2,330万円を計上いたして

おります。

次に、62ページをお開きください。教育費の6項保健体育費、3目保健体育施設整備費であります。ふるさと運動公園の陸上競技場及びサッカー場の用具などの消耗品180万円を追加するものでございます。

次に、給食センター費であります。給食センターの職員の人件費の調整に伴い、特別会計の繰出金を127万1,000円減額するものでございます。

次のページでございますが、12款公債費であります。誘致企業であります多摩川精機株式会社の工場増設に伴い、地域総合整備資金として貸付金を5,500万円発行し、多摩川精機株式会社へ資金貸し付けしたもののついて22年3月から元金の償還が始まることから、今年度分の元金償還分458万3,000円を補正計上したものでございます。ちなみにこの元金分につきましては、全額が貸付金収入として多摩川精機株式会社から収入されるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、46ページにお戻りください。9款地方交付税であります。普通交付税を一般財源充当分として1億1,141万9,000円を追加いたしました。これにより、普通交付税の交付確定額に対する財源留保分は2億1,964万6,000円となりました。

次に、11款分担金及び負担金、2項負担金であります。入所児童の増により広域保育所入所費保護者負担分139万円を見込んでございます。

次に、13款国庫支出金、1項国庫負担金であります。保育所運営負担金及び国保会計へ繰り出す保険基盤安定事業費負担金合わせて712万1,000円を追加いたしました。2項の国庫補助金、1目民生費国庫補助金ですが、特別養護老人ホームへのスプリンクラー設置などの補助金や障害者の生活支援など社会福祉補助金に合わせて1,599万7,000円を追加してございます。3目の土木費国庫補助金としては歳出でもご説明申し上げましたが、住宅耐震改修促進計画の作成事務事業の補助金に1,170万円を追加してございます。次に、4目教育費国庫補助金1億9,256万6,000円と6目の総務費国庫補助金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金5,285万8,000円は小中学校の耐震改修費に充当するものとしてそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

次に、14款県支出金、県負担金であります。保育所運営費及び国保保険基盤安定分の県分の負担金合わせて1,057万5,000円を追加しております。

次に、2項の県補助金であります。1目総務費補助金には歳出の消防費に計上いたしております全国瞬時警報システムの整備費補助金669万円を計上したほか、2目の民生費県補助金には障害者支援及びひとり親家庭等医療費給付事業補助金など合わせて72万3,000円を追加したものでございます。

3 項の県委託金といたしましては、農林業センサスの実施に当たり、統計調査費委託金の153万5,000円などを追加したものであります。

次のページをお開きください。48ページでございます。19款諸収入であります。1 目商工業費貸付金収入は、歳出でもご説明いたしましたとおり多摩川精機株式会社からの地域総合整備資金貸付金収入458万3,000円でございます。

次に、20款町債でございますが、小中学校耐震改修事業に1億2,330万円を借り入れることとし、義務教育施設整備事業債に計上いたしましたものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、地方債補正として43ページの表に掲載しているところでございます。以上が平成21年度一般会計補正予算（第5号）の主な内容でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） まず、補正予算とすれば、総額5億4,000万円ですから結構金額とすれば大きいわけですが、まず歳入のほうからいきます。歳入のいろいろな項目があるわけですが、最後の20款の町債、48ページですね。この義務教育施設整備事業債、これはどれぐらいの期間で交付金の裏づけがどの程度あるのか。その辺をまず伺いたいということ。

次に、歳出のほうへ行きますと、いろいろあるわけですが、学校の耐震化とかというと、工事する期間も限られたり、いろいろあると思うんですが、大体この予算の執行というのは、工事の期間がいつごろからいつごろまでを想定しているのか、あんまり寒いときやよりは暖くなってからやったほうがいいでしょうから、当然繰り越ししながらやるんじゃないかと思うんですが、その辺の現在のわかっている範囲でどういう執行をするか、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、この間、11月26日でしたか、定住自立圏構想の議員の勉強会があったわけですが、あの説明書とか資料を見ますと、当然ここの町の考え方、あるいは住民の考え方、議会の考え方、まだまだ私らも勉強しなければならないと思うんですが、そういうもうちょっと定住自立圏構想というのをこの町としてどう生かすかという視点で議会も勉強しなければならないだろうし、職員も勉強しなければならないだろうし、もうちょっと積極的に前向きに取り組むことによって、この町だけじゃない周辺の自治体とも5年、10年たったときにいろいろ勉強して取り組

むのと、余り勉強しないで取り組むんだと、他の地域とすごい開きが出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺をもう少し具体的にみんなで勉強して知識を深めて、いい町づくりに生かすと。そういう方向を今より考えたらどうかなというのを提案したいと思うんですけども、その辺を町としてどう考えているか。

それから、50ページの8目防犯対策費、何か防犯灯だとか、さまざま修繕するということでしたけれども、最近何かLEDで青い色のやつが何か犯罪を防ぐとかって、どこを歩いても青い色の防犯灯がふえてきたように思うんですけども、この町でもまだまだここにもあればいいな、あそこにもあればいいなというのがあるわけですけども、具体的に何年ぐらいの期間でもって今までのオレンジ色というか、白色のあれから変えていくのか、その辺の現在考えていることがわかれば教えていただきたいと。

それから、53ページの老人福祉費というのが民生費の4目にあるんですけども、スプリンクラーの設置補助というのは何か群馬県のほうで火事で大分焼けたのがあってこういうのを景気対策を兼ねてやっているといると思うんですけども、具体的には町内にどの程度の施設にどういうふうな助成があるのかもうちちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

それから、この56ページの農業施設費でチェリーセンターの舗装工事費が350万円ふえたということですけども、これは当初予定していたよりも舗装の面積を広げたというか、敷地がよくはかったら広がったからふえたということでしょうか。それとも工事の施工方法が変わったから金額がふえたということか、そこをもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

それから、59ページの住宅建設費の中に住宅耐震改修計画作成業務とあります。これは具体的にどういう計画を作成して、その後、実際はどういうふうなスケジュールで、何年ぐらいかけて直していくのか。

それからこの次の消防費の瞬時警報システムというのは具体的にどういうふうなものかもうちちょっと詳しく説明していただければと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 私のほうからは起債の義務教育債のことでございますけれども、義務教育債は償還年数25年でございます。2年間据え置きと、25年間償還。利率に関しましては、今現在のところ2%を見込んでございます。これに関しましては、変動するものでございますの

で、借り入れ時にはどうなるのか、今新聞等でも出てございますが、量的緩和措置が出てございますので、利子はこれ以上にはならないというふうに思っております。

また、算入率、充当率は基本的には90%で、交付税算入率は70%ということが基本でございますが、通常分と臨時財源対策分とこまかく分かれておりますが、基本的にはそうでございます。

なお、今回耐震改修事業に関しましてこの1億2,330万円ということで補正を出させていただきましたが、実はこの起債に関しましては、できれば、今のところご承知のように、国の1次補正につきまして、地方分へ臨時経済対策事業として公共投資臨時交付金というのを1兆4,000億円国のほうで用意したわけでございますが、新政権になってそれをどのように調整するのかというのがまだ確定はしていないようでございます。この1兆4,000億円分がどういうふうな運用になるのかによって、この耐震改修分につきましても、大体6,700万円ほどが見込めるのではないかなというふうに思っておりますが、まだ未定でございますので、一応起債に関しましては1億2,330万円というふうに今のところ見ているわけでございますけれども、それがもしかして臨時交付金がそのまま6,700万円ほどが手当てされることになると、地方債のほうは大体5,500万円ほどで借り入れをするのではないかなというふうにも思っております。

以上でございます。そのほかについては担当課長のほうからご説明願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 学校施設の耐震関係の改修工事の期間についてですが、21年度、今年度から今の時期からということでありますので、年度的には平成22年度中には工事を全部終了したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 56ページになります。下から2段目でございますけれども、10目の農業施設費、工事請負費ということで、産直施設改修工事、舗装工事でございますけれども、当初予定しておりました舗装につきましては、新たに盛り土をした部分で2,450平方メートルを予定してございました。今回ご提案申し上げましたのは、上手のほうにあります建物のミニ屋台村の裏側にありますけれども、大型駐車場として使用している部分、これにつきましても同時に舗

装工事を実施したいということで今回ご提案申し上げました。その部分の増分が720平方メートルになります。それから新たに盛り土した部分の転落防止柵ということで、今回146メートルを設置したいということで、こちらも含めて予算のほうを計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 定住自立圏構想の取り組みについてお答えいたします。

定住自立圏構想につきましては、できるものから協定を結んでやっていこうということ、9月議会で議決をいただきまして、協定してございますが、今民間の方々を入れました共生ビジョン懇談会というのをつくってございます。八戸圏域共生ビジョンをこの定住自立圏構想では策定をしなければならないということになってございまして、今委員の方々からいろいろなご意見をいただいております。この共生ビジョンは毎年見直していくということになってございますので、圏域内の議員さんによる議員連盟もできていますので、その中からいろいろなご意見も出てくると思いますので、それらも来年度から見直ししていく際には共生ビジョンに反映されていくことになると思ってございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（中野雅司君） 防犯灯の関係でございます。

現在、町の防犯灯は2,214基ございますけれども、その設置に当たりまして20年以上経過している防犯灯が数多くございます。老朽化に対応しなければならない時期に来ておりますが、その中で製造中止で部品が調達できない状況にあるため、今後更新の際には省エネタイプの電球使用にして、維持管理費もかからないように、今後、年次計画を立てて取り組みたいと、このように考えております。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 53ページにございます老人福祉費の19節の地域介護・福祉空間整

備等施設整備の補助金についてご説明いたします。

当初、補正前の金額としましては3,344万4,000円を予算化しておりました。これに関しましては、グループホームの7施設分という形で出しております。国の改正がございまして、今回の補正になっております。基準としましては、グループホームの1平米当たり9,000円の補助金を出しますよと。対象となる施設は275平米以上1,000平米未満の小規模福祉施設が対象となるということになりまして、当町では7カ所を申請しておりました。ところが、地域養護老人ホームの1,000平米以上の施設も追加事業となるという国の変更がございまして、今回の補正となっております。補正の内容としましては、ハピネスながわの特別養護老人ホームの面積の追加ということになります。

対象となるところがございましたので、前回に予算化しておりましたところの対象外になる圏域等もございまして、差し引きの金額を今回の補正で1,567万5,000円を補正しておる次第であります。

ちなみに、整備を行う施設としましては、グループホームの三戸老人ホームさん、それからグループホームの赤ずきんさん、それからハピネスながわの特別養護老人ホーム、それからグループホームのせせらぎ荘、グループホームのながわ荘、グループホームのひだまりの里、グループホームのたずさ家、以上7施設となっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 59ページです。

8款5項2目住宅定住建設費の13節委託料1,170万円、住宅耐震改修計画についてご説明いたします。

これは国の耐震改修促進法に規定されている計画でございまして、南部町の区域内にある建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画でございます。この促進計画につきましては、平成18年1月25日に、国土交通省告示第184号で告示されてございますけれども、青森県内では今のところ策定済みの市町村は40市町村中8市町村のみであったということです。国では、促進計画が進まないということから、21年度中に限り耐震改修促進計画を定額補助するという事業ができました。今年度南部町としてこれを実施するということになりました。

これはどういう計画をつくるかということになりますけれども、建築物の住宅の耐震診断、耐

震改修、建築物の改修をすると。それから、するための組織計画、それから緊急輸送道路及び沿道の建築物等の耐震改修などということの計画をするということになると。南部町では改修促進計画とそれからハザードマップをつくと。ハザードマップは各町内住民全世帯に配布したいというふうに考えていると。

促進計画をつくりましたけれども、その後どうなるのかということですが、その後は国の事業で住宅の場合ですが、平米当たり3万2,600円が最高限度額ですが、これについて耐震改修した場合に国が2分の1、町が2分の1と。その残分は自己負担になりますけれども、補助で耐震改修ができるということになります。それから、公共施設とか、それから避難所につきましては、平米当たり4万7,300円を最高限度額として2分の1、2分の1というような形でやっていくということになります。それから、一般建築物、住宅の耐震診断に参考にするために、どういうふうにするかということですが、一応固定資産の税務課に入っていますデータを基本としてそれを参考にしながら、つくっていくという計画で今後進めるということになります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 全国瞬時警報システムの導入のことですが、これは瞬時に警報を全国的に流すということで、全市町村に新しく配置する。いわゆるハードの機械を配置するということで聞いておりました。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 62ページですが、10款教育費の中に給食センターの管理費が三角ですから、補正額がマイナスと。127万1,000円というのが予定よりは扱わなくてもよくなったということだと思うんですが、例えば3町村が合併して、学校サイドでも給食センター等とそのほかにもいろいろ廃棄物とかあると思うんですね。例えば、給食センターで新しいハサップで使われなくなったとか、それから人数が3倍にもなったので、小さい入れ物等は使わないとかって、そういうふうな過去に重宝して使っていたものが残存状態であると思うんですが、

その辺はどういうふうな状態に、もう破棄してしまっているという状態でしょうか。どうなっているのでしょうか。

川守田稔君 退席

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 設備とか、消耗品といいましょうか、皿とかそういうふうなことだと思いますが、新センターができたときに使えるものは新しいセンターのほうに持って行って使っています。新しいセンターのほうに使えるものは持っていきました。

それから、皿とかお椀とかというものについては、各学校とかに調査といいましょうか、照会して、もし必要があれば要望を出してくださいということで、それぞれに配布をしております。以上です。

川守田稔君 着席

○議長（小笠原義弘君） ほかに、工藤君。

○10番（工藤幸子君） その経路は学校とかしかないということですか。一般的に何か貸与するというそういう、すべて学校を通してということですか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 基本的に町の財産ということですので、同じ町の施設で使ってもらうというのを基本で今やってきております。以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 50ページです。

最後の15目公共施設整備基金費1億円盛り込まれておりますが、病院の土地選定にも充てられるのでしょうか。虎渡の土地についての記事が載っていましたが、この土地は白紙にするということなののでしょうか。これから新たにどのような条件で考えられていくのか、この病院の土地問題についてどのように推移されていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 15目の公共施設整備基金費1億円でございますが、基本的には用地買収費、あるいは建物の基本的な整備をする場合ということのための基金ということでございます。用地に関しましては、担当のほうからお答え申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

病院の建設に医療健康センターの建築に関しまして、用地を建設委員会のほうに委託しまして、答申をいただいております。その答申の内容によりまして、担当事務局としましては、いろいろな問題点がないのか検証中ということであります。ちなみに今現在委託して調査しているのは、用地に対する振動、騒音、それからドクターヘリの進入路、それから水害時の出水等の問題等を検証中ということであります。これらの検証の結果が出ましたら、再度建設委員会の皆様にご相談申し上げたいというところでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） ですから、虎渡の土地、大きい記事になったものですので、もうそこは条件に合わないということで白紙ということではっきり答えが出ているのかどうかということです。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） はっきりした答えが出ているのかというお答えには、まだはっきりした答えは出ておりません。あくまでも建設予定地の一つであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 各項目に職員手当等という中に勤勉手当というものがあるんですけども、この勤勉手当、どういう中身のものなんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えを申し上げます。

勤勉手当につきましては、給料、各種手当、期末、勤勉手当という言葉を使っておりましたけれども、仕事をよくやっている。よくやっているというと、皆さんから見ればよくやっていないように見えるかも知れませんが、ただ、通常そういう名称を使って仕事をしている業務について勤勉手当を支給すると。勤勉手当につきましては、内容であります、勤勉な方とそうでない方、例えばの話を申し上げますけれども、そういう差があった場合に、真面目な方へ真面目でないほうの部分の引いてそちらにかさ上げして支給するということはできるようになっております。

それともう一つは、通常行為がよろしくないという、いわゆる懲戒処分等をされた職員につきましては減額して支給するというものでありますが、町のほうにはその詳細についてはないものですから、もしあった場合には、県で細かい細部にわたって決めておりますので、それを参考に支給するという考え方を持っております。

なお、前にも申し上げたときがございしますが、今勤務成績という職員に対して評価をしております。合併してからずっとやっておりますので、その実績はある程度出てきておりますが、将来にわたりましては全国的に今度は人事評価という方式に基づきまして職員を評価する。そして、それに基づいて今のようなこの勤勉手当の支給の仕方を運用させていくようにということもございしますし、今の件につきましては、勤勉手当だけでなく、給料の昇給、または昇給を見送るというようなことについても反映させていくような方向づけにはなっておりますけれども、これは今お話しをしたのは、将来にわたってということでもあります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 私も一般人の1人でありまして、この勤勉手当という字を見ると、勉強に努めるということの意味だと思って解釈をしておりましたけれども、一般企業でも利益追求のために常に勉強して向上する。また、町職員にしても町民のために常に勉強して向上するというのは、至極もっとも当たり前のことであって、それに手当をつけるというのは住民の皆さんから見ると理解に苦しむ部分があるのではないかなと。そういうふうに感じましたので、今回質問しましたけれども、ただ、やはり逸出して頑張っている職員の皆さんにその対価として差別化を図るためにこういう手当を支給するというのは当たり前のことですので、ただ、勤勉手当という名称が余りそういうのにそぐわっていないんじゃないかなというような感覚がしますので、名称自体の見直しもするべきだと思うし、算定基準もやっぱりだれが見ても公平だなというような、そういう勤務評価というんですか、そういうのもやはり作成していくのは当然のことだと思うので、今後そういう取り組みをしていただきたいなと思います。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 済みません。

53ページをお開きください。

6目障害者福祉費ですね。13節知的障害者職親委託料とあります。職親会というのがたしかあるんですが、多分そのこととお伺いします。

現在、南部町に住まわれる障害者という方々はこういった職親会、どういう組織的に配置された、職親会とどういふかわりを持っておられるのか。例えば三戸もあるでしょうし、その辺を詳しくご説明ください。

また、家族会というのもたしかあると思うんですが、そういったことの運営というのはどういうふうになっておるのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

職親制度という部分についてということでございますが、職親は知的障害児者等が社会復帰するために、ある程度の訓練を受けた子供がその職についてやるために、職親という形で職親の方には、手当等が支給されているという制度になります。現在は、3名ほどやっておりますが、町内では今現在は長老園さんでも1名やっているという状況です。特別養護老人ホームですね。そういった施設に行って、ある程度の能力に応じた就労を行い、賃金をもらうという形であります。

それから、家族会というご質問でございますが、今の自立支援法では、そういった方々が運営する職業訓練をしながら就労支援をするという形の今現在当町では介護予防拠点施設で行っておりますが、そちらのほうの運営を家族会という形で運営しております。ねこやなぎという家族会が名前をつけておりますが、指導的にはNPO法人等に切りかえていただきたいという県の指導がございます。ただ、それになりますと、規模がある程度必要となりますので、今現在ねこやなぎさんのほうではNPOはしないで、今現在のままの作業所でいきたいという回答をいただいております。

そのほかには精神障害者の家族会というものもございます。精神障害者の家族会のほうは南部老人福祉センターの中に拠点を持って家族の方々が活動をしているという形であります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） わかりましたというか、ちょっと前なんですけど、障害者の方々のどういう境遇にあるんだろうというのをちょっと調べたことがあるんですけど、確かにいろいろな制度ですとか、県の相談的な施設だとか、そういったものはたくさんあるんですよ。あるんですけど、実際電話して、話をしてみますと、なかなかお役所仕事の絵にかいたような組織だったりして、余り本当に障害者本人ですとか、抱える家族に対してどれほど役に立っている組織なんだろうって疑問に思った経験が実はあるんですね。言い方は悪いかと思うんですが、こういう職親会に対して対象になるような障害も比較的軽い人たちはまだ恵まれているほうで、全くどこの施設も相手にしないような障害者の方もいらっしゃるんですね。南部町がどうか分かりませんが、八戸まで広げてみますと。いろいろな施設があるものですから、そういった人たちが集中的に集められているのかなと思うような施設もあるようなんです。

何が申したいかといいますと、老人福祉も大事だと思うんですが、老人福祉の部分と比較する

と、この障害者に対する福祉というのはまだまだ建前ばかりで、じゃあどうなんだろうっていう具体的な部分がなかなか見えてこないようなところがあるんですね。それは障害者自身、家族、職親会を通して雇い入れする企業、いろいろな人たちがいろいろな部分で一生懸命やっているんですが、何かみんなそれぞれの団体が孤立しているという印象を持った経験があります。とどの詰まりは国の政策ですとか、県の政策に従って粛々とやるしかないと思うんですけども、結局はそういったところを補正していくのは、一番末端の自治体の仕事じゃないのかなって痛感した経験があるんですよ。

ですから、取り残されていると言ったらちょっと失礼な言い方でしょうか。ですが、余り顧みられているような印象ありません。そういった感想を述べて質問とさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 昨今の新聞とかテレビの報道を見ながら感じることでちょっと疑問に思うことを二、三、質問させてもらいます。

一つは、国の税収が今の不況でもって大分四十四、五兆円の見通しが38兆円割って37兆円じゃないかということがありますけれども、ここの町の歳入の見通しというのが今の不景気というか、不況でもってどの程度その数字として影響が現在予測されているのかどうか、それをまず伺いたいというのが一つです。

それから、今政権が変わって、仕分け作業なるものがいろいろインターネットで公開されたりして、非常に注目を浴びているんですけども、考えてみれば、この町の金の流れ、あるいは県の流れとかという、この公開されたオープンな場で、あんまり議論されたことがなかったなというのを感じますけれども、この町に仮にああいう仕分けなるものの制度があったとしたら、私はプラスの効果も結構あるんじゃないかなと思うんですけども、その辺をもし仮定の話でそれに答えるというのは酷な言い方かも知れないですけども、多少それに近いような意見をオープンに聞いたり、言ったりする場があってもこれからはいいんじゃないかと、そう思うんですね。そういうのが一つ。

それから、今私らの子供の世代というか、20代、30代の働いている子供たちから聞きますと、どっちみち今の状況でいくと日本はデフォルトといえますか、財政が破綻するんじゃないかと。いろいろな雑誌なんか見えていても、10年ぐらいで大体国債受け手がなくなってきた、ひょっとし

たらもっと前にすごい金利が上がるんだと。それで日本の財政は恐らく破綻するんだらうと。そういうことが書いてあるから、若い人はますます先に夢を持てなくて、一生懸命働くという意欲がますますなくなっているという悪循環に今陥っているわけですけども、そうすると、この町で今私が何を言いたいかというと、今私らみたいな働いている世代が働かなくなったときに、この町は今まで例えば6人で1人のお年寄りを支えていたのが、3人で1人を支える。2人で1人を支える。そういう時代がわずか10年か15年で来ると思うんですね。そのときに、この町は今までのような職員の数で今までのような地域の住民の仕事をしていいかということ、多分収入は少なくなって、支出がふえるということは考えられるわけですよ。その場合に、そのときどうするんだという議論が今全くなされていないんじゃないかなと。そういうことをそろそろ考えて、10年後、20年後、この人口が減ったときに、どういう役場の組織で、どういう収入に対してどういう支出でこの町を維持していくか、それを真剣にそろそろ考える時期じゃないかなと思うんですけども、その辺を今ははっきりした答えを出せというのを無理にしても、何か先にこういうことをやるから安心だよというのはあるのとないのでは違うと思うので、何か考えがあればお答えいただきたいなと思います。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 税込等の減収についてお答えいたします。

まず一般会計の町税でございますけれども、前年度の比でございますと9,500万円ぐらい減収となると。当初予算比ですと6,500万円ぐらいと。これは町税でございます。

あと譲与税とか、そういうのは大体今のところでは、前年度より幾らかは入るんじゃないかという格好でいます。というのは、消費税等が幾らか伸びているんですね。そういう形でございます。

あと国保税につきましては、前年度当初比で2,500万円ぐらい減収となっている。当初予算比では5,000万円ぐらいと。そういう形で、要は所得が落ちているのが一つの原因と。あとは町税であればたばこ税がすごく下がっていると。そういった形。あと法人ですね。法人もかなり下がっています。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 税収のほうのお話は今税務課長からお答えいただきましたけれども、財政担当としてやはり工藤議員と同じ感覚は持っています。だれが見ても国は借金をして今進めているわけございまして、税収分、単年度で見れば今何千万円から減るというふうなことは今出てきておりますが、それに対して今の２次補正に関しましては交付税をふやすとか、そういう話も出ておりますが、それも確定的ではございません。ですので、単年度で見れば、慎重にこれから歳出を考えていかなければならないというふうには思っています。

仕分け作業に関しての感想ということでおっしゃられましたけれども、私たちも実はああいうテレビ、または今はあれはネット配信もされているということで、うちの職員もある程度時間があれば、インターネットを見てあれを確認しつつ、リアルタイムで見ていたときもございまして。やはり影響があるものも今の仕分けの段階では出てきておりますし、具体的にその後どうの何とかなというのいろいろこまいことも出てきております。新聞等では常にそのときの仕分けの内容が載るわけございしますが、これから担当大臣と財務大臣との折衝ということもございしますが、それでどうなるかというのもまた注目していきたいわけですが、そのああいう仕分け作業というものをどういうふうにじゃあ町としてこれからこういう財政運営というのに参考にしていくかと。こういうのも、いや、あれは民主党になって大きくやっぱり変わったなというふうに私たちも見てございます。

まずは基本でございますが、議員の皆様ともう少し予算の作成段階からどういうふうにやっていくのかと。予算を出してからではなくてというのが一つの段階であろうかなと思っておりますし、いきなり住民ということにも一気にには行かないと思いますが、行政員会議等ではなるべくは聞くようにはしてございますが、やはり町内のある部分のその範囲の方々でございしますので、町全体としての資料を提供してやっているわけではございませんので、そういうことも少しは広げていければいいのかなというふうなことも正直思ったりもしてございました。あの仕分け作業を見てですね。

今後の財政運営、基本的には何回も言いますように、国等は借金をもって予算を措置していくわけございまして、私たちも交付税はそんなに下がらないのではないかなというふうな見通しもございしますが、それも臨時財政対策債という借り入れをしてやりなさいと。だれが見ても、借金をして地方に金をよこしているということは明確でございますので、私たちも過疎債というのは今後続くという情報も得てございますが、これに関しても交付税に算入率があるんだと。算入があるから安心していいのかということも最近財政課の職員とは議論してございます。算

入率があるから、実質公債費比率は上がりませんよというふうなことはありますけれども、基本的にはいつ交付税を国の都合でばさっと切られるかと。これは国のほうも実績がございますので、地方に対してだまって交付税を切ったというこれは実績がございますので、そういうことも常に考えながら、算入率があるからといって、安易にやはり公債費を補正、追加していくということは慎重にしていかなければならないと。

基本的には常に借入額は返す額の半分以上にしていけるのが基本じゃないかなという財政課でも職員たちと今議論しているわけがございますけれども、いかんせんとにかく最終的にはもう少し長期的な町の戦略的な考えを持って、どういう町づくりをしていくのかと。職員数等々に関してもこのままでは絶対いけないということも思っております。小さいやはり効率的な職場で住民の皆さんと一緒にやっていくというような姿勢が必要ではないのかなというふうに思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 先ほど職員のことのご質問がありましたので、お答え申し上げます。

現在職員の数は総勢で350人弱であります。さらにまたこれから減らしていくということであります。現在は相当数年ごとに職員は減っていくわけですが、採用はその半分以上に抑えるような形をとっております。ということは、1人で多くの仕事を受けていかなければならないということになりますので、当然職員のほうも自覚していかなければならない。それを私たちが次の職員に伝えていかないと、今までどおりの仕事のやり方ですと、当然夜遅くまで働かないと耐え切れない状態になりますので、仕事の整理の仕方を知る。それから早く仕事をこなすという形になっていこうかと考えております。もうそれ以上となりますと、体を壊さないように、これはまた職員を大事にしていかないと、全部体調を壊して休まれますと、これまた大変なことになりますので、その辺を見合わせながら職員を育てていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

（午前11時44分）

.....
○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後 1 時02分）
.....

議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第 9、議案第122号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 66ページをお開き願います。議案第122号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ 2 億1,595万6,000円とするものであります。

70ページをお願いいたします。歳出であります。1 款給食費、1 項給食費、1 目給食管理費ですが、補正前の額から121万7,000円を減額するものですが、これは給与改定に伴う人件費の調整により減額を行うものです。

前のページの69ページをお願いいたします。その財源は一般会計繰入金で補正前の額から127万1,000円減額するものです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号は原案どおり可決されました。

議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第10号、議案第123号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 72ページからになります。議案第123号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず第1条から、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,393万7,000円を追加し、予算の総額を31億2,038万8,000円とするものであります。

77ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明いたします。1款1項1目の一般管理費973万4,000円の減額につきましては人件費にかかわるものであります。

一番下段になりますが、3款後期高齢者支援金、1項1目の後期高齢者支援金3,578万円の増

額補正は、社会保険診療報酬支払基金へ支払うものであります。

次のページをお開きください。78ページです。9款基金費、1項1目の財政調整基金積立金に8,765万1,000円を増額補正しております。これは基金への積立金ということになります。なお、この中には前々年分の返還金1億円相当の予算も含んでおるものであります。

次に、76ページへお戻りください。歳入のご説明になります。5款1項1目の前期高齢者交付金に補正額1億1,813万3,000円は現年分の交付金ということになります。

9款2項1目の一般会計繰入金からは419万6,000円の減額補正となっております。内訳としましては、右側の節にございます2目の国民健康保険基盤安定負担金としまして1,401万2,000円は国保軽減分、それから国保支援分という形になります。あとは事務費の繰入金としまして949万4,000円の減額、国保財政安定化支援繰入金は871万4,000円の減額となります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号は原案どおり可決されました。

議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、議案第124号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第124号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に2,255万2,000円を追加し、予算の総額を21億9,735万5,000円とするものであります。

87ページをごらんください。初めに、歳出の主なものからご説明いたします。1款1項1目の一般管理費の51万7,000円の増額補正は職員の給料等にかかわる部分でございます。

2款1項6目の介護予防サービス等諸費に2,395万円の増額補正となっております。介護予防サービス給付費等が主なものですが、これらの対象者になるのは要支援1、2の介護度の方々が受けたサービス料ということになります。

それから4款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業費185万1,000円の減額補正は職員の給与、手当等の管理費にかかわる分でございます。4款2目の総合相談事業費12万円増額補正となっておりますが、これは車両の燃料費等になっております。

次に、歳入のご説明を申し上げます。85ページになります。3款国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金は479万円の増額補正。

3款2項1目の調整交付金に119万7,000円の増額補正。

それから、4款の支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金に718万5,000円の増額補正となっております。

5款1項1目の介護給付費負担金には299万3,000円の増額となっております。

次に、86ページになります。中段の7款繰入金、一般会計繰入金には1目の介護給付費繰入金299万3,000円が主なものとなっております。

最後に、7款2項2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金に441万2,000円の増額補正ということです。

以上になっております。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第124号は原案どおり可決されました。

議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第12、議案第125号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第125号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明します。

第1条になりますが、金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は予算の総額の増減はございません。人件費等との組み替えとなっております。

93ページをお開きください。歳出になります。1款1項1目の一般管理費に補正額ゼロ、内訳としましては節の組み替えということで、給料、職員手当、共済費の減額分を需用費に増額したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号は原案どおり可決されました。

議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第13、議案第126号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(小野寺直和君) 95ページでございます。議案第126号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条、既定の予算総額から1万7,000円を減額し、予算の総額を8億2,588万3,000円とするものでございます。

次に、99ページをお開き願います。1款下水道建設費、1項1目の公共下水道建設費でございますが、2節及び3、4節の人件費の調整を行って1万7,000円の減となるものでございます。

次に返っていただきまして、98ページでございます。歳入の説明でございます。2款1項1目一般会計繰入金でございますが、この1万7,000円を一般会計繰入金から減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号は原案どおり可決されました。

議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第14、議案第127号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 101ページでございます。議案第127号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、既定の予算総額から12万8,000円を減額し、予算の総額を2億268万7,000円とするものでございます。

次に、104ページをお開き願います。下段のほうでございますが、歳出、1款1項1目一般管理費でございますが、2節、3節、4節の人件費の調整を行い、12万8,000円の減額となるもの

でございます。

次に、その上段でございますが、歳入、3款1項1目の一般会計繰入金でございますが、歳出の12万8,000円の減額を一般会計繰入金から減ずるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第15、議案第128号、平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（佐々木博美君） 議案第128号、平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正に伴う歳入歳出予算の総額に変更はございません。

108ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。業務勘定、1款1項市場管理費、2目一般管理費、補正額はゼロでございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金の補正は、職員の給与、職員手当等の改定に伴うものでございます。合計で98万2,000円の減額となりましたので、財政調整基金への積み立てとなります25節積立金に増額とする組み替えを行ったものでございます。なお、積立金の補正後の額は2,703万3,000円となりますが、今年度は販売収入の減少が見られております。その状況の推移によっては減額して対応することとなります。

販売収入の減少についてでございますが、4月から11月までの売上の総計ではおよそでございますが、数量で1万1,000トン、金額で16億8,000万円となっております。およそ25億円の売上となりました昨年度の同時期と比較しますと数量で1万1,000トン、金額で18億6,000万円という同時期の数字でございました。数量はほぼ同じですが、金額で比較しますと1億8,000万円今現在少ない状況となっております。今年度の販売状況につきましては、前年度に高騰しましたニンニクが値を戻して、前年度に比べおよそ2億円の減が見込まれております。昨年売上が大幅に落ち込みましたリンゴの件でございますが、この11月のふじの時期に来て、高値1箱1万500円、王林1箱8,400円という取引も出ております。そして、ナガイモ、カキ、干し菊等も好調で、月間取扱量でいきますと、今月11月ですが378トン、金額でも4,100万円の増となっております。しかし、昨年に続きまして全国的な豊作基調、ツル割れ等も発生しておりますが、さらなる景気悪化による消費者の買い控えと。そしてリンゴの加工用の果汁の豊富な在庫等による単価安が懸念されており、今年度の市場販売収入も昨年に続き厳しい状況となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案どおり可決されました。

.....

議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第16、議案第129号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(神山不二彦君) 議案第129号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億732万1,000円とするものでございます。

114ページにお進みください。歳出でございます。1款1項1目一般管理費、節でございます。2節の給料、3節の職員手当、それから19節の負担金補助及び交付金については、退職者不補充となっておりました職員の補充に伴う給料等の補正でございます。4節の共済費については、本議会においての給与改定に伴う減額でございます。あと、需用費についてはインフルエンザ対策費としてマスク、消毒薬等の補正でございます。

113ページにお戻りください。歳入でございます。4款1項1目一般会計繰入金として一般会計繰入金から596万5,000円を補正し、合計で8,217万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号は原案どおり可決されました。

請願第2号及び陳情第6号の委員長報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第17、請願第2号及び日程第18、陳情第6号の請願1件及び陳情1件は所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○産業建設常任委員長（河門前正彦君） 産業建設常任委員会の請願及び陳情審査結果を報告いたします。

去る11月27日の本会議において、本委員会に付託されました請願第2号、バーデパークのボイラー更新に関する請願書、陳情第6号、地引地区ほ場整備に関する陳情書について、11月27日に本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果はお手元に配付しております請願及び陳情審査報告書のとおり、請願第2号は、タイヤチップは供給に不安定な要素があると思われますが、公社がタイヤボイラーの導入を検討していることを踏まえ、ランニングコスト、火力、単価が上がった際の町の持ち出し等を総合的に判断し、不採択と決しました。

陳情第6号は、区画が狭小で、農道の幅員も狭く、営農に支障を来しているため、ほ場整備が必要であると認め、全会一致で採択となりました。

以上、請願及び陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第17、請願第2号、バーデパークのボイラー更新に関する請願書を議題といたします。

この請願書に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 私はこの請願の紹介議員をやった者として、今のこの不採択というのには大変な不満を持っております。それは、一般質問でも言いましたが、木質バイオマス燃料のこれからは有効な活用というのが日本の環境政策として非常に大事な方向にあるということ。それから、このタイヤボイラーを決定した経緯というのは、私もバーデの役員をやっていますから、幾らかわかるんですけども、具体的な資料とか、採算性とか、一切資料を私らはもらっておりません。したがって、非常に私から見れば、決定の経緯に大いに不満があります。

どういふことかと言いますと、エネルギーアドバイザーとして県から委嘱されております方がいろいろこれをアドバイスしたわけですけども、その方が実はタイヤボイラーをつくっているメーカーの社長であります。したがって、自分が売りたいのをアドバイスするのは当たり前の話なわけですね。そういう間違った決定、資料に基づいて決定されたものと。コストからいっても決してタイヤボイラーというのは安定性とか、安くできるとかという、そういう観点からいっても不安なわけです。林野庁の今後のバイオマスエネルギーの政策とか、そういう方向性を考えれば、地域の雇用とか、活性化とか、安定供給とか、この地域の間伐材の有効利用という観点からも、これはぜひ採択すべきものだし、しなければおかしいと。そういうことで私は採択しないという決定には承服できない。あくまでも採択するように求めたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。工藤久夫君。

（14番 工藤久夫君 登壇）

○14番（工藤久夫君） 私は今の不採択というのには基本的に、現在の現状の認識の甘さから来た間違った判断だと思いますから、ぜひ採択するように討論をいたします。

終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告の不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、請願第2号は不採択することに決しました。

陳情第6号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第18、陳情第6号、地引地区ほ場整備に関する陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は採択することに決しました。

常任委員会報告

○議長(小笠原義弘君) 日程第19、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

閉会中の継続調査の件

○議長(小笠原義弘君) 日程第20、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

.....

日程の追加

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

本日、町長から議案第130号、財産の取得について（福地・南部地区小学校コンピューター機器）、議案第131号、財産の取得について（南部町立中学校コンピューター機器）、議案第132号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について及び議案第133号、人権擁護委員の候補者の推薦についての議案4件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後1時32分）

工藤久夫君 退席

.....

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午後1時35分）

.....

町長提出議案追加提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の

登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第130号及び議案第131号は、町内小中学校で使用しているコンピューター機器を老朽化に伴い更新するものであります。

議案第130号では、小学校分として福地小学校、福田小学校、杉沢小学校、向小学校、南部小学校に教師用、児童用合わせて259台を、議案第131号では、町内全中学校に教師用、生徒用合わせて176台を、それぞれ周辺機器と合わせて整備するための契約を締結するものであります。

次に、議案第132号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任についてであります。現在の委員の任期が今月24日までであることから、委員7名の方を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

委員としては、選任する方は、住所、南部町大字下名久井字鍛冶長根48番地、氏名、坂本泰伸氏、昭和21年6月7日生まれ、同じく住所、南部町大字下名久井字五日市5番地、氏名、田中省平氏、昭和21年7月31日生まれ、同じく住所、南部町大字下名久井字薬師平18番地1、氏名、工藤市朗氏、昭和21年8月25日生まれ、同じく住所、南部町大字下名久井字宗前26番地1、氏名、工藤忠治氏、昭和22年11月5日生まれ、同じく住所、南部町大字下名久井字仁良館21番地2、氏名、山路一郎氏、昭和23年11月5日生まれ、同じく住所、南部町大字下名久井字在家13番地、氏名、高森直樹氏、昭和29年2月26日生まれ、同じく住所、南部町大字下名久井字八森13番地1、氏名、松村純一氏、昭和32年7月7日生まれ。以上の方々を適任者と認め、選任いたしたくご同意くださいますようお願いいたします。

次に、議案第133号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員1名が転出したことに伴い、新たに次の方を推薦したいので議会の同意を求めるものであります。

候補者として推薦する方は、住所、南部町大字苔米地字大在家11番地1、氏名、夏堀佐枝子氏、昭和26年7月16日生まれ。この方を適任者と認め、推薦いたしたくご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(小笠原義弘君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第2、議案第130号、財産の取得について（福地・南部地区小学校コンピューター機器）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 議案第130号、財産の取得についてでございます。

提案理由、福地地区及び南部地区の小学校で使用するコンピューター機器の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページをお開きください。物品の表示ですが、品名、福地・南部地区小学校コンピューター機器。納入場所、南部町内（福地小学校、福田小学校、杉沢小学校、向小学校及び南部小学校）売買代金3,885万円。契約の相手方、青森市大字三内字丸山393 - 270、株式会社青森電子計算センター、代表取締役、葛西義明でございます。今回は先ほど町長の提案理由でございましたように、小学校5校に関しまして259台を納入するものでございまして、納期は平成22年3月26日でございます。

今回の指名業者は青森市及び三八地区の学校への納入実績のある業者11社を指名し、4社が辞退したことにより、7社での入札となったものでございます。開札一覧をちょっと読み上げさせていただきます。青森共同計算センターが4,915万円、扶桑電通が3,740万円、東北ユーザックが4,875万6,000円、株式会社シンクが4,332万1,000円、青森電子計算センター3,700万円落札でございます。リーディングシステム4,480万円、サン・コンピュータ4,340万円で、青森電子計算センターの落札率は69.73%でございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第130号は原案どおり可決されました。

.....

議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第3、議案第131号、財産の取得について(南部町立中学校コンピューター機器)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) 3ページでございますが、議案第131号、財産の取得について。

南部町立中学校で使用するコンピューター機器の購入契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

4ページをお開きください。品名でございますが、南部町立中学校コンピューター機器。納入場所、南部町内(福地中学校、杉沢中学校、名川中学校及び南部中学校)。売買代金、2,808万7,500円。契約の相手方、八戸市北インター工業団地1-5-10、株式会社サン・コンピュータ、代表取締役、三浦克之でございます。4中学校276台を納入するもので、納期は平成22年3月26日までであります。

指名業者は、小学校の場合と同じであります。小学校で落札した業者は入りませんので、6社での入札となりました。開札一覧を読み上げますが、青森共同計算センターは3,257万7,000円、扶桑電通は2,700万円、東北ユーザック3,202万5,000円、シンク2,831万4,000円、リーディングシステム2,750万円、サン・コンピュータ2,675万円落札でございますが、落札率は77.65%でございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。坂本正紀君。

○15番（坂本正紀君） 先ほどの落札価格と、先ほどは69.73%、今回が77.65%ですけれども、こんな予定価格よりも入札価格が少ないということは、役場としても大変助かるわけなんですけれども、落札価格との違い、役場で予定価格というのはどのような形で見積もりとか、価格の設定をしているのかご質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 今回は、コンピューターはなかなか専門的で難しいというようなこともありまして、事前に委託をしまして、NPO法人のコンピューターシステム調達の適正化委員会というのがありまして、そちらのほうからいろいろ指導を受けながら、今後のことも考えながら日本のどの会社でも納入できるように、それから今お話ししましたように、国内メーカーですと、メンテナンスとかについても対応が速いということで、その辺でお願いすることにしましたが、適正化委員会のほうからの指導に基づいて、機器の選定等も行っておりました。

○議長（小笠原義弘君） 坂本正紀君。

○15番（坂本正紀君） ちなみに今入れるコンピューターは国産のやつですか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） はい、国産でお願いして、入札は国産でやりました。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号は原案どおり可決されました。

議案第132号の上程、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第4、議案第132号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号は同意することに決しました。

議案第133号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第5、議案第133号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第133号は同意することに決しました。

.....

閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第26回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11月27日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございました。

提案いたしました全議案とも慎重審議の上、原案のとおりご議決、ご承認を賜りましたことに

対し、衷心より御礼を申し上げます。

さて、間もなく４年間の任期を迎えます私の在任中における総括をここで申し述べさせていただきます。

合併直後の平成18年２月に行われた町長選挙に際しまして、私は「工藤祐直の町づくり」を選挙公約に掲げ、多くの町民の皆様からご支援をいただき、町長の任につくこととなりました。その選挙公約では、「教育の充実」「農業・産業・観光の振興」「医療・福祉の充実」「行政改革の推進」「働く女性・若者定住・雇用促進の推進」「生活環境の整備」という六つの大きな柱を掲げておりました。

また、平成20年度には、南部町総合振興計画を策定し、「産業振興で活力と交流に満ちたまち」「保健・医療・福祉が充実して安心・安全、快適に暮らせるまち」「環境と共生して幸せを実感できるまち」「あすを担う人を育て一人ひとりの個性を活かすまち」「協働と参画により町民が主役となるまち」「計画的・効率的な行財政運営を目指すまち」という、六つの基本方向を掲げました。

私の任期中におきましては、これら選挙公約と総合振興計画に基づき、各種施策、事業を厳しい財政状況の中にあって、各種補助金や助成制度を有効、効率的に活用し、実現可能なものから実施してまいりました。事業の実施に当たっては、これまで議員各位のご理解と絶大なるご支援を賜りましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、常日ごろから私が申し上げております町民とのキャッチボール対話につきましては、多くの町民の皆様からご理解とご支援、または叱咤激励をちょうだいいたしましたことにつきましても、この場をお借りしまして感謝申し上げます次第であります。

さて、この４年間の総括と言えるかどうか意見は分かれるかも知れませんが、一つの指標としてことし８月に発行した「広報なんぶちょう」に総合振興計画の進捗状況を掲載いたしました。これによりますと、全体の事業着手率が88.6%とおおむね９割の事業に着手することができました。また、各種事業推進をする一方、平成18年度に策定した集中改革プランに基づき、事務事業の再編、統合、施設管理の合理化、人件費の適正化など、行財政改革を進め、平成20年度までに計画されていたほとんどの見直し事項に取り組むことができ、経費節減等の財政効果の比率では、112.5%と、計画を上回る実績を上げることができました。中には時間をかけ、慎重に対応していかなければならない事務事業もございますが、合併直後の４年間としましては、計画以上に早期達成できるなど、順調に町づくりを進めることができたと考えております。これまでは「合併して何年」という言葉を私もたびたび使ってまいりましたが、節目の年は別としまして、そろそ

るこの言葉から卒業し、さらにこれまで事業を進めるに当たってよく言われてまいりました「町の一体感の醸成」については「一体感の確立」へと、また、ハード面における「施設の連携」については、「統合」へと転換していくべき時期が来ているものとも感じております。

また、国の来年度予算編成作業が進んでおりますが、その状況を見ますと、今後、地方に関する行政、財政、税制など、地方自治の根幹にかかわる制度の大きな転換期が訪れる気配が感じられます。

いずれにしても、今後の南部町の町づくりが合併直後にも増して、厳しく重要な時期になるものと考えてございます。私自身、既に年明けの町長選挙に再度立候補する表明をさせていただきましたが、「初心忘るべからず」の精神のもと、町民とのキャッチボール対話を続け、南部町のさらなる発展に寄与したいと考えております。先ほども申し上げましたように、総合振興計画や集中改革プランの進捗状況は高い数値となっておりますが、まだまだ重要課題も残されており、特に医療健康センターにつきましては、将来的高齢化が進む中で、町民の皆さんが安心して医療を受けられる安心して暮らせる町づくりのために取り組んでまいりたいと思います。

なお、9月の補正予算で調査費用を計上させていただき、調査を進めてございますその結果を踏まえ、また建設委員会のご意見を踏まえながら判断をしてまいりたいと、こう思っておりますので、その際には皆様のご理解をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そのほかの事業につきましても、誠心誠意取り組んでまいる所存であります。町民とのキャッチボール対話ももちろんでございますが、議員の皆さんとも議場だけではなく、ふだんにおいてもキャッチボール対話を続けて取り組みをさせていただければと思っております。

議員各位におかれましても引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君）　ここで閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る11月27日から本日までの7日間にわたって、議員各位に提出された議案について終始熱心にご審議を賜り、また町長初め、理事者の皆様に審議にご協力をいただき、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。

また、この1年間、議員各位には、当町発展と福祉増進のためにご尽力を賜りましたことに対し、敬意を表し、心からお礼を申し上げる次第でございます。

年の瀬を控え、私ども多忙のことと存じますが、これから一段と寒さが厳しくなっております。

すが、議員、理事者の皆様にはご健勝で輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。きょうは本当にご苦労さまでございました。

これをもちまして、第26回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1 時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 工 藤 久 夫

署 名 議 員 坂 本 正 紀